第 **1 4 回**三番瀬再生会議 議 事 録

日時 平成 1 8 年 7 月 2 3 日 (日) 午前 1 0 時 ~ 午後 6 時 場所 (財)海外職業訓練協会

目 次

1	. 開	会						 	ı	1
2	. 議	事						 		1
	(1)三番	香瀬再生 計	一画(事業)	計画)(素乳	案)につい	て	 		7
		C 5	ブループ					 		8
		Βク	ブループ					 	4	C
		ΑĆ	ブループ					 	5	g
		全体	は・第1章	Ī				 	8	4
	(2) 報告								
		٠٢≡	番瀬フェ	スタ200	6」の実施	色について		 	8	5
3	. 閉	会						 	8	6

1.開 会

三番瀬再生推進室長 ただいまから第14回「三番瀬再生会議」を開催します。

本日は、矢内委員、本木委員、岡本委員から、所用のため欠席との連絡がございました。 現在、委員 21 名中 18 名の出席をいただいており、設置要綱第 6 条第 5 項で定める会議 の開催に必要な委員の半数 11 名を充足しております。

配付資料の確認をさせていただきます。

次第 裏面に委員名簿がございます。

資料 事業計画(素案)の課題整理に係るグループ編成 C グループ、B グループ、A グループ及び全体又は第1章に係るとりまとめ結果

となっております。

また、別途、「三番瀬フェスタ 2006」の広報用チラシを配付しております。 これから会議に入りますが、会議の進行は大西会長にお願いします。

2.護事

大西会長 皆さん、おはようございます。きょうは、全体のこれまでのスケジュールから言え ば臨時ですけれども、集中して事業計画の議論をしようということで、朝からお集まりい ただきまして、ありがとうございました。

はじめに、きょうの会議開催結果の確認を担当していただく方を決めさせていただきます。きょうは細川委員と歌代委員の順番です。よろしくお願いします。

きょうの議題は、「次第」にありますように、「三番瀬再生計画(事業計画)(素案)について」と、報告事項として「『三番瀬フェスタ 2006』の実施について」、それから「その他」ということであります。

最初に、前回(第 13 回)を 14 日に開催いたしましたけれども、特に事業計画の中の D、E について審議をして、修正の方向をまとめて、きょう修正版が場合によっては出されるということでありますが、県のほうで前回の議事についてかいつまんで整理していただくとどういう感じになりますか。今のようなことでいいですか。

三番瀬再生推進室長 それでは、第 13 回再生会議の結果について、資料はありませんので、 読み上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

大西会長
簡単でいいですよ。記憶もそれなりにみんなあると思いますので。

三番瀬再生推進室長 第 13 回の会議結果ですが、県から 3 月 28 日に諮問した「三番瀬再生計画(事業計画)(素案)」について御審議いただきました。

「会長からの発言」ということで、再生会議と評価委員会の役割について、再生会議委員の中で考え方に差異が生じているので、整理すると以下のとおりであるということで、

- 1 再生会議は、県が行う再生事業に対して中立的な立場で意見を述べる機関である。
- 2 評価委員会は、再生会議から県に意見を述べるにあたり、より専門的な検討を行って、再生会議に科学的な判断材料を提供してもらうため、再生会議の下部組

織として設置されている機関である。

3 再生会議では、評価委員会からの助言を踏まえて議論を深め、合意を図っていく。 というような発言がございました。

それから「三番瀬再生計画(事業計画)(素案)について」ということで、まず、会長から事業計画素案の審議の進め方及び答申の取りまとめに関する基本的な考え方が示され、再生会議で確認をいただきました。

- 1 事業計画素案の審議の進め方について
 - ・今回及び次回の再生会議で本格的な議論を行うこととし、グループ内の整理が比較的まとまっているところから、 D、 E、 C、 B、 A、全体及び第 1 章の順に議論を進めていくこと。
 - ・グループごとの審議の中間で会場の意見を伺い、再生会議での議論の展開に生か すこと。
- 2 答申の取りまとめに関する基本的な考え方について
 - ・再生会議において意見が一致した事項を答申の内容とすること。
 - ・既に再生会議から答申を終えている基本計画の内容にさかのぼる事項は、答申の 対象としないこと。
 - ・事業計画素案を修正する際は、修正文とその理由を明記すること。
 - ・再生会議で意見一致に至らなかった場合においても、賛成者の多い意見及び事業 計画とは別に再生会議としての意見を述べたい事項については、付帯意見とす ること。
 - ・答申のまとめ作業は、各グループごとの取りまとめ責任者が行い、全体及び1章 については、再生会議の議論を踏まえて吉田副会長が行うこと。

でございました。

続いて、最初にDグループの審議ということで、Dグループの取りまとめ責任者である 吉田委員から、「第8節 環境学習・教育」「第9節 維持・管理」及び「第11節 広報」の三つの担当節について、修正意見や新規事業提案の説明があり、これに基づき質疑応答及び意見交換が行われました。その結果、吉田委員が審議結果に基づき答申案を作成することになりました。

次に、Eグループの審議ということで、取りまとめ責任者の倉阪委員から、「第 10 節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進」及び「第 12 節 東京 湾の再生につながる広域的な取組」の二つの担当節について修正意見の説明があり、これ に基づき質疑応答及び意見交換が行われました。その結果、倉阪委員が審議結果に基づき 答申案を作成することになりました。

続きまして、大槻副知事から挨拶がありまして、6月定例県議会及び三番瀬問題特別委員会における審議状況を説明し、再生会議からできるだけ早期に事業計画の答申をいただき再生事業を実行に移したいという挨拶がございました。

会長の取りまとめということで、次回の会議(今回の会議です)で、 C 、 B 、 A 、全体及び第 1 章の順に議論をするということでまとめられました。

報告事項ということで、県から、市川海岸塩浜地区護岸検討委員会要綱の改正及び委員 の追加と、18 年度三番瀬自然環境合同調査の実施を報告いたしました。 4番目は「その他」ということで、次回の再生会議は、きょう 7 月 23 日、この場所で 開催するということになっております。

なお、今読み上げましたけれども、第 13 回再生会議の結果につきましては、議事録ができ上がっていませんので、本日の結果とあわせて、次回、第 15 回再生会議の際に報告させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

大西会長 ちょっと期間が短かったのでまだ資料の格好では配付できないということですので、 いま口頭で、前回の審議経過を思い出していただくために発表していただきました。

後で竹川さんの発言は時間を取りますので、今の発表について何か質問がありましたら。 よろしいでしょうか。

それでは、きょうの議事を今のように C、 B、 A という順でいきますが、前回、質問で一つ回答がなかったもの、市川航路の浚渫土砂の茜浜沖窪地への投入と三番瀬漁業の関係についてということで、竹川委員からの質問がそのままになっていますので、これについてまず回答をお願いして、それから、竹川さんが最後に質問をされたところを途中で打ち切りましたので、それをきょう冒頭にしていただき、それが終わってから C の議題にいきたいと思います。

では、県のほうでお願いします。

水産課 前回、第 13 回会議での竹川委員からの「第 12 回三番瀬再生会議において、港湾課から、市川航路を浚渫した土砂を茜浜深掘部へ漁業のために投入すると説明があったが、どのように漁業に有効なのか、また評価はどうなのか」という質問についてお答えします。

埋立用土砂の浚渫跡地である浚渫窪地は、底引き網漁業等の操業の支障となっていることから、漁場造成のため、現在、埋め戻しを進めております。漁場としての評価は、現在、埋め戻しが継続中であることから実施しておりませんが、毎年度、埋め戻しの状況を深浅測量により確認しております。埋め戻しが完了した後には、漁場利用の面から評価を行いたいと考えております。

なお、浚渫窪地は青潮発生の一因とも言われていることから、埋め戻しによりその解消 にも寄与するものと考えております。

以上です。

大西会長 今の県からの報告について、何か質問がありましたらお願いします。

竹川委員 浦安のほうの浚渫窪地から比べますと、比較的容量は少ないように聞いておりますが、大体今のテンポでいきますと、どの程度の期間がかかるのか。

それから、15mくらいまで、ないしはそれ以上深いところについては、海水の湧昇などがあまりないのではないかということ、ないしは、窪地の場合、航路も同じでしょうけれども、若干漁場としての価値もなきにしもあらずというふうな話も聞いておりますので、埋め戻し完了までの予定と、完全に埋めてしまうのか、どの程度まで埋めるのか、という点についてお答え願えればと思います。

水産課 今の点についてお答えいたします。

茜浜の浚渫窪地ですが、委員御指摘のとおり、浦安に比べると小さいわけですが、全体としては 600 万㎡ぐらいの深掘跡地となっております。現在までのところ、約6割、380万㎡ぐらいが埋め戻しをされております。したがいまして、これから優良な水底土砂がどれだけ出てくるかにもよるわけですが、あと5年かその程度はかかるのかなと考えており

ます。

それから、深いところの水、15m以深は出ないということですので、そういうふうにうちのほうでは考えておりますが、現在、茜浜の水深は深いところで約9mとなっております。これにつきまして、具体的に申しますと、底引き網漁業が網を引くときに、段差となっておりますと、そこに桁をかけてしまい操業ができないという状況ですので、そこのところをなだらかにしていければと考えております。

竹川委員 ありがとうございました。

大西会長
それでは、今の報告については、ほかになければ以上としたいと思いますが。

- 清野委員 今の浚渫窪地の埋め戻しについてですけれども、深浅測量は毎年行ってモニタリングをされているというお話ですが、投入している土砂の粒度分析、あるいは深浅測量以外のいろいろな漁場回復効果や青潮防止効果というものは、評価するような基礎データは取っておられるでしょうか。あるいは、今後そういうような予定はありますか。
- 水産課 浚渫土砂の投入土砂の土質ですが、これは海洋汚染防止法に水銀、ダイオキシン類等 37 項目の基準がございますので、それはクリアするという形になっています。これは海 上保安部の届出事項でもありますので、それがクリアしないと具体的には使えないという 形です。

モニタリングにつきましては、いま継続してやっておりますので、深浅測量は毎年のようにやっております。

これからは、深掘部の底のほうのDO等、あるいは、こんなものがどうなっていくのかというものをモニタリングしていきたいと思っております。最近では2ちょっとぐらいのDOの状況となっておりますので、この辺が青潮のときにどうなってくるかは、少し調べてみたいと思っております。

清野委員 そうしたら、実際にその調査を誰がやるということはまたこの再生会議の中でも議論になると思うのですが、例えば三番瀬全体の再生のときに、今までずっとやっていらした浚渫窪地の埋め戻しというのは、今後予想するとすごく重要なデータになると思うのです。以前から、県管理の市川航路などで採った土砂の重金属だけではなくて、粒度分析とか、もう少し土砂的なデータを取ってくださいと過去の会議でもお願いしておりますので、ぜひ、漁場という面だけではなくて、いろいろなところと分担してそういうデータを取っていただいて、再生の参考にさせていただけたらと思います。

以上、コメントです。

大西会長 特に県から発言がありますか。参考意見として聞いておくということですか。 水産課 はい、参考意見としてお伺いしたいと思います。

大西会長 今の点についてはよろしいでしょうか。

では、今の茜浜沖窪地への浚渫土砂の投入については、以上といたします。

前回、竹川さんの最後の発言が途中で打ち切りになっていますので、それをもし続けるのであれば、最初にまとめてお願いします。ちょっとポイントがはっきりしなかったので、ポイントをはっきりさせてください。

竹川委員 既に始まっているかもわかりませんが、平成 18 年度の環境基礎調査の点です。これは評価委員会の仕事にも関係がありますし、報告事項ということで、これは報告であまり論議が必要でないということでもないと思いますので、あえて論議させていただきたい

と思います。

その目的と規模です。これは平成 14 年度の調査に続いて行うということになっておりますが、平成 14 年度の場合は 53 ヵ所ですか。今回は 100 ヵ所以上の規模にわたりますので、かなり大がかりな、おそらく資金の面についても調査の内容についても充実したものであると思います。

次の3点について、もう一度さらに実施について十分検討していただきたいと思います。まず1点は、現在実施中の護岸工事の生物調査等をやられていたわけですが、これとの関連で、周辺の海域、これは猫実川河口域も全部含めるわけですけれども、そういった周辺の海域における生態系への影響があるのではないかという当時の御指摘が、まだ生きているわけです。

もう一つが、円卓会議最後の総合解析が行われましたが、その中で一番最後の締めくくりの問題が若干いろいろ問題も出されていて、完全に締めくくられた形になっていない。したがって、一番最後には、専門家の方々から「継続して調査をする必要があるのではないか」という御指摘で終わっているわけです。そういう意味での総合解析上の継続調査の内容も当然まだある。

三つ目が、その後提案された定期的基礎調査という方式、立派なものができているわけですが、そういった三つの問題が、この大規模な平成 18 年度の調査の中で一つの課題として取り組まれなければならないと思うのです。

提案ですが、平成 14 年度の場合も、53 ヵ所、全体として三番瀬を満遍なくやられているわけですが、今度は約 50 ヵ所増えて、100 ヵ所以上測量の地点が広がっているわけです。そういう意味合いで、現在実施中の塩浜護岸の前面の海域、いわゆる泥干潟という問題ですが、これについて、今までの測点からしますと、おそらく5ヵ所ぐらいの測点で平成 14 年度も今度の 18 年度も行われるのではないか。せっかく 50 ヵ所増やすのであれば、護岸工事関係で一番影響が大きいと思われるいわゆる泥干潟、浅海域、通称「猫実川河口域」と言ってもいいのですけれども、今まで本格的な調査が公式には行われていないという認識にありますので、その点を、例えば 10 ヵ所さらに増やすとか、15 ヵ所増やしてみるとか、そういうことで考慮していただけないかと思います。

その中身としましては、一つは、この沿岸域での堆積・浸食で土砂の地形の状況がかなり変わっているように見受けられるのです。最近でも 16ha ないし 30ha という大規模な干出域が見られておりますし、そういう点を専門家会議の総合解析の後の問題として検証していただきたい。

それから、いわゆるヘドロというお話がまだあります。専門家会議、再生会議、この場所ではあまりヘドロという話は出ていないのですが、この間の三番瀬特別委員会 県議会の会議の中でも、ヘドロという話が出ております。実際にヘドロという問題について、もう一度きちっとした土質の分析が必要であろう。

それから、海水の浄化の問題です。自然的な浄化力というのは相当ありますから、かなりの規模の海水が毎年浄化されていると思いますが、そういった海水の浄化ということで継続的な調査が必要ではないか。

それから、御存じのようにカキ礁の問題があります。これは国のほうでも関心があるようですが、県の問題としましても、これだけマスコミその他、市民調査等でクローズアッ

プされている問題ですから、その辺の生態系についての調査をもう少しやっていただければと思います。

それからアオサの問題です。これは魚場再生の中でも私は提案したのですが、アオサの発生源、発生の状況について、遅滞なく調査をする必要があるのではないか。これは市民調査とも関連いたしますし、いわゆる合同調査という形でもいいのですが、これについて既に一部アオサではない海藻らしいものが蔓延しようとしております。そういったことも含めて、平成18年度の調査に十分取り入れていただきたいという趣旨でございます。

大西会長 これは報告事項で説明されたものに関する質問ということですね。

ということなので、今の点に関連して、県の調査方針で、特に今後のモニタリングとどう結びつけていくのかとか、そういうことについて、県のほうでいかがでしょうか。

自然保護課 まず、18 年度に既に実施しておりますが、三番瀬自然環境調査事業につきましては、モニタリングということで定期的に実施していきますということで、3年ないし5年程度に1回は行っていくということで進めているものですが、調査地点100地点は、非常に多くなっているということでございます。過去の14年度の調査では53地点ですけれども、その前の補足調査では93地点ということで、その調査と10年度の調査を合わせまして必要な地点について継続的に実施していくという意味合いで、100ヵ所の地点を実施することになっております。

それから合同調査との関係ですが、合同調査については、自然環境調査とはちょっと趣が異なって、できるだけ広く多くの方に参加していただいて、三番瀬に対する理解を深めていただこうということで、それほど専門的・技術的な知識を必要としないような方法で実施すると伺っております。ただ、そこで得られた調査結果については、この自然環境調査にもモニタリングデータとして有効活用を図っていくことを考えております。

それから粒度組成の話と水深調査の関係ですが、粒度組成に関する調査については、18年度の調査の中で底質調査の項目の中に含めて実施する予定でございます。

深浅測量につきましては、今後、事業計画5ヵ年の中で、専門家の方々の御意見をいた だきながら、適当な時期に実施したいと考えております。

大西会長 これは報告事項なので、ここで審議するテーマではありませんが、調査の目的ある いは対象、実施方法について委員から意見があったということで、参考にしていただきた いと思います。

この調査については、これから評価委員会で全般的なモニタリングをしていくことが本格的に始まっていくと思いますけれども、それにどう生かしていくかということなので、将来については、評価委員会の専門家の意見なども十分に参考にして、調査が有効に行われるようにしていただきたいと思います。

川口委員 竹川委員が、委員の発言について、いま質問の中で言及されていましたので。

泥干潟についてあまり言及していないということですが、私は、あれは、この会議の中ではっきりと「ヘドロ」と言っています。

根拠としては、浦安のほぼ9割近い住民が漁業もしくは漁業に関連した時代に、ああいうものを全部「ヘドロ」と言っていました。ですから私も、「泥干潟」という言葉は使っていなくて、「ヘドロ」と言っています。その点ははっきりとしておきたいと思います。

もう一つ、今、竹川委員から調査の話が縷々出ましたが、これは県と水産庁にもお伺い

したいのですが、どうしたら現在の生態系ではなくて昔いた生態系に戻るのか、どういう ことが行われたら元のきれいな海になっていくのかということを、逆算ばかりしていない で、どうなったらそうなるのかという調査もぜひ加えていただきたいと思います。

大西会長 今のところは、ヘドロ問題でやり出すとなかなか大変そうなので。さっきの竹川委員のは、県議会での議員の発言にそういう発言があったということですよね。そこは今は 言及していないので。また、そういう議論をする機会があると思います。

それから、水産庁と県のほうに質問が出ました。今のに関連したことですが、お答えいただけますか。昔の生態系に戻すというようなことを方向として定めて調査をしているのかということですが。

- 水産課 現在、漁場再生につきましては、まず漁場マップづくりを現在やっているわけですが、 現在の漁場がどうなって、流れがどういうふうになっているのかを調査いたしまして、そ れから、昭和 60 年代に向かっての漁場再生の具体的な手法を検討していくという状況に なっております。
- 大西会長 今のに関連したことに限定して、議論はこれ以上深めないようにしようと思っています。
- 佐野委員 ヘドロの議論は僕はもう既に終わっていたのかなと思っていましたが、科学的な調査の結果や総合解析の結果を読むと、猫実川の河口域については、総合解析の結果でも、 泥質の底質として他の三番瀬の海域にはない非常に貴重な場所であるということがきちっと記述されております。

それから、かなり古くはなりましたけれども、補足調査の結果を見ても、あそこがほかの海域にないいろいろな生物がいるとか、あるいは稚魚の餌の供給場になっているとか、 浄化能力が高いとか、いろいろな評価があります。

それから、市川市も海域調査をやっていまして、当初は「ヘドロ」という言葉がちらほら見られましたけれども、最近では「ヘドロ」という言葉も見えなくなってきているということで、猫実川河口域のヘドロの認識につきましては、見ればわかりますので、本当にヘドロだと思っている方はぜひ見に来てください。御案内したいと思います。一目見ればわかっていただけるかと思いますので、よろしくお願いします。

それから、竹川委員の先ほどの要望ですが、私も、50 ポイントも調査ポイントが増えるのであれば、今のように再生会議の委員の中でも猫実川河口域をめぐってはいろいろな意見があるわけですので、したがって、そこを密に調査するということは、非常に意味がある、有効だと思いますので、そこら辺に力点を置いた調査計画を立てて実施していただきたいなと強く思っております。よろしくお願いいたします。

大西会長 その問題はこれからいろいろ調査をして、またデータも出てきて、この場でも議論 する機会がある。いわば再生の一番重要な鍵を握る場所でもあると思いますので、きょう はメインの議題になっていませんので、このくらいにしたいと思います。

(1)三番瀬再生計画(事業計画)(素案)について

大西会長 それでは、本日の議題に入りますが、きょうはCからということであります。できればきょう一通り全部終わって、きょうはC、B、Aについては、修正案を出すというわ

けにはいかない、修正のポイントを確認するというところが目的であります。

次回が 9 月 27 日に予定されていると思います。大分期間があります。その間に、取りまとめ責任者をそれぞれグループごとに決めてありますので、御苦労ですけれども、きょうの議論、前回の議論を踏まえて修正案をまとめていただきまして、それで取りまとめ責任者の打ち合わせというような会議を持たせていただきます。これは非公開になると思います。そこで全体の整理を行って、それを、事前にお送りしたいと思いますが、9 月 27日に審議できるようにまとめたい。一応そういう目標で進めたいと思います。

Cグループ

大西会長 それでは、Cについて報告をお願いします。

川口委員 委員長、ちょっと県のほうに確認したいことがありますので、発言を許していただけますか。

大西会長 はい。

川口委員 県にお尋ねいたします。この事業計画というのは、県の事業の中でどういう位置を 占めているのでしょうか。例えば、行政側でよく使う言葉に、まず構想の段階があって、 計画案があって、計画決定、事業計画、事業決定、実施と、そういう流れがあると思うの ですが、どうも、今までのDとEの議論、これから私たちがする議論が、かみ合わないと ころがある。事業計画とはどこに目標があるのか、どこまでを事業計画としているのか、 それの見解がずれていると議論していてかみ合わないところを多々感じますので、それを お答え願いたいと思います。

大西会長 もうちょっと具体的に質問してもらえるとわかりやすいです。

川口委員 例えば、「目標」とか「検討」という記述が、5、6、7節においても、「検討」が 「目標」になっている記述が4ヵ所ぐらい出てきます。「調査」も2ヵ所出てきます。そ うすると、事業計画は調査とか検討も事業計画なのでしょうか。そのような意味の質問で す。

大西会長 では、県の事務局でお答えをお願いします。

三番瀬再生推進室 事業計画の位置づけということで、抽象的な話になるかもしれませんが、それについては、県の計画として、いわゆる再生計画を基本計画と事業計画と実施計画というふうに三段階で分けると御説明したところだろうと思います。その整理から言えば、事業計画というのは中期的な事業、具体的に、今回で言えば、5ヵ年間で県が取り組む事業について整理した。それが35の事業がありますということです。ある種具体性のないところについては、もう一歩踏み込んだ実施計画ということで、これについてはある程度の予算確保という観点も意識しながら、具体的なものは、どちらかというと毎年度ごとになるであろう実施計画で整理していくということでございます。

具体的な御質問ということで、「調査」「検討」というような項目も確かに事業計画の中に入っていますが、35 の事業というのは、事業のそれぞれの進捗度合いというものが全部異なっておりますので、具体的に何らかのハード事業に取り組むというものもありますし、事業実施はもう少し先だけれども基礎調査、検討をしていくとか、試験をしていくとかいうような位置づけ、少し抽象的ですが、継続的事業、緊急・早期着手事業、中期的事

業というようなことで、ぼんやりとではありますが分けておりまして、そういうことで事業の熟度が違うので、表現とか事業に取り組む内容も違っておりますが、検討とかそういうことも含めて 35 の事業をこの 5 ヵ年で取り組む事業というふうに整理しているところでございます。

川口委員 もう一言よろしいですか。

大西会長 はい。

川口委員 そうしますと、一般社会と言っていいかどうかわかりませんけれども、事業計画というと、我々は大体設計図なり全体構想図みたいなものが出て、それが計画だというように思うのですが、特にこれから討論する第6節については、ほとんど言及がありません。ほかのセクション、関連する市は検討している。そういうところで「調査」とか「検討」という字が躍ってくるのですが。

それから、「早急に」という言葉もたびたび出てくるのですが、県が考えている「早 急」というのは、時間のスパンで言うとどのくらいのことを指すのですか。

大西会長 進め方ですが、御趣旨はわかるのですが、川口さんは取りまとめ責任者で、Cのまとめを今からやってもらうので.....。

川口委員 今の話がみんなかかわってくるのです。

大西会長 わかるけれども、それを具体的に報告の中に入れていただいたほうがわかりやすい と思うのです。

川口委員 それでは、始めさせていただきます。

C グループはほかのグループよりもメンバーが多くて、私を入れて合計 6 人です。その 6 人の中で意見が出たのは 3 名です。ほかのグループからの意見が 3 名ありました。

前回は意見の数も少なかったので要約して発表したつもりですが、その後、県のほうからほかの方からの意見も届きましたので、ようやくというか、それぞれの方の意見を載せました。

Cグループは、D、Eのグループのように全会一致は一つもありません。なぜかというと、6人が一堂に会って話したこともなく、それぞれの委員と意見交換する機会もありませんでしたので、これは個人的な意見をここへ載せたというのが正解です。

それでは、第5節からまいります。

これは竹川委員の意見です。これを一々読んでいると長いですので、皆さん後でゆっくり読んでください。このようにしたらどうかという意見がありました。

大西会長 2ページ、3ページ、両方ともですか。

川口委員 きょうの資料で言うと2ページです。今のは「施策の体系図」のことをお話ししま した。

次の「市川塩浜護岸改修工事」。

これも長いのですが、要約すると、4行目、「同じく危険な状態である1丁目について、同様に安全性を早急に確保します」というようなことを入れてほしいと。これは全部あくまでもそれぞれの委員の個人的な意見ですので、またこの後、討論していただきたいと思います。

それから、下から3行目、1丁目が海岸保全区域の指定がないということで言及ができないという意見もありましたので、「早急に海岸指定区域にすべき」という意見です。

次に、3ページ、事業全体についてです。

これも全部個人的な意見ですので、長くなりますから、目を通していただきたいと思います。

吉田副会長 個人的な意見だというのは、どなたの意見なのか言っていただけませんか。

川口委員 「1 市川塩浜護岸改修」については、川口の意見です。

「施策の体系図」は竹川さんです。

3ページ、「事業全体」、これは竹川さんの意見です。

大西会長 かいつまんで長いものを一言で言うと何かというのを言ってもらえると、時間が節 約できそうですが。3ページからで結構です。2ページはわかりました。

川口委員 この中で重要だと思うことは、竹川委員が内陸の行徳湿地における湿地再生について意見を言われております。それと、「順応的管理」「モニタリング」が重要な言葉だと思います。それから、13 行目の「特に」というところからは、竹川さんのかなり個人的な見解だと思いますので、このまま読んでいただいたほうがいいと思います。それが3ページから4ページの3行目まで続きます。

「事業内容について」、これは私の意見です。

「6行目に次の文章を挿入する」というところを、「この工事は、三番瀬再生事業の第一歩として恒久的な自然共生型護岸を志向します。また、リスク管理と防災対策を十分に配慮し、早急に安全かつ漁業、生態系を考慮した護岸の整備を進めます」というふうに直したいと思います。

それから、「7~8行目の文章を次のように修正する」は、「塩浜1丁目については、諸施策の遂行と並行させ着手するよう努めます」と変えていただきたいと思います。

「モニタリング調査」は、竹川委員の意見です。これも、次の5ページにまたがりますが、環境評価委員会についての評価を高くしておられます。

「2 自然再生(湿地再生)事業」、これは川口の意見です。ただし、これは市民参加 も含め交通ルールとか交通手段も含めるための研究会ということで、少し村木委員の意見 も集約した形でこの中に入れました。

次の段落のところですが、これは後藤委員からの意見です。「湿地復元、自然再生の場、 実験の場の検討を早急に進めておく必要がある」というのが要約した重要な意見だと思い ました。

6ページ、「事業全体についての意見」。

1 行目、「事業名の『自然再生』はあまりにも非科学的だと思う。() 内の『湿地再生』程度に限定してほしい。……『自然』を使うのであれば『再生』でなく『回復』とすべき」というのが御意見として重要だと思いました。

2の5行目、「遅滞なく護岸工事というのは如何なものか、市川市と県の基本的方針が不透明である」。この点も再三この再生会議の中でも出ている意見だと思いました。

次に、その下に、「護岸背後の再生計画について5か年かけて着手の段階に達しない場合、護岸・防災を含め対策を検討しておくべきだ」という意見が出ました。

次は、6ページの下から2行目、「事業名の修正」、これは川口と竹川さんの意見が一緒 だったと思います。

次に、7ページ、第6節です。

これは、意見を寄せられた中で、表現方法は違うのですが、要約すると、ルールとか、まちづくりをどうするとか、そういう問題が出て、目的の前に細部の検討をしてはどうかという意見が多いものですから、「三番瀬を活かしたまちづくり研究会」をつくると、その中でいろいろな議論ができるのではないだろうかと、勝手にまとめた川口の意見です。

次の「4.習志野側では~」、これは矢内委員の意見です。これはそのまま読んでいただいたほうがいいと思います。

次の「【第1次計画の目標】も書かれていないので、方向性のみは書いておく必要がある」、これは後藤委員の意見です。この中で上から5行目の「再生は、市や住民、地権者、NPO等と協力・連携した『三番瀬を活かしたまちづくり』が不可欠です」、ここでもまちづくりが出てきますね。私の意見は、ここに漁業者が入っていないので、「市や漁業者、住民、地権者、NPO等」というふうに入れたいと思います。

一番下の行、「ここで言う」から始まりますが、これは村木委員の意見です。ここでも「ルールづくりが必要」ということを述べておられます。そして、「主体間の連携」ということで、主体というのは、おそらく県と関係する市のことを言っているのだと思いますが、どこがマネジメントを行うのかということが大事な御意見だと思います。

その下の段も村木委員の意見です。

9ページに移ります。

谷津干潟から始まるこれは、米谷委員の意見です。浦安の言ってみれば無秩序なマンション群に対して、そうならないようにという意見を言っておられる。これもやはり「三番瀬を活かしたまちづくり」の中に組み込める話だと思いました。

次に、「事業計画が記述されなかったことについての意見」です。これは竹川さんの意見でした。

次に、10ページ、第7節に入ります。

ここでも、ルールづくりについて、「海や浜辺の利用のルールづくり」と修正するという意見が出ています。これは複数の意見があったものを一つにまとめました。

「【第1次事業計画の目標】の修正」で「表題の下から4行目……」とありますが、「自然再生の実現を図ります」と入れてほしいと思います。

次の「【施策の体系図】の修正」、これも矢印の方向にする。これにもやはりまちづくり 案がないので、課題が先に行ってしまっていますね。ですから、まちづくりを先に、どう いうグランドデザインをするのか。その中で、細部のルールとか、学習、自然再生、そう いうことになると思うのですが、この事業計画の中でグランドデザインが出ていないもの ですから、先に細部のことに言及するようになっていると思います。

次の「節全体について」。ここでも、住民は限られるので、「市民参加」という言葉のほうがふさわしいと。これは村木委員の意見だったと思います。

「節全体について」。「三番瀬を活かしたまちづくり研究会」、この「研究会」という言葉は私が触れたのですが、ほかの方からの意見の中に、やはりまちづくりを先に進める、 三番瀬を活かしたまちづくりをすることが重要だという複数の意見がありました。

10 ページの一番下の「ルール作りの取り組み事業」、これも村木委員からの意見です。 まちづくりの中で出てくる駐車場対策とか交通対策、これも含めて都市計画的な考え方で すが、そういうことが課題だという御意見です。

以上です。まとまりがなくて申しわけありません。

大西会長 なかなか議論する機会がなく、それぞれの人の意見が生で出ているという御報告でしたが、まとめ方で確認したように、「全体を合意する」ということをまとめていく際には重視しなければいけないので、個人名の意見だけでは答申に書くことができないと思います。

ここで、個人の意見が全体の意見になるような、つまりみんなが賛成するような意見もあれば、対立を含んでいるような意見もあるのかなと思います。できるだけ議論の中では、少しまとめていくという立場に立って、これを参考にして、こんなふうにまとめたらどうかという建設的な発言を期待したいと思います。

それで、第5節については、特に塩浜護岸の改修事業を含んだところで、1回かなり議論した内容も含んでいる。これは県の事業として行う部分を含んでいて、1丁目についてはどうするのだという問題が残っている。

第6節については、三番瀬を活かしたまちづくりで、あまりたくさん書いていないわけですが、書いていない理由は、それぞれの市の担当する都市計画を含んでいるわけで、県の計画の中でどこまで書けるのか。今の段階では、県と市が、例えば市川塩浜地区のまちづくりについて、必ずしも合意しているということでもないと思います。市川市は市川市で検討を進めていることは当然だと思いますので、そうした地元でまとまりつつある、あるいは検討している内容とこの事業計画をどういうふうに関係づけていくのかという問題があるということで、他の場所についても一段と歯切れ悪く1~2行ずつしか書いていないというふうになっているのだと思います。

その背景については、ここで議論しても、それ以上詰まらないという問題もあると思います。つまり、ここにいる以外の主体が関係している。オブザーバーでいらっしゃいます。ということで、それを踏まえた書き方が求められるだろう。

第7節は、少し一般的に書けるところですが、似たような問題を少し含んでいるという ことですかね。

ということで、この第5、6、7節は、県のつくる事業計画という観点からすると、少し難しい。つまり、県以外の主体がいろいる中心になる場面が多いという意味で。それを特に6節、7節は含んでいるということであります。その辺を踏まえたまとめ方が要るのだろう。

きょう議論をしていただいて、大きな方向を決めて修正を具体的にやっていくという段取りになりますので、とにかく議論をしないと皆さんの意見の広がりがわかりませんので、意見を出していただきたいのですが、少しまとめるという立場に立って御発言いただけるとありがたいということです。

では、第5節について。

倉阪委員 まず、議論の進め方ですが、5節の中で、市川市塩浜護岸改修事業についてまたさまざまな意見が出ているわけですが、ここについては、この事業計画の中に、先行してこの再生会議で議論をした結果が載っているはずですよね。したがって、ここについて再度また修正するというのがわからないです。したがって、ここの部分について修正をするという意見は、ちょっとそぐわないのではないか。

この中身を見ると、例えば、1丁目のところでも緊急性があるのではないかとか。別の

ところで立てられるものは、例えばそちらで新しい事業としてそういったところも検討しなければいけないよと別の事業を書いて、そこの検討が事業計画の中に全く見えないということではないようにするとか、そういった工夫をして扱うべきであって、この市川市塩浜護岸改修事業の修正分という形ではないようにしたほうがいいのではないかというのが、まず1点です。

それから、ほかのところも同じなのですが、例えば、ここでは基本計画案については修正はしないわけですよね。したがって、節のタイトルについては、基本計画案のタイトルがそのまま来ていますから、ここも修正対象ではないのかなと思いますので、そこについてはこのままやるほうがいいのかなと思います。

「施策の体系図」について、これは5節以外にも出ているわけですが、そこについては、全体の取りまとめの方針との関連があるかと思います。再掲をして、ほかのところにも関連事業がありますよというのがわかりやすく書かれるという趣旨ですので、したがって、そこについては、議論の結果、例えば干潟化試験みたいなものが落ちてしまうということであれば、この体系図から自動的に落ちるというような形になるわけですが、ここの議論で落とすというようなことにはならないと思います。そのあたり、どこまで議論対象なのかというのをまず確認をしたいと思います。

- 大西会長 県のほうに確認しますが、今の1点目の市川市塩浜護岸改修事業、これは先行して 事業計画をここで議論して答申をつくりましたけれども、それとそっくり同じものが載っ ているということでよろしいですか。
- 三番瀬再生推進室 はい、そのとおりです。
- 大西会長 どこからどこまでですか。1のところ全部ですか。28 ページのほうにも及んでいますか。
- 三番瀬再生推進室 事業計画書のほうでいきますと、29 ページの1番がそっくりそのまま昨年12月に答申いただいた内容でございます。

大西会長 28 ページは?

三番瀬再生推進室 そのときには「護岸」しかありませんでしたので、「第1次事業計画の目標」「施策の体系図」は12月時点では載っておりませんでした。

大西会長 上の四角の中はどうですか。

- 三番瀬再生推進室 上の四角は基本計画の写しでございますので、そっくりそのままです。
- 大西会長 ということで、今、倉阪委員の提案というか、この間は、基本計画についてはここで議論しないということなのですが、その精神からいけば、1回審議してまとめたものについて、特に事態が変更していない中で再審議しないという考えでいけば、29 ページの上の「市川市塩浜護岸改修事業」は、去年答申をしているので、これについてはこのままでいくという提案ですが、その考え方についてどうですか。
- 川口委員 その答申案は全くそのとおりなのですが、その答申を出す前の意見として、1丁目の護岸についても、安全性はむしろ1丁目のほうが危険な度合いが多いという意見もたくさん出ていました。ですから、2丁目と3丁目について順次5ヵ年でやっていくということと並行して……。基本計画の28ページの第5節のところに、「安全性が保たれていない護岸については、必要な安全性を早急に確保することが必要です」、その次の行にもまた同じ文言が繰り返されています。「そのために、安全性が保たれていない護岸については、

安全かつ生態系に配慮した護岸改修を早期に進める」と書いてあるわけです。それを冒頭に聞きました。「早急」という言葉は、タイムスパンで言ってどのぐらいのことを指すのか。言葉だけが躍っているのではないでしょうか。ここではやはり、1丁目についても、予算がないとか、前に聞いたときは海岸保全区域に指定されていないからということが理由だったようですので、予算がないものであれば、それは予算をどうするのかという議論

.....

大西会長 予算というか、制度の問題です。

川口委員 ですから、なぜ1丁目について言及されていないのかを、もう一度確認したいと思います。

大西会長 わかりました。

それでは、今のところの扱いは、29 ページに書いてある市川市塩浜護岸改修事業、これは2丁目、3丁目を対象とした事業で、これは一度ここで答申をまとめたので、これは変えないということにしたいと思います。

それで、1丁目についてはここに触れていないので、1丁目についてどういうふうに書くか、改めてここで検討することにしたいと思います。

それから、28 ページの下の体系図についても、一応、提案されている事業計画について、事業を関連づけている。わかりやすくするためにこういうふうにしてあるわけですね。だから、ここは関係がないという主張があれば外すということですが、その事業そのものをどう扱うかということについては、それぞれのパートで議論して、最終的に答申に沿った格好でここを再整理する必要があるだろうと思います。そういう扱いにしたい。あまり本質的なところではないと思います。わかりやすく図解してあるということです。

それから、28 ページでいうと、第5節と書いてある大きな見出しから四角で囲われているところ、これは基本計画の内容なので、ここまでは変えないということにします。

いろいろ議論していくと、ちょっと変えたほうがいいかなという議論もあるのですが、 そこまで入っていくと非常に煩雑になりますので、よほどのことがない限りはその議論は しないということにさせていただきます。

それでは、第5節に戻って、論点の一つは、1丁目についてどういうふうに書くかということと、ほかに何かありますか。今のような整理をした上で、第5節について御意見がありましたら。1丁目については、この後ちょっと議論したいと思います。

佐野委員 2ページの一番下のところに「漁港のあり方も含めて再生会議で議論する必要を痛切に感じております」という意見があるわけですが、「漁場」のほうで、漁場ということなので漁港とは違うから内容に含まれていないと理解しているのですが、漁港については円卓会議の中ではどうなっていたかというと、県と市川市と漁業者で公開の場を設けて、そこで議論し、その結果を再生会議にというような流れを確認して終わっているのです。ところが、正直なところ、それは動いていないのではないかなと思っております。ところが、一方で、市川市は、もちろん自分のまちの中の漁港ということもあって、検討を既に始めているようです。そういうことを考えますと、この事業計画の中に何らかの形で漁港の問題を記述する必要があるのではないかと思っております。それはここの中に入れるべきなのか、あるいは、漁場とは直接関係ないけれども漁業との関連でそこに書き込むのか、そこら辺もちょっとお考えいただければと思います。

大西会長 1丁目に関連して出てくるテーマの一つですね。

佐野委員 そうですね。

大西会長 わかりました。

ほかに論点がありましたら。

よろしいでしょうか。

それでは、この第5節については、1丁目についてどういうふうに書くか。いま出た漁港が1丁目にあるわけですから、それを含めてということでよろしいですね。

それについて意見交換したいと思います。

まず、背景として、1丁目が書かれていない理由を、コンパクトにまとめて県のほうで 説明をしてくれますか。

- 三番瀬再生推進室 1丁目につきましては、3月に諮問したときにも私は答えておりますが、ここは今現在は市川市が管理している護岸でございます。2、3丁目につきましては、16年度に海岸保全区域に指定しましたので、県が管理し、また整備の手法も明らかになっておりますので、5ヵ年の事業としてここに明確に載せられるようになってきているということですが、1丁目については、どういう手法で整備していくのかということ、また、整備の主体そのものも県と市川市とで協議しているような段階ですので、要は5ヵ年の事業としての確定がないので、ここには書ききれないということでございます。前回も申しましたように、市川市からは、「県でぜひやってほしい」「早くやってほしい」という要望を受けていることは事実でございます。
- 大西会長 さっき川口さんからあったように、「安全性が保たれていない護岸については、必要な安全性を早急に確保する」というのが基本計画に書いてあるわけですが、1丁目の護岸についてもこれの対象に当然なるのではないか。そうすると、「早急に確保する」ということはどうやって行うのかということです。これはどういうふうに考えていますか。
- 三番瀬再生推進室 おっしゃるように、2丁目、3丁目と同じように1丁目も同じ問題を抱えていることは県としても十分認識をしておりまして、具体的に言えば、県と市川市との協議の中で、事業手法、事業主体も含めて協議していかなくてはいけませんので、その辺の詰めをまずやらない限り事業は進まないと考えております。

大西会長 オブザーバーで市川市が見えていると思いますが、何か御意見ありましたら。 市川市 市川市でございます。きょうは部長の代理で来ています。行徳臨海対策課の東條と申 します。

県の御意見もありましたように、市川市では、1丁目護岸についても県が主体で整備してほしいということで、市長名でいろいろ要望を上げてございます。今までどおりですと、漁港の位置がなかなか確定しなかったのでちょっと延びておる状況ですが、今年度を目標に漁港の位置を市内部でも確定していきたいという考え方がございますので、その時期等を見計らって、県・市でいろいろ協議して進めていきたいと考えております。主体はあくまでも県でお願いしたいというのが、今の市川市の考え方です。

大西会長 整備の必要性、緊急性については、どのように考えていますか。

市川市 もちろん緊急性があるからこそ要望してあるわけでございます。

大西会長 そうすると、今の協議も早く進めなければいけないと。

市川市 そういうことでございます。

大西会長 関係する国交省の方、何かコメント、御意見があったら。

国土交通省 関東地方整備局でございます。部長の代理で参っております中島と申します。よるしくお願いいたします。

御指名がありましたので。私どもから直接コメントすることでもないのですけれども。 海岸法に基づき海岸基本計画が 16 年度にまとめられたということが先ほどの県のお話 で、海岸保全区域につきましては、1丁目は外れて、2丁目、3丁目がかけられていると いうことで、海岸法に基づく事業で今2丁目なり3丁目をやろうとしているのが県の意向 だと思っております。

1丁目につきましては、今のところ海岸保全区域から外れておりますので、そういった意味では、現在、事業スキームが通常の国の補助金が入った形ではできないということで、単独事業でやるなり、そういったところが今のところはっきりしていないというのが、今のところの整理ではないかと思っております。

ただ、海岸保全区域がかけられていないということで、高潮などで浸水する可能性がありますので、そこについて土地利用を考えた上で、潮に浸かってもいいのか、潮に浸かるのがまずいということであれば何らかの防護が必要ということになりますので、そういった対策が必要になるのではないかと思っております。

あと、海岸保全区域というのは浸食とか高潮などから市街地を守るための事業ですので、海岸保全区域に指定されていないから事業ができないというわけではなくて、海岸保全区域に指定されなくても、必要であれば護岸の事業をすればいいのですけれども、海岸法の目的はそういった防護ということになっておりますので、そういった事業制度は限定的にしか使われないというのが今のところのスキームでございます。

ただ、漁港につきましては、ちょうど前面あるいは隣接に漁港がありますが、そこについては水産庁のほうの所管になりますので、そこら辺についてはコメントを差し控えさせていただきます。

大西会長 水産庁もお見えでしたか。何か漁港部分についてコメント、御意見がありましたら、 お願いします。

水産庁 特にコメントというほどのものではありませんが、1丁目というのは、当然、漁港とセットでそこの海岸をどうするのかということが検討されていかなければいけないのは、 皆様御承知のとおりだと思います。

市川市漁港のことにつきましては、これもよく御存知のとおり、もともと極めて暫定的な構造でありまして、極めて手狭、それから本来漁師さんたちの作業スペースである陸上の広場みたいなところもない。本来であれば、三番瀬が埋め立てられていれば、そもそも別途のところに漁港が新しい形で整備されていたのでしょうけれども、三番瀬を今の形で残していく。ただし、では漁港をどうするのかという話が、残念ながら今のところなかなか進んでいないのは事実でございます。これはいろいろ地元の判断等ございますが、どういう形で漁港を整備していくのか、移転するのか、今の場所で新設するのか、スペースをどうするのか、まずそこがまとまらないことには、漁港の構造をどうするかという話が全くストップした状態で、海岸だけ先にという議論はなかなかしにくい状況がございます。ここは、さっき聞いておりますと、市川市、県の水産畑の方々も含めまして、簡単に進んでいるわけではございませんが、議論が少しずつ進んでいるとは聞いておりますので、や

はりそれが出てくることを待たざるを得ないと、正直なところ感じております。

大西会長 背景はおよそ浮かび上がってきたと思いますが、問題は、護岸が崩れそうだというものに対して、緊急に修理をするというようなことを考えていくべきなのかどうかというのが一つでしょうし、それから、高潮対策という意味でのいわば恒久的な護岸をどうするか、2丁目、3丁目についてはそういう議論をしているわけですが、これをどうするのか。それから、事業的には、海岸保全区域に指定しないと今の補助事業が適用されないということなので、そのときの事業の形態をどういうふうにするのかということ。それは事業主体にもかかわってくるということです。それから、漁港がいま暫定的な漁港なので、将来の恒久的な漁港をどういうふうに決定して、どうやって整備していくのか。そういう幾つかの論点があります。

それらを超えて、ここで基本計画の中では、安全性の観点から、早急に安全性を確保することが必要だというふうに書いてあるので、これに応えることが必要になるというのが基本計画からの要請ということです。

それでは、御意見を伺います。

竹川委員 この市川塩浜護岸の問題は、前の市川ワーキンググループから始まった護岸特別小委員会、引き続き再生会議における護岸検討委員会ということで論議されているわけですが、現在続けられている護岸検討委員会の中では、市川塩浜ということであって、それが1丁目であれ、2丁目であれ、3丁目であれというような形での要綱にはなっておりません。この基本計画を読まれてもわかりますように、そういった地区の問題ではなくて、ないしは海岸保全区域の問題ではなくて、直立護岸の一部には鋼矢板の腐食、老朽化、高さの低下ということが言われているわけです。事実、緊急・危険に対応した護岸対策ということが基本になって、論議がずっと続いているわけです。

特に1丁目については、前の暫定護岸、それから平成 13 年度に起きた補修問題は、すべて市川市だけでなくて、県の設計に基づいて、市川市が予算の一部も出して、どちらの責任ということでなくて実際上は運営されてきていると思います。

向こうの1丁目の漁業の問題もそうですけれども、奥の企業に実際に被害が出ている。 これは、当時、県のほうの企業に対する聞き取り調査も実施されているわけです。事実、 「被害がある」という県の御答弁があったわけです。

そういう意味でいきますと、あそこは護岸の陥没その他の危険が発生しておりますし、 いわゆる人命等にも影響があった。陸上の貨物関係も水を被ったとか、企業のほうにもそ ういった損害が出た。これがずっと今まで出てきている問題です。

だから、この問題は、いや市川は別なのだ、漁港とセットなのだというようなこと、ないしは海岸保全区域でないからどうという話は、公式の場ではあまり出ていなかったのです。逆に3丁目につきましては、ここで言う鋼矢板の腐食、老朽化、高さの低下で、向こうは高さは全然低下していません。いずれにしましても、3丁目の問題は、今までの公式の会議の中では一切出ていなかった問題です。1、2丁目の問題は、円卓会議の計画案にもきちっと書かれております。

大西会長 3丁目は、もうここでフィックスしたので、1丁目に絞って発言してください。背景はみんなある程度共有できたので、結論、主張のポイントを短くおっしゃってください。 竹川委員 ポイントとしましては、1丁目と2丁目を、この基本計画に沿った形で、この中に 入れていただきたい。いわゆるBの「漁業」の中では漁港の問題は触れていませんので、 やはりこの場の中で触れていただいたほうがいいと思います。

大西会長 「この場の中」とは?

竹川委員 「海と陸との連続性・護岸」の中で1丁目問題を……。

大西会長 1を変えるということですか。

竹川委員 はい。

大西会長 1 は変えないというふうにさっき確認しました。でも、そういう御主張ですね。

竹川委員 基本計画の中身は変えませんが。このとおりでいいですが。

大西会長 いや、事業計画についても、ここはもう既に答申をしているので、ここは変えない でいこうというのがさっきの確認です。あえて変えようという提案ですね。

竹川委員 そうです。

大西会長 わかりました。

川口委員 そうしますと、今、国交省、水産庁からも意見が出ましたけれども、先ほど言っているように、調整していても、主体がどこなのかというのが全くわかりませんね。緊急性がある対策を話しているのに、国交省も水産庁も、失礼ながら他人事みたいな発言がありました。調整するにしても、どこがリーダーになっているのか。それと、この再生会議の役割は何なのだろう。緊急性があるから討論しているのに、一体どこが結論を出すのか。それが見えないから、ほかから批判を受けるのではないですか。

ですから、誰がリーダーになってこの問題を決めていくのか。それと、そこのリーダーに対して再生会議の持つ役割の結論を出していかなければ、お互いに譲り合っていて......。 ですから、5年計画を立てても......。

僕は海岸保全区域がネックになっているのかなと思ったら、漁港の問題とも絡んでくる。5、6、7節は、まちづくりも含めて、全部密接にかかわっているわけですね。ですから、漁港だってここの再生会議で討論しなければ……。この委員の中にも、サンフランシスコのフィッシャーマンズワーフみたいな漁港になってほしいと思っている人も何人もいると思いますので、そういう意味で漁港のあり方も討論したいと思っているのですが。いずれにしても、ここで県が再三にわたって強調している緊急かつ安全を保つためのリーダーは一体誰がとるのか、今までの県、国の話の中で主体が見えてきませんね。その辺の結論を導くべきだなと感じております。

大西会長 文句はわかったけれども、提案としてはどう書けということですか。

川口委員ですから、一番力のある人を早く決めてください。そこへ言いますから。

大西会長「力のある人」って、どういう意味ですか。

川口委員ですから、決定権のある人です。

大西会長 決定権が錯綜しているということがわかったわけですよね。

川口委員 ええ。ですから、錯綜したままでは、我々は誰に向かって意見を言っていいのかわ かりませんね。

大西会長 でも、その中で意見を言わなければいけない。その錯綜した状況が既に解けている のだったら、提案になっていると思うのですが。

川口委員 議論の目標はわかっているわけです。早くやれということでしょう。

大西会長 ただ、目標は二段階あると思う。緊急的な対策というのもあり得るわけです。だけ

ど、恒久的な整備というのも一方であるわけです。それが一緒にできればいいけれども、 一緒にできない場合には分けるという議論もあり得るわけですね。

あとお二人ぐらい発言していただいて、会場からの意見を伺います。

倉阪委員 具体的な提案をさせていただきたいと思います。

「計画事業」として新たに「護岸安全確保事業」というのを追加するという提案です。 護岸安全確保事業、これは性質からいって緊急・早期着手事業とせざるを得ない。そういったものを入れる。

「5か年の目標」としては、護岸の安全確保に向けた具体的な取り組みを実施できるところは実施しなければいけないということで、「取り組みの実施」というのを「5か年の目標」にします。

中身ですが、

塩浜2丁目、3丁目以外にも安全性が確保できていない護岸があります。このため、 三番瀬において安全性が保たれていない護岸を把握し、安全かつ生態系に配慮した 改修がなされるように必要な調整・検討を進めます。

主体がわかっていないわけですから、「県がやります」とも書けないわけです。ただし、この計画の中でそういう記述が全くないというのはやはりおかしいのではないか。少なくとも調整は進めるということは書いても、県の役割としては外れないのではないかと思います。県が実際やるものについては、「調整・検討」の「検討」で受ける。

これを「護岸安全確保事業」として「緊急・早期着手事業」のカテゴリーで加えるというのが、私の提案です。

- 清野委員 東京湾と千葉県の沿岸の海岸保全基本計画に関わった者として、もう一度、先ほど 国交省から御説明があった件について、当時の議論を補足したいと思います。
 - 一つは、東京湾の海岸保全区域を確定する際に、当時、三番瀬の議論がなかなか見えないので、そこだけ空白になるというような状況も予想されたのですが、何とか間に合って、 先ほど御紹介があったような区域が設定されました。
 - 一方で、漁港に関しては、先ほど水産庁から御紹介がありましたような事情で、漁港の位置と、フィッシャーマンズワーフなどにする場合に、背後地との調整、船の出入りの関係、あるいは海域への関係で、航路の利用というか、そこをもうちょっと漁船が通れないかという議論も三番瀬再生会議でありましたので、そのあたりに関して、海岸保全区域をほかの部分と同等に前面に出すということができませんでした。つまり、漁港の関係する計画が決まってから、海岸線の位置の変更、それから内容、そして漁港の位置が確定した場合は、その周辺が漁港海岸としての指定のし直しになりますので、そういった措置などの議論がありました。ですから、きょう皆様の議論がありましたように、漁港の位置と利用との関係が決まってから海岸保全区域の検討が始まるということだと思います。

それから、海岸に関して、国交省のほうから海岸法の目的ということで防護という御紹介がありました。ただ、第1条の「目的」の中に、防護と同等に環境利用も同レベルで一応法律の条文が書いてございますので、実態に合わせて、もちろん防護、環境利用の重みは違いますが、防護のみが目的ではございませんので、その部分は確認したいと思います。

今度は市川海岸の環境の部分について検討している専門家としての悩みで言いますと、 今、市川海岸についてモニタリングとか生態系への影響ということで検討しているのです が、その結果とか測線の位置というのは、今後、漁港計画によって大分影響を受けてきますので、県の海岸と漁港と港湾の関係の部局で足並みを揃えていただいて、市川海岸というのは、漁港が近くにできるとしたら、それからの影響がありますので、そういったもうちょっと先のほうを見越したチームというか、県の中での連絡のチームをつくっていただけたらと思っています。

最後に、今、倉阪委員からも御紹介がありましたけれども、具体的に漁港の話は第3節 か第5節に入れていただくなりして、今申し上げたような課題がクリアされるような体制 を県の中でつくっていただきたいと思います。

大西会長 それでは、会場から意見を伺います。意見がある人は手を挙げていただけますか。 お一人だけですか。

では、お願いします。

発言者A

江戸川区から参りましたAと申します。貴重な時間を大変ありがたく思います。

事業計画の 29 ページがもとにあります。いま議論された中の一つとして1丁目の問題が出ておりましたけれども、私も倉阪先生の意見を支持したいと思います。それを事業計画の中でどうするかということで、ここでは全体として2丁目、3丁目になっておりますが、ここに二つ載せる。一つは1丁目の関係、もう一つが今ここに書いてある2丁目、3丁目の関係。二つを並べたらどうかと思うのです。1丁目のほうは、倉阪先生が言ったような内容で、県のほうで原案をつくってもらう。それでさらに議論をしていただいたらどうかと思います。

もう一つは、順応的管理というところでいろいろあります。順応的管理というのは、こういう言葉ではないのではないかと思うのです。御承知のように、再生事業というのは、事業に伴って、自然環境を壊さないようにどうやって事業を管理していくか。つまり、自然環境というのは、一度壊してしまったら、もう戻らない。そういうところから「順応的管理」という言葉が出ていると思うのです。したがって、順応的管理の対象は自然環境なのです。ここに書いてあるように、護岸構造とかそういうものではないと思います。ここにこういうふうに書くのでしたら、一つとして、護岸改修事業の中で順応的管理をどういうふうにしていくかというところをきちんと書いてもらえばいい。

では、順応的管理はここでは一体何かということですが、一つは、基本計画に載っておりましたけれども、海域は狭めない。もう一つは、生物の多様性とか、生態系などの自然回復力を確保する。そういうことを頭に置いて、順応的管理としてどうやって進めていくか、そういうところを具体的に書いておくべきだと思うのです。そういう点で、ぜひ県のほうにも原案を書いていただきたいと思います。

大西会長 ありがとうございました。

それでは、会場からはお一人のようですので、また議論を戻したいと思います。

具体的には、5節については、1丁目の護岸をどういうふうに扱うかということが論点です。具体的な提案が倉阪委員から出ました。その提案は、29 ページに1、2というふうに県の原案がありますが、1の次に、似たようなテーマということで2を入れて(今の2が3になるということです)、護岸安全の緊急的確保の事業だということで、まず、2丁目、3丁目以外にも危険な場所がありそうだという前提で、危険な場所を把握して、そこについて安全性を確保するような事業の調整・検討を行う。「県」が主語ですから、県

がそういうことを行うということを書いてはどうかという提案です。 もう一回読んでもらえますか。

倉阪委員 事業名:護岸安全確保事業(緊急・早期着手事業)

5 か年の目標:護岸の安全確保に向けた具体的な取り組みの実施

説明文は、

塩浜2丁目・3丁目以外にも安全性が確保できていない護岸があります。このため、 三番瀬において安全性が保たれていない護岸を把握し、安全かつ生態系に配慮した 改修がなされるように必要な調整・検討を進めます。

大西会長 ちょっと幅広い表現になっております。

- 歌代委員 今の提案には賛成です。やはりこの中に入れないと、みんな逃げられますよね。ですから、その点でもう一つ、「1丁目護岸」と具体的に書けないものかどうか。これだと県は困るかどうか。その点。
- 大西会長 1丁目だけではないかもしれないので、例示として「1丁目をはじめとして」とか いう表現が考えられます。
- 川口委員 いま倉阪委員の提案の中で、1ヵ所だけ引っかかりました。「安全性が保たれていない護岸を把握し」とありますが、市川市は「危険だ」という認識はもう平成 12 年からしています。護岸に関しては、全体が危険だというふうに認識しています。ですから、その点は「把握している」ではなくて、もう既に危険だという認識でいるのですが、その点についてはどう思いますか。
- 倉阪委員 私の今の書きぶりは、三番瀬全体についての書きぶりです。ですから、塩浜1丁目については、そういう認識が共有されているのであれば、「塩浜1丁目をはじめとして」というような例示を入れることが考えられるかと思います。おそらく船橋のあたりでも護岸が崩れていたり、ほかのところでもあるかもしれないなということで、そこは全体を把握する必要が県としてはあるのではないかと思っております。
- 工藤委員 私も倉阪委員の追加要望に賛成でございますが、これだけですと非常に問題があるということもあります。それは、ここに追加していただけば、一応中のものとして扱えるので、それはそれなりの価値があるのですけれども、例えば1丁目の場合、既に崩壊あるいは陥没というような現象が起こっていまして、これに対しては、県なり市なりいろいるなところそれぞれが今までにも応急の処置はしてきておりますね。差し当たって土嚢を入れたり積んだりしております。立入禁止になっているところもありますが、いろいろな形で処置はされているわけです。ここで、この中に、安全確保事業という形で緊急の場所を見つけて、それに対して処置をしなさいとだけ書いておくと、それと紛らわしいのですね。本当に小手先でやっている仕事とごちゃごちゃになってしまって、それでいいではないかになってしまう。予算的にもそんなものではないかと思いますので、そういうことが起こってしまうということがあります。

そこで、これはとても大切なことですが、当然こういう形で項目を設けておくべきなのですが、それが大きな志と違ったことでごまかされたのではかないませんので、ここはやはり、もう一つ最後のところで、締めくくりに付帯意見で少し大きい問題を書いておくべきではないか。将来に向けてきちんとできることをやりなさいよということですよね。具体的な言葉は申しませんが、そういうきちんとした仕事をしてくれよということをやはり

書いておくべきではないかと思います。しかし、それはこの事業計画の中に書けることで はないと思いますので、付帯意見として要望すればいいのではないかと思います。

- 大西会長 ありがとうございます。ほかに御意見ありますか。概ね賛成という感じですが、何 か付け足す意見があれば。
- 竹川委員 付け足すのではなくて、倉阪さんの修正の中に「2丁目・3丁目」とありますが、 私は3丁目のことを問題にしているのです。3丁目については、護岸検討委員会の中でも、 5ヵ年先の問題として調査をするにしても、ワンセットにして、5年先の問題まで含めて、 2丁目・3丁目の恒久的な護岸改修ないしは石積み護岸ということで、ここで今決めなく て、その後の問題としてやろうではないかという了解で来ていると思います。それを、緊 急、老朽、または護岸の高さが低いという基本計画にあるような危険な護岸として3丁目 もここで規定してしまうというのは、今までの経過からしますとおかしいのではないか。 事実、3丁目については、あそこに京葉線の高架が走っておりますし、護岸の高さ 5m60 もきちんと確保されているわけです。ですから、そこを、海岸保全施設は別ですけれども、 危険な護岸として今ここでセットにした護岸計画を出してしまうということは、経過から すると若干問題ではないか。その辺、配慮していただきたい。
- 大西会長 ちょっと誤解していると思うのですが。既に答申をしているものの中に、2丁目・3丁目、並んで挙げてあります。それは既に挙がっていて、それ以外のところにも実は問題があるのだということで今の文章が始まっているわけです。だから、3丁目について、今、倉阪さんの案の中で初めて何かを言っているわけではなくて、別なところ、1番目に3丁目は2丁目と並んで出てきているわけです。これはフィックスしてあるので、これ以外にも問題がありますよというのが今の提案です。ちょっと誤解されているように思います。
- 竹川委員 経過からしますと、論議の実態としてはそういうことなので、そういうことを含ん だ形での書き込みであると私は考えているわけです。
- 大西会長 いや、1番に書いてあるということです。これは竹川さんを含めて既に承認している答申ですよ。29 ページの1番。さっき、これは変えないということを確認しました。その中に2丁目、3丁目については触れてあるわけですが、3丁目については、具体的にどうするということは書いていない。当面というのは2丁目だけですけどね。そこで一応3丁目についても出てきているので、その出てきていないところ 1丁目を含めてですけれども について2番目の項で書こうということです。だから、2番目の項の中で3丁目をどうしようと言っているわけではないですね、今の提案は。

それでは、概ね倉阪委員の提案をめぐって基本的に賛成するということで、幾つか修正の提案がありましたが、まず、当面の暫定的な改修にとどまってしまうのではないかということについては、そこは「改修」という言葉を使っていて、そこで読めるのか。なかなか難しいんですね。当面やるのが、それなりにきちんとしたものを一遍にやる可能性もあるわけで。

工藤委員 いや、そういうことを言ってないんです。私は、5年間の計画、この事業計画ですが、その範囲でやれるのは当面のことしかできないでしょうから、それは認めていいと思うのです。それはそれとして認めるけれども、やはり志を捨ててしまったらおしまいだから……。

- 大西会長 それは捨てないで、それはだから「改修」という言葉で……。
- 工藤委員 基本計画にはちゃんと志があるわけですね。だけども、事業計画の中にはそれがい ま落ちちゃっていますから、落ちた部分は補充しておいたほうがいいだろうと。
- 大西会長 わかりました。どういう言葉でそれが表現できるのか、今、倉阪さんのメモをとっていただいたとは思いますけれども、文章がきちんと出ていないので、これについては、 倉阪案をきちんとした資料としてお配りして議論するという格好にしたいと思います。一 応今の案をベースに検討するということでいきたいと思います。

それでは、5節については、論点はその点ということなので、その点を今のような扱いにするということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長 それでは、第6節までやって昼食の休憩にしたいと思います。

第6節は「三番瀬を活かしたまちづくり」ということでありまして、ここは、さっき言ったように、今の護岸以上に、当事者という観点からいくとある意味で難しいところであります。

まず、論点について、ここの意見を見ながら、こういう点が論点だというのを出していただきたいと思います。

川口委員 先ほども述べましたが、やはりこれも主体がどこになるかということで、県と市川市。県のほうの先ほどの報告というか回答では、市川市と早急に調整を進めるというのですが、調整というのは、例えば県がA、市川市がBだとしたら、AとBがそれぞれの案を持って、それを突き合わせていくのが調整だと思っているのです。市川市は、平成 12 年から行徳臨海対策課があって、そこで 18 回も懇談会をやって、一つの成案をしていますね。そうすると、マラソンでいうと、かなり先行しちゃっているわけです。それでどうやって調整していくのか。市川市の案について、これはいいとか、これは悪いとか、そういうことを調整という意味で言っているのか。ですから、この節の 31 ページの6行目「景観等に配慮した三番瀬にふさわしいまちづくりを進めていく」は、誰と誰で進めていくのでしょうか。これも県にお尋ねしたいと思います。

ですから、これとこの再生会議の役割がどこに……。

- 大西会長 論点が何かを言ってほしいのだけど。「調整」という言葉は一切ここに出てきていないです。それはさっきの5節の話です。5節は忘れて、6節についてやってほしいのですけど。
- 川口委員 では、その5行目から、「このことから、市や住民、地権者、NPO等と県が適切な役割分担のもと」と、ここでも書いてあるわけです。役割分担とは何ぞや。そして、この再生会議の持つ役割。
- 大西会長 そういうことをもっと明確にしろということですか、誰が何をやるか。
- 川口委員 そういうことです。それをしていかないと。そこにも県としてのグランドデザインがないんですね。それは市川市を尊重しているからないのか、あるいは、まちづくりに関しては、浦安市でももう既に浦安市としての構想をつくっていますね。そうであれば、浦安市なり市川市と県がどのような調整をしていくのか、もう少し役割分担の中身を書くなりして。

大西会長 例えばどういうふうに書けということですか。

- 川口委員 県は何をするのか。まちづくりの案を早くつくるのか、つくらないのか。調整するにも、調整する側のどことどこを。ここにあるように、市、住民、地権者、NPOと具体的に名前を挙げているのですが、それぞれがみんなそれぞれの意見を持っているのでしょうか。その辺の書き方があいまいになっているので、はっきりしてほしいと言っているわけです。
- 倉阪委員 こちらについても、私の原案を提示させていただければと思います。理由は、Cグループの皆さんとほぼ同じだと思うのですが、県の役割が何にも書いていない、だから「第1次事業計画の目標」なるものが抜けている、それはやはりまずいだろうということです。

例えば、以下のような文案はいかがでしょうか。

地元自治体の主体的な取り組みを最大限尊重しつつ、三番瀬関連地域全体としてより効果的な取り組みが行われることが必要です。このため、市や住民、地権者、漁業者、NPO等の関係者が協力・連携して、三番瀬を活かしたまちづくりを進めているとができるよう、所要の場を設定するなどの努力を行っていきます。

県としては、広域的な調整主体としての役割はあるはずです。したがって、各個別の自治体でできないような、あるいは個別の自治体が相乗的にその効果を発揮できるように、そういう調整をする役割は残っているはずです。したがって、そういうレベルで書くことができるのではないか。

もう一度読み上げます。「第1次事業計画の目標」として、

地元自治体の主体的な取り組みを最大限尊重しつつ、三番瀬関連地域全体としてより効果的な取り組みが行われることが必要です。このため、市や住民、地権者、漁業者、NPO等の関係者が協力・連携して、三番瀬を活かしたまちづくりを進めていることができるよう、所要の場を設定するなどの努力を行っていきます。

どういう所要の場になるかわかりませんが、調整連絡をするのか、あるいはこういう場がもしかしたら所要の場になるのかもわかりませんが、何らかの形で広域的な観点から、個々の努力が全体として三番瀬の再生あるいはこの区域の魅力の醸成などにつながっていくように、相乗効果が生まれるようにやっていくというのが、おそらく県としての役割かなと。ファシリテーターのような役割が多分必要だと思います。それを書けないだろうかというのが私の案です。

そうすると、今の文案であれば、市のほうの独自性を損うものではないのではないか。でも、例えばCIの話もありましたけれども、まちづくりの中で、もしかしたらそういうCIを使ったほうが、三番瀬全体の地域がまちづくりがうまくいくかもしれない。あるいは環境教育、あるいは三番瀬再生キッズとかいろいろありますけれども、そういったものとまちづくりを絡めていくというのもあるかもしれない。さまざまな形で「三番瀬」というのをキーワードにして、まちづくりを進めていく際に相互連携を図ったほうがよりよいものができると思うのです。そういう調整をやはり県が主体になってやっていく必要があるのではないかと思います。そういった観点からの意見です。

大西会長 今のは「第1次事業計画の目標」の中身。

倉阪委員 そうです。

大西会長 「計画事業」そのものは書かない……。

倉阪委員 「計画事業」そのものだけは、まだ書けませんでした。

大西会長 わかりました。

村木委員 基本的には、いま倉阪委員のおっしゃったことでいいのかなと思ったのですけれども、私的には、まちづくりって非常に幅広ですので、その中にもう少し具体性が入ったほうがいいと思っていて、やはり県がここでやらなければいけないことを明確にすべきだと考えています。特に事業計画として今後検討していかなければいけないこととして、私は三つあると思います。

まず一つ目が、6節のタイトルにもあります「三番瀬を活かしたまちづくり」が機能するためには、先ほどの話にもありましたが、全体土地利用計画をしっかり考えていく必要性がある。その検討がまず一つ事業としてあり得るのではないかと思います。

地方自治体の各市で進んでいる土地利用のコントロールというものは残しつつ、その計画はただ束ねても全体像としての三番瀬の土地利用構想には多分ならないはずで、その中で何をやっていけばいいのかというのは、やはり明確にすべきだと思います。

私、市川の都計審のほうにも行っていますが、商業床の話などがあのエリアのほうで出てくると、交通渋滞が起きれば CO_2 の排出が増えて、結果論として大気汚染になりますから、何のための自然にいい三番瀬なのかなということにもなってしまいますので、その辺の土地利用の話は県が音頭をとりつつやっていくべきだと思います。

二つ目に、開発インパクトにつながるような大規模開発については、例えば「三番瀬まちづくり条例」みたいなものをつくって、開発コントロールを各市と連携の上に行っていく。それによって、土地が動くときには計画にあわせて開発をコントロールするというのが考えられると思います。

三つ目に、これもほかの方の御意見にもありましたが、景観の話がありました。それぞれの市が個別のものをつくっていくと、結果論として海から見たときに汚いまちになってしまいますので、景観のコントロール基準などもあわせてつくっていくということが、県が主体的になってやっていくこととして考えられるのではないかと思います。

大西会長 今のは、事業計画として書いたらいいと。

村木委員 そうですね。ただ、「検討」でもいいのかもしれませんが。「事業計画の検討」ということ、まだそこまでいけないというのはあると思うのですけれども。

大西会長 明示的に書いたほうがいいということですね。

村木委員 はい。

大西会長 ありがとうございました。

後藤委員 基本的には倉阪さんの案に賛成ですが、ただ、ここの中で、三番瀬を活かしたまちづくりの検討委員会みたいなものが提案されていると思いますので、ある程度、三番瀬全体のまちづくりに関しては、関係者とNPO等も含めた検討委員会をきちっとつくって、その中で公開しながら議論していかないと、どっかで抜けてしまう感じがするのですね。ですので、せっかくここで提案がありますので、検討委員会を立ち上げて、公開の中で関連する人はみんな集まってきちっと議論していくというようなことを入れていただいたらいいかなと思います。

大西会長 今のは、陸側に限っての検討委員会ということでいいですね。海側を含めることと どう違うのかという話になるので。まちづくりに限ってということですね。 後藤委員 そうです。

- 佐野委員 私も倉阪委員の提案に基本的に賛成ですが、ただ、思ったのは、ここは三番瀬を再生させるために集まった会議ですので、やはり「海から見た」というところをきちっと位置づけなければいけないと思いました。ただ、海から見た、あるいは三番瀬側から見たということは抽象的ですから、それを具体化したらどうしたらいいのかなと思いましたところ、村木委員が今言われた3点は非常に重要な点なので、何とか書き込んでもらいたいと思いました。
- 竹川委員 今の倉阪さんと村木さんのお話の方向は非常にいいと思います。私は、もう少し具体的にできないのかなと。三つほどあるのですが。一つは、後から出てきます環境学習施設の問題、それからグリーンベルトの問題、それから防護に関連した海岸の自然公園ですか、これは国庫補助がつくと思うのですが、そういう3市を結んだ共通のテーマについてマスタープランの中に織り込んでいただくというふうに、例示を入れていただければと思うのですが。
- 大西会長 ここで会場から御意見を伺って、またこの場に戻りたいと思います。

会場で6節について御意見がありましたら、お願いします。

発言者B 私は、市川市宮久保のBと申します。

第6節のまちづくりの件ですが、倉阪委員から出された方向について、委員の皆さんの御意見は基本的に賛成という方が多いのですが、倉阪委員のまちづくりの中の基本的な考え方として、「地元自治体のまちづくりを最大限に尊重し」ということがうたわれているわけですね。僕も同じ市川市に住む者として、地元を尊重するということに原則としてもちるん重要な意味があると思うのですが、問題は、市川市のまちづくり計画というものを実態的にどれだけ委員の皆様が御承知なのかということについて、僕はちょっと把握していないので、的外れなことを申し上げるかもしれないのですが。

市川市でも、まちづくりについては、僕に言わせると大胆なまちづくりで、市川市の円卓会議でも、100mのマンションを建てるとか、そういうような計画も堂々と地権者から出されているのですね。まちづくり全体がゾーン化したものをつくっていて、そのゾーン化にも僕はちょっと問題があると思うのですが、問題はむしろその事業主体をどうするかというと、民間に任せるという形を取っているのですね。ほぼそういう方向で動いているわけです。そうすると、我々というか再生会議の基本的な三番瀬のあり方に対するコンセプトというか、重要な自然保全と再生ということ、そういうことがどれだけ取り入れられてまちづくりが行われるかについて、僕は非常に大きな疑問を抱いています。人寄せということではいいと思うのですが、ラムサールに登録し、市川市というか三番瀬が世界から注目される意味でのまちづくり、それは三番瀬の自然を本当に大事にしていくところから生まれるのですが、僕は、市川市のまちづくりの基本的な考え方がそういうふうになっていないのではないかという大きな疑問を抱いて、市川市が行ったパブリックコメントにも応募したのですが、そういう意見はほとんどと言ってもいいくらい皆無というか、取り入れられるような状況にないと僕は思って危惧を持っているので、その辺もぜひ考慮していただけたらと思います。

発言者 C 「三番瀬を活かしたまちづくり」ということで、先ほど村木委員から土地利用計画 ということが出されておりましたが、高潮護岸に対して、国土交通省では新たな高潮対策 として、堤防の嵩上げだけではなくて、内陸部に津波高潮対策として堤防の内側に調整池 や樹林帯を設けるということが言われております。そんなことをこの三番瀬の中に取り入 れていけば全国のモデルになると思いますので、ぜひそういったものを取り入れていただ きたいと思います。

発言者 D 船橋から来ました Dと申します。

先ほど後藤委員からも出たように、海から見た景観ということも含めて、市川市のまちづくりということが、主体だけではなく、船橋、市川、浦安も含めて、海から見た景観も含めて、海側の自然を再生するということも含めて全体を把握する意味で、ぜひ県のほうでその辺のところはきちっと明確にしていただきたいと思います。

大西会長 ありがとうございます。

それでは委員に戻りたいと思います。

佐藤委員 ただいまろいろいろなお話が出てまいりましたけれども、まちづくりをするということは、5節のほうに話が出ておりましたように、護岸がまちづくりには大きなキーポイントになるわけでございまして、護岸がまちづくりの景観に似つかわしいものにしてもらえるかもらえないかということももちろんありますけれども、5節のほうにありましたように、どっちにしてもまちづくりは、基本として市川の場合は、2丁目、3丁目は、市川の最たる、あそこしか海に向いているところはありません。ですからあそこを、水際の使い方が日本の場合は下手で、せっかくつくるには、ぜひ、まちづくりにふさわしいもので護岸もつくっていただきたい。

5節に戻らせていただきますが、護岸ですけれども、千葉県はなかなか恐ろしい災害には遭ってきませんでした。東京湾に面して入江でございますので、直接大きい被害は蒙っておりませんが、今までも長い間、暫定的な護岸を何回か修理してまいりましたけれども、今行ってみますと、修理をしてみたといっても、九州のような山も恐ろしいですけれども、海も考えようでは恐ろしいです。ですから、できるだけ早期に、急いで。また秋口に災害でも来るようなことがあったとしたら、あそこら辺なんか一のみです。行徳界隈がほとんど水浸しになってしまうのかなとも思うような考えもあります。ですから、私は、18年度の予算が1億3,000万と聞いておりましたけれども、このまますぐ18年度は事業に着手すると聞いておりましたけれども、本当にやっているのかやっていないのか、そこら辺もしっかりと聞いていきたいなと思っております。

このまちづくりですけれども、単にまちづくりということではなくて、やはり市と県とよく打ち合わせをしていただきながら、市川にはあれしかない尊い海岸でございますので、護岸のほうもしっかりとした、海に面して水際をきれいにつくられること、あの周辺のまちづくりにすばらしいものを残していただけると、次の世代にもそのまま申し送りができるのかなと、そんなふうに考えております。

そして、これは一つ聞きたいのですが、18 年度予算で着手したのは、これは何を着手 しているのか。もう 7 月ですから。

大西会長 佐藤さん、その点は、今は6節の議論をしているので、主張はわかったので、後で、 どういうことをやっているのか資料を見せられると思いますが、議論はここでははずして いただきたい。

佐藤委員 それでは後で聞かせていただきます。

工藤委員 私は「まちづくり」という意味もよくわからないまま初め聞いていたのですが、倉 阪さんの意見や村木さんの項目でだんだん読めてきたような気がします。おかげさまで。

ただ、そういうふうに考えていると、皆さんのお話を聞いていると、まちづくりというのは、護岸であったり、あるいは高層建築であったり、せいぜい街路樹であったりということになってくるのですね。これはもちろん形のあるものですから、当然まちづくりの一環ではあろうと思いますが、今まで私はいろんなところでいろいろなものと関わってきました。例えば空港をつくったり、いろいろなことをやったわけですが、そのときにまちづくりの問題をやはり扱っているのですね。

それでどんなことを考えてきたかといいますと、まちづくりといっても、これからこんなものをつくっていくというだけのことでやっていますと、みんなそれこそ漫画の世界のまちづくりみたいになってしまう。そうじゃないのですね。まちづくりというのは一体何か。みんな同じじゃ困るんですよ。一つ一つのまちが違ってなきゃいけないのです。そういうものは生物の多様性と一緒ですから、まちだって多様性があるわけです。そういうものは大事なのですね。なぜそういったものができるのかということを考えてみる必要があるということで、今やっていないことをきちっとやっておかなければいけないことがあるのではないかということで、一つ提案させてください。

それは、まず、この三番瀬周辺で、浦安、市川、船橋とありますが、それぞれが海と結びついた地域文化というものを持っているはずです。これを整理しなければわからないですね。どんなものが特徴なのか。まず最初にやらなければならないことは、自然界であればどんな生物がいるのかということを調べるわけですが、それと同じで、まちづくりであれば海と結びついた地域文化を調べるのですが、特に「三番瀬」というのがくっついていますから、海と結びついて発展してきた地域文化とは一体何なのだと、これを、三つのまちなり四つのまちなり、それぞれの地域できちんと洗い出してもらう。これが第一ではないかと思います。そういったものをきちっと調べてからほかのことを議論すべきではないでしょうか。

以上が追加意見でございます。

- 木村委員 私は、こういう三番瀬ではないまちづくり会議が地元にありまして、そのまちづくり会議の議長をやっているのですが、例えばこの文章で2行目に「地元市においてはまちづくりの主体として」云々と書いてあります。それは地元としてのまちづくりというのがあるという考え方と、一方、再生会議とか県とかがそのまちづくりのために働きかけるまちづくりと、この考え方がごっちゃになっているような気がするのですね。上の4行は、主体者としてのまちづくりというものを援助していくという意味なんだけれども、次からは働きかけとしてのまちづくりだと思うんですよ。再生会議としてはどういうことをまちづくりとして働きかけていくのかということを明確にしていかないと、まちづくりというのは、まちをつくって終わっちゃったというわけではなくて、ずっと長い間まちづくり会議というのを地元ではやっているわけです。その辺のところ、具体的に働きかけとしての再生会議をまとめることが必要ではないかと思います、再生会議として。と思います、僕は。
- 大西会長 ちょっと整理しておきますと、再生会議はいろいろな役割を持っていると思いますが、今やっている役割は、県がつくろうとしている事業計画に対して意見を言う、答申を

するという役割を果たそうとしているのですね。したがって、これは、県の計画がこれでいいかということを我々は議論しているわけです。

それで、この6節については県の事業計画は白紙なんですね。四角の中は基本計画ですから、これは既に決めたもので、何もないわけです。何もないのではいけないということで、さっき倉阪委員からベースになる提案があって、それでやっているわけです。全体は再生会議で議論して無から有を生み出そうとしているわけですが、それは県の計画を議論しているので、主語が「県」になるのです。県が市に期待するということを書いてもいいのですが、第一義的にはそういうことを今議論している。ときどき確認しないとわからなくなるので、そういうことを確認しておきたいと思います。

- 川口委員 そうしますと、先ほどの工藤委員、木村委員の意見も含めて、それから先ほどから 再三出ているように、県が市と調整する調整も含めた三番瀬まちづくり研究会なり検討会 をやっぱり立ち上げて、調整を見えないところでされても困ると思うので、この再生会議 の中に検討会をつくるときはそういう事業として入れていただきたいと思います。
- 倉阪委員 早速つくってみました。

「計画事業」として追加すべき内容ですが、イメージとしては 33 ページにある海や浜辺の利用についての出口と同じなのかな、「地域協議の場の設置」ということだと思うのですが、

事業名:三番瀬区域に共通するまちづくりの取り組み(中長期的事業)

5 か年の目標:三番瀬区域に共通するまちづくり方法の検討に向けた地域協議の場の 設置

三番瀬関連地域全体として、より効果的な取り組みが行われるよう、三番瀬全体の 土地利用計画のあり方、大規模開発のコントロールの方法、海から見た良好な景観 の形成の方法など、三番瀬区域に共通するまちづくり方法について検討するため、 地域協議の場の設置を図っていきます。

この三つは、村木先生からいま出たものを並べました。

これは、昼の間に印刷して配るようなことができればいいかなと思います。

大西会長 今、倉阪さんが5節、6節を提案して整理してくれたので、それについては午後一番で配付できるようにしたいと思います。

今聞いたことで、ポイントで何かコメントがあれば。

清野委員 先ほどの工藤委員からの御意見で、私も三番瀬再生の検討の中で落ちていた部分を 思い出しました。

三番瀬は、漁村とか港町がどういうふうに変わっていったかというところから始まって、 それをどういうふうに戻すかということだったと思います。ですから、ぜひ、工藤先生の 御指摘の部分をきちんと取り入れたような歴史性を尊重したまちづくりをしていただけた らと思います。

その際に、漁村や港町に特有の地域文化があったこと、それから、そういった海に面しているということでの都市や集落の発達過程というのがあったはずなので、まちづくりで動線とか、あるいはどこを保存地域として残すかとか、背後地との連続性についても、そういった都市の発達過程は非常に重要だと思います。ですから、事業としてそういった視点での調査とか、まちづくりの中での海の記憶をきちんと明確化するというところはお願

いしたいと思います。

それから、浦安、市川、船橋でそれぞれ歴史と自然環境が違うということで個性があります。この個性を尊重したまちづくりをするということが、三番瀬に面した中でもまた地域の多様性がある。それは自然の多様性に支えられ、それが生物の多様性にもつながっていくというような、ほかの項目への波及効果もありますので、ぜひそういった視点から取り組んでいただきたいと思います。

ですから、事業が白紙というのではなくて、とにかく既存の都市計画や都市の資料をそういった点から見直していただければと。「調査・検討」も事業に入ると思いますので、 ぜひ入れてください。

- 後藤委員 まとめるつもりでいますが、あくまでも三番瀬の再生がメインとなった事業計画ですので、それに関して、キーワードとして「三番瀬の再生に向けて」、そのキーワードを落とさないでいただきたいのと、もう一つは、検討会ができた場合に、協議が整ったものから実行しますということになれば、あまり各市と県と全体と突っ張っていたら、いつまでも事業は動かないし、協力し合いながらできたところから始めるというニュアンスを入れておけば、お互いが煮詰まったところから取りかかれる。むしろそこからお互いに強調できるような、そういう検討会の位置づけをちょっと書いておいていただければいいかなと思います。
- 川口委員 倉阪委員の案文を読むのを聞いていて、1ヵ所だけ。大規模開発というところに触れていますが、今までの海の中の議論とは違って、陸域は全部、地権者がいるのですね。地権者なり、あるいは市が持っている土地の問題もあります。「大規模開発」という言葉の意味合いですけれども、エリアが大規模だと、もう市でやっていることは全部大規模です。市の構想の中は、用途地域の変更とか、いろいろ案も上っていますので。それは高層建築を建てないという意味も含めて、必ず地権者との問題がありますね。そういうものをこの再生会議で「大規模開発」というふうに文言を入れていいかどうか、そこだけひっかかりました。
- 歌代委員 私ども、市川市のまちづくり懇談会というものを、もう5年目ですか、やっております。先ほど検討会を設けるというような話がありましたが、あくまでも地権者が主体なのですね。この辺を大事にしていってあげたいなと。なぜならば、私どもの会議の中で、わりあい地権者は柔軟なんですよ。柔軟な考えをお持ちですので、先ほど高層住宅云々というような話もありましたが、その辺も含めて考えております。また、市川市においても規制とかそういう点も考えておられると思いますので、その点をお含みおいて、あまり規制をかけることはされないほうがいいかなと思っております。
- 倉阪委員 大規模開発については、「大規模開発のあり方」くらいにして、「コントロール」というのはやめて、それはもう少し柔軟に考えられるようにすればいいかなと思います。 いろいろいま出たものを入れて、もう一度文案を読みますと、

三番瀬関連地域全体として、海と人とのつながりや地域文化を尊重しつつ、三番瀬の再生に向けたより効果的な取り組みが行われるよう、三番瀬全体の土地利用計画のあり方、大規模開発のあり方、海から見た良好な景観の形成の方法など、三番瀬区域に共通するまちづくり方法について検討するため、地域協議の場の設置を図っていきます。

県がやることとしては地域協議の場の設置で、具体的に協議の場で誰が議論するかというと、地元の人たちが中心になるのではないかと思います。

大西会長 12 時半になりましたので、この辺で区切りたいと思います。

今の問題については、地元の歌代さんがおっしゃるように議論が先行しておりまして、地権者の方は非常に関心の強いところであります。かつ地元関係の市それぞれはそういうのに取り組んでいるわけですが、例えばきょうもいろいろ議論になっている市川については、これは海岸保全区域が新たに変更になっているわけですが、土地利用的には従来の土地利用の規制がかかっているので、現状のままではなかなか開発はできにくいわけです。例えば用途にかかわる土地利用規制の変更、これは決定権者が知事になっていますから、県が広域的な立場から具体的な土地利用規制に関わるという場面は必ず出てくるのですね、緩和するにしても。だから県は無縁ではなくて、白紙じゃまずいのははっきりしているわけです。それをどういうふうにしたらいいのかということで、広域的な観点から県は臨み……広域的な観点からというのは、「海から見た」というのも当然含まれてくるだろうと思います。したがって、県の役割はかなり重要であるということで、何らかここに入れていく必要があるということだと思います。

一応皆さんの議論を踏まえて倉阪先生に最終的にまとめていただいておりますので、これを午後からの議論の冒頭に皆さんに配付して、ちょっと意見交換をしたいと思います。

では、今 12 時 35 分ですから、休憩 45 分で、 1 時 20 分に始めます。よろしくお願いします。

(昼食休憩)

大西会長 時間になりましたので再開いたします。

今、お手元に、さっき確認した5節の修正文、6節についてはまるまる新しく起こした ものが配られています。

前回、DとEについてやって、これも修正点を確認しました。既にそれも文章になっていますが、一字一句までここで詰めていく時間がきょうの段階ではないと思います。

そこで、これからの進め方ですが、きょうはこれから、残った第7節及びB、Aと議論しまして、こんな感じでそれぞれ修正の方向を確認して、取りまとめ委員が決まっていますが、その方に集まっていただいて取りまとめ委員の会合を開いて、そこで全体を調整して修正案を作成し、それを各委員にお送りします。おそらく8月いっぱいに届くように送れると思いますが、次回の会合が9月27日なので、お送りした段階から9月27日の1週間前ぐらいまでにお願いしたいと思いますが、修正すべき点について、できればメールあるいはファックス、つまり文書で送っていただくのがいいと思います。事務局を通じて出していただきたいと思います。もちろん、当日、それを踏まえて議論をしたいと思います。そこで新たに意見を出していただいてもいいですが、できれば事前に出していただくと整理がしやすいので、そういうふうにしていただいて9月27日に最終的に細かいところまで詰めたいと思っていますが、その進め方でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長 それでは、それでお願いします。

それでは、5節、6節については議論中に見ていただいて、あとでちょっと時間を取りますので、そのときに何かお気づきの点があれば言っていただくことにします。

第7節の議論に移ります。第7節は、「海や浜辺の利用」であります。

ここは、6節と違って、一応県からの提案があります。

これに対して、川口委員の取りまとめの 10 ページに 7 節がありまして、標題について は直せないということなので、これは仕方がないと。

あと、「住民参加」を「市民参加」にしたほうがいいと。

それから、「三番瀬を活かしたまちづくり研究会」という言葉を入れたほうがいいと。 あと、「ルール作り」とか、その辺を強調したほうがいいということです。

特に修正意見、これはまとまったものではありませんが、それと原文、32 ページ、33 ページ、論点として何か御指摘になるところがあれば、最初に出していただきたいと思います。ここについても、32 ページの「第 1 次事業計画の目標」以下が新しいところですので、そこから 33 ページまでが対象です。

- 倉阪委員 この中では、「市民参加」という言葉遣いについて統一したほうがいいかなと思います。ここでは「住民参加」になっているのですが、ほかのところでは「県民参加」という書き方もされているところがありまして、例えば 41 ページの「第 11 節 広報」は「県民参加」と書いてあります。43 ページの「再生クラブ」も「県民参加」となっていますが、統一して「市民参加」にしてしまったほうがよろしいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- 大西会長 基本計画の中で、32 ページは「住民参加」と書いてあるんだね。悩ましいところですけどね。あまり厳密に区別しては使ってない。一般の市民・県民が参加する。問題によっては、住んでいる人、「住民参加」というのは重要な場所もあるんですよね。

この場所はどうですか。これは上と同じなんだね。

倉阪委員 「県民参加」も基本計画に書いてあります。

大西会長 全部出てくるんですよね。今まであまり区別してなかったということですかね。

佐野委員 事業名が「ルールづくりの取り組み」で、「5か年の目標」が「海や浜辺の利用のルールづくりに向けた地域協議の場の設置」ということになっています。これについては全く異議がないのですが、中身ですが、先だって漁師さんに話を聞く機会がありまして、その中で密漁の問題がすごく大きいですね。私も船橋の三番瀬海浜公園によく行くわけですが、そのときに、大きなバケツとか樽みたいなものにいっぱい貝が入って、しかも、鋤簾(じょれん)というのですか、大きなやつを使って、もうひどい状況なんですね。そういうことをしながら肩で風切って歩いてるみたいな、そんなところがあるわけです。これについて「5か年の目標」の中に何らかの形で具体的な手だてを盛り込む姿勢を、ぜひ県に求めたいと思います。

大西会長 今の密漁問題というのは、何か取り締まる規則とかあるのですか。

水産課 密漁問題につきましては、いわゆる組合が漁業権を持っている中ですと、これは漁業法に抵触いたしますので、これは取り締まりの対象になりますし、漁業権の区域外でありましても、アサリの大きさ、もしくは時期等により、あるいは一般の方が使われる漁具は使用できるものが決まっておりますので、使ってはいけないものを使いますと取り締まりの対象になります。これは、漁業法あるいは千葉県の海面漁業調整規則を使いまして、海上保安部もしくは水産課で適宜取り締まりしているところです。

大西会長 実態としては、肩で風を切って歩いてる人がいるということですが、それはどうい う関係になるの。

水産課 追加しますが、「事業計画」の19ページに「アサリ生産対策」というのがございます。この中で、後段になりますが、「一部の海域では密漁による」云々がありまして、ここで全体の秩序維持を図っていこうということで記入しております。ここで一応漁業の関係はやっていますが、漁業権以外の場所についてはまた別でございます。

大西会長 Bのところで議論しようということですね。

後藤委員 僕もうっかりしていたのですが、円卓会議のときに条例要綱案をつくって、これは 「利用に関する条例」というので、これは別にすべて出せということではないのですが、 この中で議論したポイントが若干抜けている可能性があるので、付帯事項でもいいのです が、以前につくった「条例要綱案」を参考にしながら考えてくださいという部分があって もいいのかなと思います。この文章の中じゃなくて。

大西会長 どこについてですか。

後藤委員 利用のルール全体について。「条例要綱案」をつくりましたね。利用ルール。あれ を参考にするようなことを、付帯事項でもいいですから一言入れておくといいのかなと思 います。利用ルールも、そういう部分、かなり検討したはずですので。

大西会長 条例案の中に詳しく出てきましたっけ。

後藤委員 ええ。

大西会長 どの辺?

後藤委員 使い方の問題とか、172ページあたりも、多分、利用の場合がかなり入っていると

.....

大西会長 ワイズユースについてですね。

後藤委員 そうです。

大西会長 そういう言葉を入れたほうがいいということですか。「ワイズユース」という言葉 は、直接は使ってないのか。

後藤委員 「賢明な利用」。

大西会長 そうですね。

条例案を議論したときに、「利用」も一つの柱であるけれども、「賢明な利用」「適切な利用」をしなければいけないということでいるいるな議論をしたと思います。その文言を少し入れるということでいいですね。そうすると、「第1次事業計画」を修正するということになっちゃう。

いま出ているのは、「住民参加」は基本計画に書いてあるのでいく。

密漁については、この後に出てくる「漁業」のところで具体的な記述があるので、そこでやる。

それから、「利用についてのルールづくり」と書いてあるところに、「賢明な利用」という条例案を議論したときの議論の成果をうまい表現で盛り込む。

具体的に直そうというのは、最後の点だけですが。

ほかに何か。

- 吉田副会長 5 節のところで話せばよかったのですが、「施策の体系図」の「自然再生(湿地再生)事業」という言葉は、「湿地再生事業」という言葉のほうが適切ではないかとどなたからか提案があったようですが、 5 節も含め 7 節の「体系図」のところもそんなふうにしたほうがいいんじゃないかという気がしますが。
- 大西会長 さっき提案にはあったのですが、議論が出てきませんのでそのままになっていますが、5節の29ページの2、「自然再生(湿地再生)事業」とありますが、直接には湿地再生のことを言っているので、一般的な「自然再生」という表現よりは「湿地再生」のほうが具体的でいいということなので、この際これを直すと、自動的に32ページも直るということであります。
- 倉阪委員 ついでに、さっき湿地再生事業のところで言い忘れたのですが、調査だけでは、ちょっと「5か年の目標」としては不十分じゃないかという意見もありますので、最後の「自然再生の実現に向けた調査と『その具体化』に取り組みます」と、そのぐらい何か気持ちでも書けないだろうかと思いますので、あわせて御検討いただければ。

大西会長 ほかにありますか。

後藤委員 吉田さんから指摘があったのは、僕のあれじゃないと思います。「自然再生」って、 広く残しておいたほうがいいのかなと。「(湿地再生)」で結構ですが、文章の内容ももう ちょっと広い意味が入っていますので。

大西会長 ああ、そうか。中にも「自然再生」と出てくる。

後藤委員 だから、少しフワッとしておいて、「5か年の目標」の中に「自然再生」を言葉で入れてますので、それがメインになるとしても少し幅広くていいのかなと。申しわけないです。

大西会長 これは、誰の意見ですか。後藤さんの意見じゃないの。

後藤委員 僕じゃなかったと思います。いいです、どなたでも。またいろいろなところで議論

が出てくるので、またその後でも……。

大西会長 意見の主とおぼしき人が「そうじゃない」と言っているので困ってしまうのですが、 それは後藤さんのせいじゃないかもしれないです。すいません。

そこは後で諮るとして、ほかにありますか。

- 工藤委員 「住民」と「市民」の問題で、一度定義をきちんとしておいたらいかがでしょうか。 定義はあると思います。普通、日本では「市民」というのはあまり使ってないけど、シチズンのことだとすれば、これはちゃんと国籍を持った人という意味ですね。「住民」というのは「リサイデンス(residence)」のほうじゃないでしょうか。だとすれば、外国人登録でもできるような人ということでしょう。そのくらいの定義は実際にはあると思いますので、そこのところを事務局できちんと調べて出しておいていただければいいのじゃないかと思いますが。私としては、「住民」のほうが幅広くていいかなという気がします。
- 大西会長 定義は国語辞書的な定義。国語辞書には何か載っていると思いますが、法律とか条例をつくるときは、「住民」なり「市民」を定義するケースが多いですね。その定義は結構幅が広くて、もちろん住民登録している人が市民ですけど、通勤している人、あるいは来訪者も入れて「市民」と言っているところもあります。「住民」という場合には、どちらかというと、ある問題の利害関係者としての市民と、こういうケースであれば、例えば市川塩浜1、2、3丁目に住んでいる人とか、そういうことを指すケースが多いですが、もちろん住民を広く取ることもできる。だから、きちんとここで書かない限りは、あいまいさは残っているということですが、ただ、ここは「住民参加」と使っているので、「住民参加」というのはかなり一般的な用語になっていて、「市民参加」とほとんど区別がないようにも使われていると思いますので、少しあいまいさを残して、幅広くここでは書いている。例えばこれを具体的に条例化するとか何かルール化するとかいう場合には、その辺の定義ははっきりする必要が出てくるだろうと思いますけど。

悩ましいのは、既に「住民参加」ということで形式的ではありますが基本計画で認めているので、ここはこれでいこうという感じでありますが。 ほかに。

竹川委員 先ほどの密漁の話ですが、いろいろお話を聞きますと、例えばアサリならアサリ、 相当の量、1トンとか2トンとか.....。

大西会長それはBのところでやりたいと思うのですが。

- 竹川委員 Bの場合は、漁業者中心の事業計画になっております。漁業者に言わせますと、ほとんどこれ、相手によっては危険な相手もいますし、相当計画的に、海の中に密漁で取ったアサリ等を保管しておく方式もあるようです。アサリだけでなくて、ノリなんかもそういう問題がある。それは、結果的には、ほとんどもう野放しのようになっている。これを防止するためには、広く市民、マスコミ、その他、これは問題を大きくしていきませんとなかなか漁業の問題としては解決できない。しかも鳥その他の被害も言われておりますが、これも非常に大きな被害を与えているようです。ですから、ルールの中で一般市民参加の形式としてもこの中でひとつ触れていただきたいと思います。
- 川口委員 実は、先日、親水公園に行ってきました。ちょうど船橋漁協の人が朝鮮かロシアから仕入れたアサリの稚貝をまいていました。それはエリアを決めてあるのですが、その脇で一般の人がバケツに大きなアサリを山てこ取って、聞いたら、得意になって「これだけ

採れた」とか、「このアサリがうまい」とか。密漁といってもエリアがわからないで取っている人もたくさんいるのだと思います。

これは昔からそうなのですが、漁民が密漁するケースがあって、漁師は交代で見張りをずっとやってきました。いつになってもそれはやむことがないのです。極端になればみんな逮捕されていきますが。これは一般の人と専門で密漁している人もいるようですので、一般の人に対しては、ここは入っちゃいけない、採っちゃいけないところだと、そういうPRを各広報紙を使うなり「県民だより」などでどんどんPRしていく方法をとったほうがいいと思います。

専門でやっている人は、本当に一般の人が注意したら危険ですので、それは警察に任せるよりしようがないと思います。

大西会長 「密漁」と書けばもう悪いことに決まっているわけですが、今だとB、後で議論するところに出てきている。それは漁業者に責任を押しつけてるわけじゃなくて、「漁業を保護するという観点から密漁に適切な措置をとる」と書いてありますので、それは一般性はあると思いますが、この7節でももう一回クローズアップして強調して書いたほうがいいという意見もあるので。これは大野さんの見解を伺わないといけないような気がします。

大野委員 皆さんの意見、ごもっともです。いま起きている現象も全くそのとおりです。ぜひ 載せていただきたいと思います。

大西会長 7節にも載せたほうがいいと。

大野委員 ええ、強力に強調していただきたい。

大西会長 わかりました。それでは、7節にも、「ルールづくりの取組」の文章の中に、ちょっと重複しますが、一応入れておく。ここは少し短めに入れて、別なところに数行にわたって書いてあるので、そういう扱いにしたいと思います。

それでは、会場で御意見のある方、 7 節に限ってですが、それと先ほどの「自然再生 (湿地再生)」にも議論が及びましたので、その点を含めて。

よろしいでしょうか。

特にここについては御意見がないようですので、会場からの意見は以上とします。

それでは、7節については、具体的に直すところは、後で文言は調整したいと思いますが.....。

吉田副会長 皆さんから出た点で、一番マイナーで直すとすれば、「第1次事業計画の目標」の2行目「場所や機会の確保を図るとともに」の後に、先ほど後藤委員からお話があった「賢明な」を入れたらどうかと。

それから、最後の2行目のところ、「生態系や漁業に配慮した海や浜辺の利用について、 住民参加のもとで密漁対策を含むルールづくりに取り組んでいきます。」と、「密漁対策を 含む」を加えたら、皆さんの御意見が入れられるのではないかということ。

それから、「施策の体系図」のところで、私が言ったところですが、「自然再生」は残しておいたほうがいいということでしたが、バランスが、ほかはみな具体的な言葉から始まっていますので、「湿地再生(自然再生)事業」と入れ換えたらどうか。これは5節にも関わりますが。

そういうふうに3点直すと、先ほどの皆さんの意見が入るのではないかと思います。

大西会長 いま吉田さんから出たのは、32 ページの「第1次事業計画の目標」について、今

のような修正をしてはどうかということで、これが固まれば、それに準じて 33 ページを 直せると思いますので、32 ページについて確認したいと思います。

まず、2行目に「利用についてのルールづくり」とありますが、「賢明な利用についてのルールづくり」という表現にする。「賢明な」を挿入する。

文章の下から2行目、一番右のほうに「住民参加のもとでルールづくりに取り組んでいきます。」とあるのを、「住民参加のもとで密漁対策を含むルールづくりに取り組んでいきます。」と。ここは「漁業に配慮した海や浜辺の利用について」とあるので、ちょっと「密漁」が突出し過ぎる。どうですか。

もう一つが、「自然再生(湿地再生)」のところで、「自然再生」と「湿地再生」を入れ換えて、「湿地再生(自然再生)」と入れる。

工藤委員 今のところですが、大西先生も首を傾げられながらも「密漁対策を含む」というところですが、ここへ入れるとルールづくりそのものにかかってきます。密漁のルールは、既に漁業法があるわけで、漁業法は国法でございますから、法の優位性から言ってこんなものを起こすことはできないのです。細かいルールをつくってこれを上回ることは一切できませんので、書いても結局無効になってしまうと思います。そこのところで考えなければならない、我々がやらなきゃならないのは一体何かということですが、もう既にあるルールによって取り締まりはあるわけです。ただ、取り締まりが十分でない。それをしっかりやってくれというのは、これは県に対する要望でいいと思います。

もう一つ、「住民が入ってきちゃうよ。勝手に取っているんだよ。これ、どうするんだい」というのですが、これは看板の問題だと思います。今でも看板は立っています。「ここは漁業権漁場です。勝手に取ってはいけません」と書いてあるけれども、それが見えないところにあったり、あるいは数が少なかったりすれば、やはりどんどん入っちゃうわけですから、そういうところの改善だと思います。それはルールじゃないです。別にルールをいじるわけじゃないので、もう少し実用的な部分だと思うので、「目標」の中では要らないのではないか。むしろ、「計画事業」の中で実現を目指したもの、もっと密漁を防止できる実効性のある措置を中に入れていただいたほうがよろしいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

大西会長 わかりました。

では、二つについてはいいですか。

それ以外の、「賢明な」を入れるのと、「自然再生」「湿地再生」については……。

- 歌代委員 後の問題ですが、「自然再生(湿地再生)」のほうが私はいいかと思います。ということは、湿地再生を頭に持ってくると、どうしても大がかりな湿地再生という考えが出てくると思います。したがって、また浦安の日の出地区における湿地というイメージも出てくるのではないかと思うので、ここは「自然再生(湿地再生)」としたほうがよろしいのではないかと思います。
- 大西会長 今のところに限って言うと、一応ここは「市川市塩浜護岸部において」と限定されています。

今、直そうというところは、29 ページの2番の「自然再生」と「湿地再生」を入れ換えるというのが提案ですが、この記述は、下から4行目に「検討結果を踏まえて、市川市 塩浜護岸部において……自然再生に向けた調査に取り組みます。」ということだから、場 所を限定しているのです。おっしゃる心配は一応防いでいる。

歌代委員 同じような考えで、市川市においてもやはり市の考えもあると思いますので、さらに陸地まで食い込んだ湿地再生をされるんじゃないかというような......。

大西会長 されるんですよ。これを「する」と言っているんですよ、市川では、少なくとも。 歌代委員 どうですか。

大西会長 市川が言っているかどうかじゃない。この文章の意味はそれを言っているんです。 市川市、コメントありますか。

市川市 市の市川塩浜地区のまちづくりの基本計画が策定されておりまして、この中では自然との共生を考えたエリアをある程度想定しております。まだ確実にプランが決まったわけではなくて、そういうゾーンがある。その中で自然との触れ合いができればよろしいかなということで考えております。ですから、中に、「湿地を再生する」とか、そういうものはまだ具体的に決まっておりません。

大西会長 最後がよく聞こえなかったのだけど。

市川市 具体的には、陸地の部分で湿地を再生していくという方向で決まっているわけではご ざいません。

大西会長 そんなに意味が違わないので、ちょっと意見が割れているので原案のままで行く。 「湿地再生」という言葉がないわけではないので。入っているので。

工藤委員 今のところのお話ですが、よくよく考えますと、ここは場所も限られているのですが、その中での自然再生には何があるかということで考えるべきだと思います。そうすると、湿地再生もその一つ。しかし、今、よく言われている河川なんか、多自然護岸というのがありますが、そういうのも自然再生の一つですよね。そういうものを含んでいるから、「自然再生」というのが最初にあって「湿地再生」というのは、原案どおりでよろしいと私は思います。

大西会長 では、ここについては、「湿地再生」ということを明示してあって、それが重要だと主張していて、ただ文言を読んでいきますと、「湿地の復元など自然再生の実現」ということで「自然再生」が広く使われているのは事実なので、この表現で複雑な思いがここで込められているということで、原案どおりでいきたいと思います。

それでは、ちょっと戻りまして、さっきの密漁対策の話ですが、確かに、いま吉田委員がまとめたようなところに入れると、工藤委員御指摘のような問題、意味もあるということで、例えば33ページの「計画事業」の中に、「海や浜辺の利用に当たってのルールづくりを進めていく必要があります。」の後に、例えば「また密漁対策などルールが適切に実施されていくよう努めます」とか、つくったルールを実施しないといけないと。密漁についてのルールは既にあるのですが、実施がちゃんとされてないということだと思います。そこを「また」書きで書くということでいかがでしょうか。

工藤委員 結構ですね。

大西会長では、文言についてはお任せいただいて、修正したいと思います。

佐野委員 29 ページに戻ってしまいますが、この「自然再生(湿地再生)」の文言に絡んで、 先ほど倉阪委員から、「5か年の目標」として、一番最後の部分、「調査に取り組みま す。」だけでは不十分ではないかというお話があったと思いますが、こちらの5ページの 委員の意見で、たしかこれは後藤さんの意見だと伺っておりますが、5ページの一番下、 ここにも倉阪委員と同じような思いが、文言は違いますが述べられているわけです。私も、 倉阪委員あるいは後藤委員に賛成して、ぜひもう一歩踏み込んだ記述の仕方を。先ほど倉 阪委員は「自然再生の実現に向けた調査と具体化に取り組みます」という言葉を使ってい たかと思いますが、そういう形で修正をお願いできないでしょうか。

大西会長 今のは5節ですが、7節については以上でよろしいでしょうか。

では、7節はそういうことにして。

- 5 節、積み残しの点ですが、一番最後「自然再生の実現に向けた調査に取り組みます。」で終わっていますので、調査が終わった段階では具体化していくというステップになると思いますので、「調査とその具体化に取り組みます。」というふうに入れるということでいかがでしょうか。
- 川口委員 私の意見は、その2行はもっと単純に「自然再生の実現に取り組みます。」でいい と思いますけど。
- 大西会長 そこにいろいろな議論があったんだよね。だから「調査」の段階も要る。全部が決まってるわけじゃないというわけですね。市川市の主張もあるので。
- 「実現に取り組みます。」としたらいい、「調査」は要らないというのが、川口意見です。 吉田副会長 「実現」という言葉は、「自然再生の実現に向けた」ということで、もう「実 現」が入っている。
- 大西会長 「自然再生の実現に向けた調査とその具体化に取り組みます。」という案と、「自然 再生の実現に取り組みます。」という案とが出ているということですね。
- 川口委員 いつも戻るのですが、これは「事業計画」だから、調査・検討ばかりでは事業計画 の意味が薄れてくるのではないかというのが僕の意見で、「実現に取り組みます。」で、取り組みですから、できない場合もあるし、できる場合もあると。
- 大西会長 「調査」というのも一つの事業ですよね。それもやって、その調査が終わった段階では「具体化する」というのが倉阪さん。川口さんの「実現に取り組みます。」という意味を含んでいるわけです。その前に「調査」の段階もあるということであればいいですか。川口委員 はい。
- 後藤委員 これ、よく読んだらおかしいのですが。「検討結果を踏まえて……調整を図りながら、実現に向けた調査」というのはおかしくて、調査は上でやるということになっていて、「検討結果を踏まえた結果、実現していく」というニュアンス、おかしいんじゃないですか。検討結果を踏まえて調査に取り組むというのは、文章としておかしいですよね。
- 大西会長 向こうで「調査」は終わっている。
- 後藤委員 上で終わっているわけです。ですから、皆さんが言われているのは、文章がおかし いからで……。
- 大西会長 川口さんに反論しながら僕もそうかなと思ったりしていたのだけど。二つ目で、協議しながら調査している。二つ目には「調査」という言葉は出てこないのか。「検討」ね。ここで検討作業は終わっていて、検討結果を踏まえるわけだから、もう実現しかないだろうと。検討結果をまた検討しているんだね。2行目にもう一回「検討」があるじゃない。「管理方法等を検討し、……事業と調整を図りながら」。書いた人をいじめてもしようがないけど、なかなか難解ですね。

それでは、ここも冷静に文言をもう一回整理してみたいと思います。後藤さんの意見も

踏まえて、最後は「自然再生の実現に取り組みます。」と川口案にすることで全体の文章 が意味がすんなり通るかどうかをお二人に検討してもらって、最後に決めたいと思います。

- 大野委員 「ルールづくり」に戻ってよろしいでしょうか。大西会長と、同時に同じことを考えていました。それを申し上げて、「第1次事業計画の目標」の中に、「住民参加のもとでルールづくりに取り組むとともにルールの普及実行に努めます。」と、そのぐらい入れてもらったほうが。そう考えましたが、いかがでしょうか。
- 大西会長 わかりました。「ルールづくり」だけでなくて、「ルールの実施に取り組む」というのを最後に入れておく。それを受けて、33 ページのところでは「密漁対策」という言葉を一応入れるということで。

では、そういうふうにさせていただきます。

29ページについては、最後の確認で、「自然再生(湿地再生)」はそのまま。

一番最後を、「自然再生の実現に取り組みます。」と直す。これは最終確認ということに してもらいます。

7 節については、「第 1 次事業計画の目標」の 2 行目の真ん中あたり、「利用について」の「利用」の前に「賢明な」という言葉を入れる。

一番下から2行目、「住民参加のもとでルールづくりに取り組んでいくとともにルール の実施に努めます。」と。

工藤委員 「遵守」でしょうね。

大西会長 「ルールの遵守に努める」って、県が遵守に努めていただけではしようがないです ね。

工藤委員 おかしいですね。住民が努める。

大西会長「ルールの的確な運用」。

工藤委員「運用」ですね。

大西会長 そこも文章はお任せいただくとして、そういう言葉をここで補う。

33 ページに行って、真ん中「いく必要があります。」の後に「また、密漁対策などルールの適切な実施に努めます。」というような文章を入れる。

ということで第7節まで来ましたが、よろしいですね。

(「はい」の声あり)

Bグループ

大西会長 それでは、次にBに行きます。Bをやった段階で休憩を取って、最後のAに向かうということで、Aは、再生に直接関係するある意味で一番重要なところ、特に再生会議の再生に絡むところですので、時間をたくさん割きたいと思います。Bも大事ですが、1時間ぐらいでBの議論を終えたいというのが腹づもりであります。

では、Bについて取りまとめに当たった工藤委員からお願いいたします。

工藤委員 それでは少々お時間をいただきます。1時間で何とかまとめたいと思います。

まず、資料としては「千葉県三番瀬再生計画 (事業計画)」を準備ください。15 ページからです。もう一つ、きょう配られた「次第」のついた資料の11 ページです。

Bグループの作業ですが、既に第 12 回再生会議で私どもBグルーブの取りまとめ方針

について御説明申し上げました。その取りまとめ方針に沿って進めてまいりまして、今月 14 日に最終的な詰めをして、その後また若干文言修正等を行って今日に至っております。 最終的にはまだ完全同意に至っておりません。これが全体の話でございます。

それでは、最初から御説明申し上げます。

まず、「第3節 漁業」という節名。事業名は、抜けておりますが、「漁業」でございます。失礼しました。

まず意見ですが、「第1次事業計画の目標」がございます。これは元のほうでは15ページです。「安定した生産と収入が得られる」云々と書いてあります。全部で5行のものです。これを次のように変更したいということです。これは全員一致でございます。「三番瀬の生態系や水・底質環境に係る他節の諸事業との関連に留意しつつ、生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生、漁業の振興による水質浄化機能の向上、後継者の育成、千産千消の需給システム構築を図ることにより、安定した生産と収入の得られる漁業の実現を目指します。」。

経緯を申し上げますと、「他節の諸事業との関連に留意する」というのは、主に細川委員からいただいた意見に対する併存であります。

それから「生態系バランスのとれた」というあたりは、竹川委員もかなり主張されたと ころですが、後藤委員からもいただいています。

「後継者の育成」は、米谷委員の案でございます。

「千産千消」は、後藤委員ですか。

そういったいろいろな方々から御意見をいただいておりますので、それを 14 日の段階 で併存したのがこの案でございます。それぞれのものをそのときには書いてありましたが、 全員一致したところといっても3人が一致したところでこれを外させていただきました。

次に、同じ「目標」の後半部分に当たるところですが、ここは実は 14 日時点では全員 同意に至ったのですが、その後、少数意見で竹川委員から異論が出まして、追加が出まし たので一緒に書き添えてございます。

14 日時点で全員同意したものは、「この目標を達成するため、第 1 次事業計画期間においては、まず流動の停滞によって生産性の低下した漁場の改善方法を検討するとともに、アオサ対策、藻場の造成試験等による漁場環境の改善に取り組み、併せて、ノリ、アサリに関する調査・研究等を進めます。」。これは、事業計画の 17 ページ、18 ページ、たくさんページを使っていっぱい書いてありますので、それを全部「目標」の中で整理しなきゃならなかったので、これだけの文章で書きあらわしてしまったということです。

そのときに、実は、「アオサ対策」や「藻場造成試験」というのはそれぞれ個々の事業ですが、こういった個々の事業は既に 18 年度としてもう実施段階に入っております。現在、センターその他で実施をしているわけですので、その前にあります「漁場の改善方法を検討し終わってからやる」という形をとることができません。もう既に始まっているものを、今さらそれをしてから「やれ」とは言えないので、そういう事情もございまして、「検討するとともに」としてあるわけです。

こういった調整案ですが、これもたくさんの意見をいただいたものをまとめたわけです。 14 日に3人で集まりまして、そのまとめたものを使って意見交換したときに、「これでいいでしょう」と一たん成立したものです。

その後、竹川委員からいただいたのが、次に書いてある同じ部分です。「この目標を達 成するため、第1次事業計画期間においては、まず東京湾・三番瀬の漁場の生産性低下に 関しては、三番瀬の現況と、最新の科学的知見による流動の停滞などの要因の究明と、そ れに基づく総合的な漁場の改善方法について検討を進めます。またその検討結果を踏まえ、 実施中のアオサ対策、藻場の造成試験等の取り組み、併せてノリ、アサリに関する調査・ 研究についても、その目的と実効性の追求を基本として取り組みます。」となっています が、私見を交えて申し訳ありませんが、私の考えでは、ここで扱っているのは三番瀬しか ありませんので、「東京湾・三番瀬漁場」云々という言葉は要らないだろうということ。 あるいは「三番瀬の現況」というのも、これはもう既にわかりきっていることですから書 かなくてもいいのではないかと、竹川さんにはお話し申し上げました。ただし、この会議 では竹川さんにいただいたものをそのままここへ紹介しますよということになっています。

次に、12ページ、「体系図」でございます。

体系図も、前の事業計画ですと 16 ページにございます。16 ページの下の二つはまあよ いとして、一番上に「漁場環境の改善」とあって、ここに「三番瀬漁場環境の改善」「干 潟化試験」「アオサ対策」「藻場の造成試験」と四つの四角い枠のがありますが、ここを少 し直させていただきたい。

まず「漁場環境の改善」というのは、これだけだとよくわからないですから、「生態系 バランスのとれた豊かな漁場の再生」と、「目標」に沿った形の名前に直す。その先にあ ります「三番瀬漁場環境の改善」は、同じ名前が繰り返されているだけなので、この辺は 「低生産性漁場の改善方法の検討」と、12ページに書いた形に直す。

その下の 16 ページでは、次に「干潟化試験」とありますが、これは、今はそのまま行 うわけじゃありません。この5年間の事業ではないので、これは別の第1節とかほかの節 に出てくるわけでして、ここでも「(第1節 干潟・浅海域に記載)」とあります。こうい う形で出ていますので、漁業そのものではないということで、ここからは消しました。

「アオサ対策」と「藻場造成試験」は、そのままそこに残しておく。「以下、省略」と いう意味ですが、そういうことです。

その次が「計画事業」でございます。

元の「計画事業」という案文によりますと、17 ページから 19 ページ、合計 3 ページを 使って書かれたものです。これらについては、「事業名」の「1 三番瀬漁場環境の改 善」は、「目標」に沿って「低生産性漁場の改善方法の検討」と名称変更させていただき たい。標題だけの変更です。

中身は、ここに書いてあるので十分だということでございます。「5か年の目標」の 「漁場環境の改善の推進」がちょっと変わりますが、その下の「三番瀬の漁場環境は、埋 立に伴う……効果的な三番瀬の漁場環境の改善につながる事業に取り組みます。」という のは、そのままで結構でございます。

次に「アオサ対策」以降ですが、「アオサ対策」から先は、現在実施中の事業ばかりで す。細かいことを言い出すと切りがないので、私も凝り性ですからどうなっちゃうかわか らない。ここは目をつぶって、県でおつくりいただいたのをそのままのむということで、 のませていただく。

ただし、一番最後、元の事業計画 19 ページに「アサリ生産対策」、先ほどからいろいろ

密漁の問題が出てきたところですが、ここの終わりに「継続的事業」とあり、線が引いてある。この線の枠の下にもう一つ枠をつくっていただいて、そこへきょうの資料の 13 ページの付帯意見を書きました。「漁業の節に位置づけた計画事業の実施に当たっては、三番瀬漁場再生検討委員会等での十分な審議を踏まえ、他節との関連に留意しつつ、遺漏のないよう取り組むこと。」を一つ入れていただきたいと存じました。「再生検討委員会」の後に「等」を入れていただきます。

これは、三番瀬漁場再生検討委員会が再生会議と併置されているということで、三番瀬 再生会議の下にあるわけじゃないものですから、ちょっとややこしい関係にあるものです から、そのまま三番瀬再生会議であればこんなことを一々断らなくていいわけですが、併 設会議ですから、そちらの十分な審議を踏まえてくださいよということを書いておいたわ けです。そして、間違いのないようやっていただきたい。

実は、この先、さらに順応的管理の問題になりますと、評価委員会のことですが、これは言わずもがなで再生会議の問題ですから、当然のこと、初年度の結果が出てくれば初年度の結果が再生会議へ出され、そして再生会議で検討され、そして順応的管理へ戻されるという形をとるのではないかと、これは想像しております。私の想像が正しければ、そのことは一々ここに断る必要はないだろうというので省略されております。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくお願いいたします。

大西会長 ありがとうございました。

具体的な修正が示されていますので、これを巡って議論したいと思います。

竹川委員 今の工藤さんのお話の若干の補足ですが、3節について私自身の意見は、長々とほかにもたくさんあるのですが、前回の再生会議の前の話し合いの中で、一つは、漁場の問題について生態系のバランスがきちんと評価されていることについて私は了解したわけです

その次の再生の方法論として潮の流れの問題、きょうは漁業者の方がいらっしゃらないですが、漁場の検討委員会等でもいろいろ専門家等の意見もありましたが、一番最近の現況を踏まえる。もう一つ、三番瀬に入ってくる風とか波とか、東京湾経由のそういった条件も考えなくてはならないだろう。そういう新しい科学的な知見も同時に踏まえる。そんなことを 14 日にもお話したのです。

もう1点、今おっしゃったように、漁場再生検討委員会が個別の検討会議の中で若干別立てのような位置づけにされていることがありましたので、再生会議と別だと言ってしまえばそれはいいのですが、そういう点も再生会議との関係も十分踏まえる必要がある。そういうことで、今の「等」という意味、ないしは「十分な検討を踏まえる」というようなことでその辺も了解をしているというわけですが、方法論について、先ほどの少数意見というのは、そういう過程の中から生まれてきたという点をお含みおき願いたいと思います。

川口委員 11 ページの右側の枠の 2 行目、「生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生」とありますが、「バランスのとれた」というところにすごく引っかかるんです。これ、誰がバランスをとるのですか。漁場というのは年々変化が起こって、人間の英知が何十年やってもわからないことだらけです。アサリがある年は異常発生して採れたり、翌年は採れなかったり、それは魚にしてもいろいろなことが起こるわけです。だからこれは、「生態系の豊かな漁場」で、「バランス」を入れなくたっていいんじゃないでしょうか。それが私の

意見です。

それから、11 ページの下から 2 行目。これは、工藤委員が漁場再生の委員会のほうにもお出になっているので、質問の意味も含めてですが、「ノリ、アサリに関する調査・研究」は、行徳漁協の理事を中心として漁協の中に若い漁業者で「アサリ研究会」というのをつくっているのですが、それとの整合性は県を含めてどういうふうになるのでしょうか。漁業者が毎日漁業をやっていながらも既に研究会をつくっているときに、「取り組みます」になっていますが、これは別の文言にしないと整合性が取れないような気がしますが、その点についてお伺いします。

佐野委員 11 ページの多数意見と少数意見というところですが、多数意見の1行目の終わりから2行目にかけて、「流動の停滞によって生産性の低下した漁場の改善方法を」ということで、生産性が低下した理由を「流動の停滞」という一つの理由をそこに書いてあるわけです。それが多数意見となっていますが、「素案」の17ページの「事業名」の1の「5か年の目標」の文章「三番瀬の漁場環境は、埋立に伴う海域の現象や流れの停滞、大雨時の江戸川放水路からの出水等により、不安定な状況にあり、漁場としての生産力が低下しています。」、ここでは複数の理由を掲げているわけです。整合性を図るということであれば、私は少数意見の書き方のほうが整合性があると思うのですが、そこら辺のことをもうちょっと聞きたいなと思いました。

大西会長 それでは、会場の方で御意見のある方、お願いいたします。

発言者 E です。

漁業について、「三番瀬漁業環境の改善」というところで「基本計画案」と「事業計画目標」に整合性がありません。というのは、「基本計画案」の最初のところには「三番瀬とその周辺海域は、多くの魚類や貝類などの産卵、生育の場」とありますが、「事業計画」に「流れづくり」があるわけです。猫実川河口域の泥干潟はハゼやイシガレイの生育場で、神奈川の漁師も「三番瀬があるおかげでイシガレイが獲れる」と言ってますが、ここは静穏域だから稚魚の生育場になっているわけです。そこに「流れ」をつくったら生育場でなくなるので、「流れづくり」はやめてほしいと思います。

それから「藻場の造成試験」ですが、藻場はよいと言うけれど、どんな機能があるのかという科学的機能・根拠を示してほしい、これは漁場再生検討委員会でも出されておりました。よその藻場を減少させてまで造成することがいいのか、そういうことも出ておりましたので、藻場はどのような条件のときに生育可能なのか検証が先だと思います。

発言者F Fと申します。

漁場再生検討委員会に何回か参加して、そこで聞いた話ですが、特にいろいろ出てくる「調査・研究」についてですが、能登谷委員がしきりに漁場再生検討委員会の中で強調されていたことは、例えばアオサ対策にしても、その場その場の行き当たりの対策とか研究ではなくて、腰を据えたじっくりとした基礎研究が大事で、急がば回れであると。アオサだけでなく、流れにしても、ここに挙がっている項目についてすべて基礎研究をじっくりやっていくのが生産性低下を一番防ぐというか、生産性を高める早道なのだということを、何遍も強調されていました。そのような観点から、例えば言葉として「研究」には違いないのだけど、じっくりと腰を据えた基礎研究、目的の実効性ということを文言の中に入れていただきたいと強く感じております。

大西会長 また会議のほうに戻します。

工藤先生、コメントをお願いします。

竹川さんの意見は難しくて後回しにして、ほかの方々のですが、まず「生態系バラ 工藤委員 ンス」という言葉、これを「生態系の豊かな」のほうがいいとおっしゃったわけですが、 私もそのあたりはそれほどこだわっているわけではないのですが、漁業というものは、そ もそも生態系のバランスがとれて成り立つものです。そのバランスに幅があります。当然 のことだけど相当な幅があるのです。しかしながら、基礎生産から始まって最終的な肉食 のものまでずっと食物連鎖の段階がありますが、これが複雑に絡み合って、複雑であれば あるほど実は生産性は高い。そういう形でうまくバランスがとれてなければならないとい うのが大原則なのです。確かに単純に見ていると、アサリが千何百トンも採れてみたり、 50 キロしか採れなかったりという年が繰り返されているので、いかにも「生態系のバラ ンス」という言葉が使いにくいというお気持ちはわかりますが、それはアサリを見ている からそうなのであって、三番瀬そのものの生態系という見方をすれば必ずしもそうではな い。そういったのが実態であって、それでバランスがとれているのかもしれません。今の 三番瀬は、残念ながら私は「生態系バランス」がとれているとは思っていませんけどね。 それはそれとして、「バランス」はそういう意味で使っておりますということで御理解い ただきたいと存じます。

それから、ノリ、アサリの調査・研究に行徳の若い方が研究会を持っていらっしゃる、 それとのリンケージはどうなるのかということですね。これはもちろん尊重しながらさせ ていただくことだと思いますが、この辺の回答はむしろ県にお願いしたほうがよろしいの ではないかと思いますので、後にさせていただきます。

次が、佐野さんの御意見です。「流動の停滞」、これだけが強調されていて、17 ページにはそれ以外に具体的に書いてあるのは「大雨時の江戸川放水路からの出水等により、不安定な状況」というのがありますが、これ、書いていると切りがないのです。実にたくさんあります。ここでは端的に書くために「流動」だけを書き抜いたのですが、実はこれも、私はあまり好きじゃないのだけど、「停滞」の後ろに「等」をつければそれで済むことじゃないかと思います。あまり好きじゃないのですよ、「等」をつけると何だかわからないから。それは個人的な趣味ですから。この場合は、本当に何があるやらわからない。いろいろなものがあります。どれ一つも疎かにはできない。だからこそ、やり方として、漁場マップをつくって、そこから検討していこうよという極めて基礎的なところからスタートをかけるわけですが、そういうことがございますので、その辺を御了解いただければと思います。これ、書き込んでいったらきりがないですね。

次に、会場からの意見ですが、「流動」を速めると産卵場が失われる。これは真っ赤な嘘でございます。そんなことは絶対にございません。流動の停滞するところにいい漁場はありませんし、流動の停滞するところにいい海はできません。それこそ生態系バランスもとれません。これだけは事実でございます。今は流動が停滞しているから泥干潟にいろいるな生物がいるんだとおっしゃるかもしれませんが、流動が停滞してできているのだとしたら、それは決して自然の姿ではございません。

実際、カキ礁を中心にしたあの付近は、流動は極めて停滞しています。測ってみればおわかりだと思いますが、あの辺の漁場の流動は、大体毎秒 10cm ぐらいあるのが普通です。

正常です。ノリの発芽、付着になりますと、毎秒 8 cm が保障される必要があります。しかし現実には $2 \sim 3$ cm です。 $2 \sim 3$ cm では漁場にならないのです。そういうのが現実の姿です。 $2 \sim 3$ cm のところに生活できるもの、これはもちろんいるのです。だけど、それがいたからといって、「生態系が豊かである」とか「バランスがとれている」とかいうことは言えません。カピテラカピタータやコノハエビというようなものが増えてくるということは、決して好ましいことではないのです。それが一つであります。

漁場、漁師さんの立場からしますと、漁業のできる、対象になるものが増えてほしいし、 その対象になるものが食べるエサが増えてほしいし、それと一緒に共存できるものが増え てほしいのです。そのためには、流動は改善せざるを得ないですね。そういうことがあり ますということです。それが一つ。

もう一つ会場から、これは本当にごもっともなことです。漁場再生検討委員会ほうでしょっちゅう言われていることです。私もそう言うのですが、その場の行き当たりばったりのものではなくて。特にアオサがそうですね。アオサを取ったらいいというのではない。そんなもの取ったって、また増えてくる。明日になれば倍になる。そんなことじゃなくて、もっと基礎研究をしっかりやらなきゃだめですよという話は、多分、担当者の方々あるいは特にセンターの先生たちに耳が痛くなるほど我々は言っている話です。これからも言っていきます。

ただ、そのことをここへ書いておけとおっしゃられても、これは筋が違うんじゃないかと考えています。ここは、もっと理想的なと言うと変ですが、お小言を書く場所ではなくて、こういう方向で物事を進めたい、そのためにこういう事業をしたいということを書く場所だろうと思っていますので、これはやっちゃいけない、基礎研究をもっとやりなさいということは、ここに書くべきことではないと思います。それは、私どもが、委員の立場であるなしにかかわらず、試験研究に携わっている県の職員の皆様方にお小言としてしょっちゅう言ってることだと、こういうふうに御理解いただければよろしいかと思います。私は本当は、それは公開の場で言うべきじゃないと思っています。そうじゃなくて、公開の場では、ちゃんと意見は一致していて前へ進んでいるんだよということを皆さんにお見せしなければいけない。この間も県会議員の方に言われました。「何であんたたちは、試験場の人とそんなに仲が悪いんだ」と言われましたが、仲が悪いんじゃありません。ふだんから話をしています。ただ、お小言は言うのです。そういうことでございますので、ひとつ御理解願いたいと思います。

とりあえずいただいた御意見はそれだけですが、ノリ・アサリの調査・研究についての 行徳の研究会の1件、このタイアップはどうなんだというところは、事務局側からお願い したいと存じます。

大西会長 最初の多数意見と少数意見の関係はいいですか。

工藤委員 ちょっとそれをお話しください。

漁業資源課 漁業資源課の渡辺です。

漁業者との協働のアサリの研究会と、東京湾漁業研究所は、アサリ資源の状況等について、また資源の分布、肥満度の調査等について、漁業者と一緒に従来から調査をしております。また、今後もその予定です。

木村委員 一つお聞きしたいのですが、各事業名に全部「5か年の目標」と書いてありますが、

これは中期的事業として羅列的に書いてあるのか、物によっては基礎的な研究も必要だと さっき言った方もいましたが、「5か年の目標」として一応ここに書くからには、それな りの予算ももちろんこれが通った場合には考えられると思いますが、この辺の「5か年の 目標」についてはどうでしょうか。できたら、工藤さんからお願いします。

全部、「5か年の目標」と書いてある。

大西会長 それは、そういうように書くことになっているのだけど。その書き方の何ですか。

木村委員 例えば中期的計画は、最初のページに「5~10年」と書いてあります。物によっては、5ヵ年じゃなくて、5年から 10年の長期的なものとして計画される場合は、それなりの予算も考えられるでしょう。「5か年の目標」と並列的に書いて、これでよろしいのですか。

大西会長 それはつくったのは事務局なので、「5か年の目標」の意味についてもう一度説明 してください。

三番瀬再生推進室 御質問は、事業名の下に「(中期的事業)」とか「(緊急・早期着手事業)」と書いてある部分と「5か年の目標」との関係だろうと思いますが、事業の中期、長期、継続と分けましたのは、特にわかりにくいのは中期的事業だろうと思いますが、中期的事業については、それぞれ物によって違いますが、ハード事業的なものについては、実際に執り行われるのは、今5ヵ年ではなくて、次の5ヵ年であろう。その次の5ヵ年に取り組むであろう事業の準備段階をこの5ヵ年でやるという意味です。「5か年の目標」に書いてあるものも、今5ヵ年で目標とする事業の内容。また事業の内容の本文そのものも、「何々の方向に向かっている」とか書き方はいろいろあるにしても、とりあえずこの5年で取り組む内容を書いてあります。

木村委員 ちょっとよくわからないのですが。

大西会長 質問をストレートにやってくれたほうが答えやすいと思う。

木村委員 それぞれの事業が達成されるかどうかは別として「5年」と書いてあるのですか。 例えば今年度は予算が1億何千万しかないわけですね。そういう中で、来年この計画ができてから毎年こういうものを達成していく目標があるから、それにある程度予算を振り分けなければいけないわけです。だけど、とりあえずこれはできないとか、例えば長いスパンでやる場合には「5ヵ年から 10年の目標」とか、一律に「5か年」と書かなくてもいいのではないか。例えば 10年を目標にこれは達成していくとか、中期的な計画があってもいいのではないかと思いますけど、どうでしょうか。

大西会長 木村さん、2ページを見てもらうと、継続的事業から長期的事業まで書いてあって、 それぞれ説明があります。

木村委員 ええ、あります。

大西会長 今、5年から10年でいいじゃないかと言われたのは、中期的事業のところに当たると思うけれど……。

木村委員 そうですね。

大西会長 だから、17 ページの1番は中期的事業だから、これに当たるのですよ。この事業は5年で終わる事業じゃないということが提案されているわけです。ただ、最初の5年間で何をやるかというのがここに書いてある。

木村委員 最初の5年間でやるのですか。大きな目標も含んでいるわけでしょう。例えば5年

で終わらないという目標も含んでいるわけでしょう。

大西会長 「三番瀬漁場環境の改善」というのは、5年では終わらないのだけど、最初の5年間で何をやるかということをこの事業計画の中では言っているわけです。事業計画は、これから5年間で何をやるかというのを提案しているわけです。

事務局が主体だから、事務局の言葉で説明していただいたほうがいい。

- 木村委員事務局の方、いま会長が言ったようなことでしょうか。
- 三番瀬再生推進室 繰り返しになってしまうかもしれませんが、長期的な目標、もしくは5ヵ年以上の目標、そういうことも当然にらんでいて、第1次の5ヵ年計画をここではつくっています。6年目以降については、第2次5ヵ年計画となっていくと思います。それ以内で、この5ヵ年で終わってしまうような事業は当然次には出てきませんが、ここで中期的事業と宣言しているものは、逆に言えば6年目以降もかかっていく。そういう中で、この5ヵ年については、6年目以降になって初めてやるというのではなくて、17ページの1で言えば、「『漁場特性マップ』を作成し、流れづくり等、漁場再生手法の具体的な検討を行います」ということはこの5ヵ年でやっていこうという意味でございます。
- 木村委員 わかりました。ただ、僕なんか、議論している場合に、大きな目標としてのアオサ 対策とか、藻場とか、これは、5年間の目標なんだというよりも、長期的な視野に立って みんなが議論しているように思いましたので、ちょっと質問したのです。
- 大西会長 長期的な視野に立ってやる事業も含まれていますが、これからの5年間でそのため に何をするかというのを具体的に提案するのが事業計画だということです。
- 木村委員 最初に中期的計画ということを書いてあるのだから、答申するときに、5年ではなくて中期でやるということも視野に入れた答申として、そのうちの5ヵ年という認識が皆さんにあればいいのですが、中期という考え方で討議しているのではないですか、これは。そのうちの5年と、みんな認識していらっしゃるのですか。
- 大西会長 おっしゃりたいポイントはわかってきましたけど、中期なら中期全体のことを示して、5年間で何をやるかと書いたほうがいいと、そういうことですか。
- 木村委員 私はそう思いますけど。
- 大西会長 その辺はどういうふう整理しているのですか。
- 工藤委員 一応書いたつもりです。
- 大西会長 いやいや、事務局が全体をやっているので。事務局は、例えば今の1番について、 10年間で何をやるというのは、書いてありますか。
- 三番瀬再生推進室 10 年間で何をやるかということは書いていませんが、10 年と言えるかどうかわかりませんが、6年目以降で目指す方向については書いてある。もしくは意識して、その中で一気に6年目以降に達成するであろうものが、この5年では取り組めないので、中期的な目標に向かって第一段階として......。
- 大西会長 具体的に、例えば1番の事業で言うと、どこのところが中期的最終目標で、「5か年の目標」とどういうふうに関係しているのか、説明してください。
- 三番瀬再生推進室 例えば漁場環境改善そのものについては当然そういう方向に向かっていく ということですが、改善そのものがこの5ヵ年で達成できるかどうかは、今5ヵ年では達 成しきれないということで、それがいわば中期的な目標。漁場改善に向かって推進してい きますよということで、ここには具体的に「漁場特性マップ」等々の具体的な中身が書い

てあるということです。一つ一つどこまでが中期的な目標なのかということは明記されているかどうかわかりませんが、基本的な考え方はそういうことです。

木村委員 これで終わりにしますが、心配しているのは、5年で予算もつかなかった、何もできなかった、実は中期計画で 10 年を目指しているのですよというふうになれば、この考え方自身があやふやになってしまう気がしたので、僕は質問したのです。こういうことが5年間で予算も取れなかったし、一応中期の目標なんですよ、実は10年ぐらいで達成するように思っていますよという、努力目標というか、「5か年の目標」というのは非常にあいまいじゃないかなと思ったのですね、僕は。中期計画でここまでやるんだ、5年間でここまでは一応何とか達成したいとかいうことだったら、それはわかりますけど。

大西会長 そういうことですよ。

木村委員 だけど、みんなこれ、ほとんどが長期の問題じゃないですか、5年間で達成できる ような問題がありますか。これ、ないでしょう。

大西会長 ここに書いてあるのは、5年の目標が書いてある。漁場の再生とか改善というのは中期的な課題。その中で何をやるかということが書いてあるということです。もしそこに本当に論点があれば議論しなければいけないのですが、しかし、あまり長期のことまで決められないというのも事実なので、年度予算でやっていくわけだから、来年の予算がつくかどうかわからないといえばわからないわけです。そういう問題ははらんでいるけれども、しかし、5年間という比較的みんなが責任を持てる範囲については具体的に書こうというのが事業計画です。おっしゃっている意味はわかるけれども、木村さんが言ってるようなことを意識してこういうやり方で整理していると私は理解しています。

さらに御意見があったら後で伺うとして、どなたか手が挙がりましたが。

工藤委員 ちょっと補足させていただきます。木村さんの御懸念を少しでもぬぐっておきたい のですが。

例えばの話ですが、事業計画の 17 ページを御覧ください。名前はいま変わってしまいましたが、昔の名前は「三番瀬漁場環境の改善」というところです。

ここでまず理由が書いてあって、「このため、より良い漁場への再生に向けて……『漁場特性マップ』を作成し、流れづくり等」云々となっています。このうちの「漁場特性マップ」というのは、今度 27 日に、まだ完成品ではありませんが、その雛型的なものは示されます。そして、さらにこれに検討を加えていって完成していきます。そういうプロセスにあるものをここで挙げています。

「流れづくり等、漁場再生手法の具体的検討」というのは、この「漁場特性マップ」ができ上がって、「うん、これでよし」というところまで行って、それを見ていろいろ考えて、それから足りないものは補う。足りないものは、例えば「シミュレーションが足りないでしょう」というのも出てくるかもしれませんね。そういうときはそれを補って始めるということです。

そういうプロセスでして、そちらは中期的になりますということです。「中期的」とは書いてありますが、その手始めとして、「漁場特性マップ」は、まあ5年はかかりませんよね、2年か3年で終わると思いますが、そのぐらいのプロセスでずっと進んでいって、そして5年目ぐらいには次のステップへ入れるような、スタートラインに立てるようなところまで持っていきますよという意味合いです。

ほかのものもすべてそういうことで、継続的事業というのは、これはどうしようもない 事業でして、昔からやって、今もやって、先もやらなければならないものが「継続的」に なっています。

中期的なものは、今申し上げたような形で整理しております。ここでは中期的は一つだけですが、中期的なものは今そういう形で考えて書いてあります。

いま書いてある中で、「目標」のところでもそれは読み取っていただければ。

その辺のところは、目指すものと、目標達成するために第1次事業計画期間においてはこれこれをやりますよということを「第3節 漁業」のBグループでは新しく書き加えた形でやっております。この書き方そのものがそういうことを踏まえた上での書き方でございます。

第1次事業計画期間は、これはもう決められておりまして、5年間ですから、これが5年間でということになって、その後がみんな「5か年」と書いてあるわけです。

大西会長 さっきの議論の続きは、もうよろしいですか。後からと言われた.....。

工藤委員 竹川さんの御意見でしたね。

竹川さんの御意見は、実はたくさんいただいておりまして、これを紹介していると時間を取ってしまってどうかなと思ったのですが、実は7月7日に整理したものを関係の方にはお配りして、7月14日に整理をしたものを検討する材料にしていただいたわけです。

どんなことかと申しますと、まず「第1次事業計画の目標」に関しての御意見もいただきました。「三番瀬水域の水質浄化や生態系の保全に努めつつ」という表現を「目標」の1行目に入れてくれということでございました。

また、最後の行には「経営の維持と発展のために、市民のニーズにこたえ、新たな漁業のあり方について検討を進めます。」という趣旨の文章を入れるということでございました。

この辺も十分検討させていただきましたが、現状と照らし合わせながら、漁業はなかなか難しいものでして、新しい漁業と言われてもなかなかそう簡単に定義をして進めるものでもないということで、そこら辺は、申し訳ないのですが「目標」の中から省かせていただきました。ただし、「三番瀬水域の水質浄化や生態系の保全」という言葉は中へちゃんと取り込んで、「第1次事業計画の目標」の最初に、「三番瀬の生態系や水・底質環境に係る他節の諸事業との関連」という言葉の中に入れさせていただいています。

大西会長 ー々どう処理されたかということはいいと思いますが。

工藤委員 あと、体系図の「漁場環境の改善」の矢印の先ですが、体系図も議論して、今のように収斂したわけであります。

もっと大きい問題がありました。一つは節の標題「漁業」を「漁業環境の改善と漁業の振興」とするということですが、これは、最初のところで大西会長がおっしゃったように、基本計画というのがございまして、その基本計画にちゃんと「漁業」と書いてある。それを今さらいじらないという大前提があって、それにより、これはいじらないことにいたしました。

以上が、竹川さんのいろいろな意見に対する対応でございます。

もう一つ付け加えられたのが、本日の資料の 11 ページの少数意見というところに書いてあるのがそうです。

大西会長 3節についてかなりまとめていただいていますので、11 ページから 13 ページに沿って今のやりとりを中間的にまとめると、まず、「生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生」ということについて、「生態系豊かな漁場の再生」としてはどうかという意見がありました。二つで意味が違うと私は思います。15 ページの基本計画の中に「生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生を図り」という言葉があります。これを使って「目標」のところに同じ言葉で書いてあるということだと思います。「生態系バランスのとれた」という一つの概念と、「豊かな漁場」、これは漁業の対象となるものが豊かだということに直接つながる表現だと思います。その両方がここに書いてあるということで、この表現が適当ではないかという工藤委員のコメントだと思います。

「生産性の低下」に関連したところで、次のページには、停滞ということだけでなくて 江戸川放水路からの出水とかも例示されていますが、後で例示されていることで、ここで は「等」をつけて「停滞等」。「等」は何だと言えば、少なくとも「計画事業」の中で一つ は追加的に例示されているということでどうか。

「流動」については、きょうの多数意見にも少数意見にも「流動」という言葉は出てくるわけです。少数意見ではワンクッション置いた表現ですが、しかし、「流動」という言葉も「生産性低下」に関連して使われているので、「流動」という言葉がここであるのはおかしくないのではないか、適切ではないかと私も思うのですが、「流動」という言葉を生かすということであります。

それから「基礎的研究」ということですが、ここでは「調査・研究」という言葉はきちんと述べられておりますので、そこの中に基礎的な部分も含むということは当然解釈されると思いますので、質問の趣旨は既に文章に表現されているのではないかという気がいたします。

以上が工藤委員からのまとめを繰り返したものですが、何か……。

工藤委員 ちょっとお詫びを申し上げたいと思います。実は御意見いただいた中に、米谷委員、 後藤委員から「後継者の育成」「千産千消」の問題がありました。これをどこに入れよう かというので、「目標」の中には入れさせていただきました。ところが、事業計画、個々 の事業の中でこれを入れることは大変難しゅうございました。

なぜかと申しますと、いずれも、事業が成功して、いい芽を出して、いい花が咲いて、そして漁業が振興すれば、後継者はおのずと出てきます。それからもう一つ、いいものがたくさん採れる、おいしいアサリがたくさん採れれば、千産千消の市場も成り立ちますということで、まずは「5か年」がうまくいくということが大前提になりまして、それが終わらないことにはそこまで行かれないということがございますので、今の段階ではないということ。

もう一つ、「後継者の育成」「千産千消」はやってないかというと、そういうことではなくて、県には後継者育成のための事業もありますし、資金もございます。千産千消についてもそういうものをお持ちだそうでございます。ただし、それは三番瀬だからやるというわけにはいかないのですよということです。後継者育成は、県下の漁業全体について、どこでもそういう申し出があればそれに対応していくわけでありまして、三番瀬の三つの組合の中だけで予算を動かしたり事業を立てたりというわけにはいかない。これは県の事情のようです。私も当然だと思います。そんな不公平なことはやってはいけませんので、そ

ういう意味で事業の中で「千産千消」と「後継者育成」の二つが欠落しております。しか し、欠落の理由はここで説明するだけにして、御了解をいただきたいと存じます。

大西会長 まとめの方向で御意見をいただきたいと思います。

大野委員 2点ほど。

1点は、「流動の停滞」という言葉についての解釈です。事業の「1 三番瀬環境の改善」の中に「埋立てに伴う」という字句があります。東京湾全体も海流が停滞しています。これはやはり埋立によることが原因です。次の「大雨時の江戸川放水路」、きのうあたりは全部放水しました。これはふだん停滞させているからです。私はそういう解釈で、この一字にまとめても議論ができるかなと。そして次に「事業名」の中に入ってくるわけですから、そう解釈していました。

2点目は、川口さんから、市川の漁業協同組合の「ノリ研究会」「アサリ研究会」の話が出ていました。工藤委員から、三番瀬は3組合あると。南行徳組合、行徳、船橋。この3組合には、全部、「ノリ研究会」「アサリ研究会」があります。もっと言ってみれば、内湾域のノリ・アサリの生産をしている漁協組合には、すべて研究会が組織されていますので、川口委員の発言にプラスして議事録に載るように、いま改めてお話しました。

- 主として「停滞」の問題と、「生態系」の問題と、二つ今までの打ち合わせの中で 竹川委員 はやってまいりました。あと、アサリとか、ノリ、アオサ、個別の問題につきましては、 かなり技術的な問題で、漁場再生検討委員会でもいろいろ問題が出されていました。それ については細かく検討する経過はなかったのですが、例えばアサリですと、いわゆる波浪 の問題、冬季減耗の原因であるとか、アオサその他、青潮についても問題があった。漁業 者の方からも、その調査はあまり意味がないのではないかという話も、率直に言って出て おりました。そういった意味で、例えばアサリ等については、もう既に3年間の計画が承 認されております。だけど、これを毎年毎年5年間続けてやっていくかどうかについては、 波浪の冬季減耗の問題等必ずしも確認されておりません。したがいまして、私は個別の 「5か年の目標」については、能登谷先生が言うように、目的がどうなのか、実効がある ものであればいいけれども、なければそれをやる意味がどうなのだろうかというお話が出 たように、これを5ヵ年間、毎年毎年予算をつけて繰り返しやっていくということについ ては、途中で見直してもいいのではないかということで、目的と実効の見定めをしてほし いということを入れてありましたので、若干その辺を付帯意見か何かの中で取り上げてい ただければうれしいと思います。
- 米谷委員 「後継者の支援・育成」を出した理由は、ノリの見学に行ったときに、船橋のノリ 研究会の方が若い方ばかりだったので、品質はよくて価格はリーズナブルという感じで、 あとは円卓会議の元「海域小委員会」の委員からノリのネット販売のメールが回ってきた りして、それでちょっと気になったものですから出しました。理由はそれです。
- 清野委員 工藤委員からもある程度議論はここまでということだったので、コメントを申し上 げます。この後の干潟、水質、底質に関係するところです。

今まで、漁場としての三番瀬をどうするかという調査、あるいは事業や資金の投入の話、これから議論する生態系・環境も含めた漁場環境もあり生態系とのバランスもとれたというようなビジョンでの調査と、なかなか方針が違うことがありまして、そこの間は、正直なところ溝が埋まりませんでした。それは三番瀬だけでなく、ほかの干潟の事例なども比

較して考えてみますと、漁業の形態とか、あるいはそこでずっと継続されてきた試験研究の歴史、あるいは地元の価値観ということがございまして、必ずしも手を取り合って同じような海域に同じような価値観で対応できるかどうかまだわからないと思います。しかし、せっかくこれだけ多くの調査が投入されておりますので、むしろそれを生かす方向で。生かしていただいているとは思うのですが、生態系バランスという点に関しては、多分、水産の予算だけだと、ほかの食べない魚とかそういうところの調査は間に合わないと思いますので、生態系としての調査を進めてまいりますので、それをぜひ御活用いただきたいと思います。

きょうの 11 ページにある文章そのものについては、私は合意をいたしますが、そこから先の泥干潟や、それぞれの生物、あるいは海水の停滞ということに関しては、まだ議論を今後とも継続させていただけたらいいのではないかと思います。継続の余地は、文章の中に「総合的な漁場の改善方法に」ということで書いてありますので、漁場の検討のほうでも生態系の検討に対して門戸を開いていただいていると思いますので、ぜひその部分をお願いしたいと思います。

もう一点、私はあきらめきれないのは、「後継者の育成」とか「千産千消」も、事業として三番瀬だけで予算を使っちゃうということはもちろんないのですが、千葉の魚を宣伝するときに、三番瀬の魚ももっと積極的に出していただければなと思います。どちらかというと、「千葉の魚」とアピールされるときには、外房とかそういうところの魚が多うございまして、もうちょっと、都市の近くでこれだけの漁業があるということも、お金を使わなくてもいいのですが、積極的に発信していただけたらと思いますので、ぜひもう一回御検討いただければと思います。

「千産千消」と「後継者の育成」の問題ですが、例えばこの後で審議されるところ 佐野委員 に下水道の問題がありまして、下水道は県としても推進しているわけです。もちろんこの 地域の予算だけではなくて、ほかの地域もありますが、そこには、「さらに力を入れて推 進してください」という文言を入れるような修正を加えてあります。そういうことから考 えると、「千産千消」の問題や「後継者の育成」の問題も、僕はここで皆さんが合意が得 られるのであれば何らかの形で盛り込んでもよろしいのではないかと思ったのが1点です。 もう一つ、13ページになります。付帯意見ですが、一応Bグループでは「全員一致」 となっていますが、1回目か2回目かの再生会議のときに私は具体的に質問をしました。 そのときには大槻副知事もいらっしゃったかと思いますが、この再生会議の場に漁業者の 皆さんにぜひ入っていただきたい。席は設けてあるわけです。ですけれども、今のところ 入ってきてくださらない。そういう中で漁場再生検討委員会ができて、再生会議よりもち ょっと先にスタートしました。工藤委員がおっしゃったように、再生会議とほぼ同列の会 議ではないかと思います。直接知事につながっているわけです。そういった状況から考え たときに、この付帯意見は「三番瀬漁場再生検討委員会等での十分な議論を踏まえ、他節 との関連に留意しつつ」云々とありますが、この再生会議の場は三番瀬全体の再生を考え ています。漁場再生検討委員会は、漁場をどうよくしていくかということを検討していく わけです。もちろんその二つの委員会から同じような事業案、提言が出てくれば一番いい と思っていますが、もともと若干目的が違っているところから、場合によっては違った方 向の内容が出てくる可能性もあるかと思います。その場合に、私の個人的な意見ですが、

「三番瀬漁場再生検討委員会での十分な審議を踏まえ」、この言葉の中に「それと同じでなければいけない」という中身が含んであるとすれば、それは少し違うのではないか。場合によっては違った結果が導かれても仕方がない。したがって、この付帯意見の書き方をもうちょっと誤解のない形に書き換えていただけないかなと思います。

佐藤委員 6 節の「三番瀬を活かしたまちづくり」のときにも私はお願いをして聞いているの ですが、このたびは「第1次事業計画の目標」として、29 ページの「1 市川市塩浜護 岸改修事業」が、今年度は緊急・早期着手事業の一つに入っていますが、18年度も7月 ですから、残されたのはわずかしかないのですが、このモニタリングの中で聞くところに よりますと、20mぐらいを老朽化したところを着手したと話を聞いていますが、2丁目の 地先 900mを先行させて 22 年ごろまでと。そんな 22 年ごろまでの完成を目標にしていい のでしょうか。ここは、もう皆さんが見ているとおり、すごい老朽化しています。今は、 御承知のとおり、被害なんていつ来るかわからない。山を抱えて山の下にいても、こうい う大きな雷雨や何かがあると九州のようなすごい被害を受けているし、海のそばにいても、 海のそばはそれこそすごい被害が出る場合もあります。大正6年なんか、東京のど真ん中 まで津波が入ったりしていますので、東京湾だからといって安心していられる時期じゃあ りませんので、老朽化したところだけでも一日も早く緊急・早期着手をしますよというこ とを、何回もこの席で聞いております。何とかこれは2丁目だけでも。2丁目が一番ひど いので、1億3.000万しかないという今年の予算ですが、前倒しをしていただいてもこれ はやっていただかないといけないのじゃないかなと、そんなふうに思いますが、どうぞお 願いしたいと思います。

大西会長 いま議論しているところとずれていますが、去年の 12 月につくった答申ですが、 そういうことを議論した記憶がありますので、ぜひよろしくお願いします。

佐藤委員 どうして 20mになったのですか。

大西会長 それは、今ここで全部説明できないけれども、去年の 12 月に佐藤さんもいて議論 して決めた事業計画です。

佐藤委員 何で 900mが 20mに。

大西会長 それは、一遍に全部できないからです。

今の議題に戻しまして、3節の漁業についてまとめたいと思います。

漁業については、さっき工藤委員がまとめていた「生態系バランス」「流動」「研究」に関わるところについては、さっき私も確認したようにしてはどうかというのが最終的なまとめです。

11 ページに、多数意見、少数意見として併記されております。これは本文でいきますと、15 ページの「第3節 漁業」の「安定した………重要です。」の2行は上に書いてある全員一致のほうですが、「そのため………振興します。」という3行は改善提案が二つあるということです。読んでいただきますと、キーワードは大体同じように入っています。率直に言って、「少数意見」と書いてあるほうは意味がわかりにくいですね。この趣旨はそう大きく違わない。キーワードは、「アサリ対策」「藻場」「ノリ、アサリに関する調査・研究」「流動の停滞」「生産性の低下」。これは両方とも同じキーワードが使われていて、ここまでは全員が合意しているということなので、意味の通りやすさから「多数意見」と書いてあるのでいかがかと思います。もちろんアサリ対策が現状のものが効果がな

ければやめるというのは、これは言わずもがなで、そのために調査をやって、ある意味で PDCAをとるということだと思いますので、ここについては「多数意見」という短いほうにしてはどうか。

佐野委員 ただし「等」は入れるのですよね。

大西会長 それは、さっき言ったように、「停滞等」とするということです。

取りまとめの 12 ページですが、ここについては、先ほどの提案で「漁場環境の改善」を「生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生」と書いてあって、今までの議論からするとこっちのほうが総合すればいいということだと思いますので、これでいきます。

それから、「低生産性漁場の改善方法の検討」が意味がストレートに表現されているということですので、これはこういうふうに変える。

その次の「干潟化試験」は、別の節を引用しているので、これはあってもいいですよね。 工藤委員 ええ、あってもなくてもいいですが、漁業としては、実はそのまま今やることもないでする。

大西会長 いやいや、関連のある場所ということで。

では、これはこのまま残すことにさせていただきます。

工藤委員 どっちでもいいです。

大西会長 では、「干潟化試験」はこのまま残す。上の「三番瀬漁場環境の改善」を名前を変えるということでいきます。

付帯意見については、先ほどこれに対する工藤委員からの修正で、真ん中の「三番瀬漁 場再生検討委員会等」と「等」を入れるという修正がありました。

独立した組織として今できていますので、もちろん我々は独立した結論が出せるわけです。ただ、精神から言うと、漁業者の意見を十分踏まえながら三番瀬の再生を図るということも確認されています。ここに漁業者代表は参加しておられないので、そのかわりに「漁場再生検討委員会」での議論、ここは漁業者も参加して議論されているので、そこでの意見を十分に尊重していこうということが確認だと思います。この文章でそのことがあらわれていると思いますので、全員一致のこれでいかがかと思います。

吉田副会長 付帯意見をまとめる立場で、位置だけ。工藤委員、ここの節の最後ということになっていますが、ほかの節との整合性をとるためにどの位置にということについては、また......。

工藤委員 それはまた改めて。

吉田副会長 そうですね。グループ代表の意見交流もあるようですし。

工藤委員 全員でやるときがありますよね。

吉田副会長 次回の検討会議に向けて、位置だけは検討させていただきたい。

大西会長では、それは全体の整合性を取りながら。

工藤委員 よろしくお願いします。

倉阪委員 「漁業者と消費者を結ぶための取り組み」というのを「計画事業」に追加したほうがいいかなと思います。 8 として、計画事業名としては、基本計画案に書いてありますように、「漁業者と消費者を結ぶための取り組み」。これは、千産千消の件とかあるので、継続的事業なのでしょうか。「5 か年の目標」としては、「漁業者と消費者を結ぶためのさまざまな取り組みの実施」。

内容としては、「三番瀬の漁業が活性化するように、従来から進められている千産千消の取り組みなどを進めるとともに、 など漁業者と消費者を結ぶためのさまざまな取り組みを進めていきます。」。

この前から議論がある、ボランティアしたら地域通貨が発行されて、それで三番瀬の海苔が買えるとか、そういうようなものをやればこれに当てはまるかと思いますが、「

」のところは、いま知恵がありませんので、皆さんの知恵を集めて書けばよろしいのではないかと思います。

- 大西会長 ちょっと、そこ忘れていました。「千産千消」についてそうやって入れるということ。そうすると、「後継者」だけ入ってこないのですが、どこかに「後継者」を入れられれば。工藤委員からは、まだその段階じゃない、漁業が健全に行われることが、おのずから後継者問題の解決につながると。確かにそのとおりだと思いますが、しかし、それをこの5年間は無理だと言ってしまうのもやや寂しいような気もしますので、どこかに入れたいと思いますけど。
- 張委員 今の「漁業者と消費者を結ぶための取り組み」ですが、こんなに流通が発達した現在で、たくさん物が取れれば流通なんて簡単にできると思いますが、そういう経済活動まで 踏み込まなくてはいけないのでしょうか、それ、ちょっと疑問に思うのですが。
- 大西会長 千産千消というのは、やや限定した流通過程です。意識的にそういうことを推進しようと。だから純粋経済学者からすると「何だ」と言われるかもしれないけれども、地域経済的には……。
- 倉阪さんの修正提案はよくわかるのです。よくわかるのですが、実は漁業という立 工藤委員 場に立ちますと大変難しいことでございます。特に、漁業が勝手にやっているならいいの ですが、漁業協同組合でございます。漁業協同組合は、協同組合法に基づいて行われます。 しかも、これは系統機関でして、系統機関上位には県漁連が存在します。そういうところ で、実はこの販売ルート等についてかなりの調整が行われています。例えば行徳や南行徳、 船橋で採れるノリがございますが、いま庭先で売っているのを目をつぶって見逃していま す。しかし、よその県の例をとりますと、100%漁連出荷なのです。これを前提として漁 連が維持できている。維持できていると言うと変なのですが、それで取引を優位にする方 法の一つにしているのです。ですから、その辺が、千産千消も大変いいことですが、今い きなり公的なところから呼びかけができるかどうか非常に問題があります。この問題はも う少し待っていただきたい。そして、本質的に千産千消は各組合のレベルで行うべきこと ですから、いいものが採れて、いいお客さんがいれば、当然、千産千消につながっていく のですね。この辺は、それほど気になさらなくてもよろしいかなという気もします。だけ ど、「フィッシャーマンズワーフみたいなものつくりたいよ」ということであれば、それ は働きかけによって組合がつくっていきますので、そういう形でやればできるのじゃない か。県のほうから逆に手を差し伸べて、フィッシャーマンズワーフの建物をつくって、 「ここに入れ」というわけにはいかないと思うのです。これは、現在の漁業の取引制度の 中、系統機関としての問題がございますので、ちょっとこちら側から言うのは難しいのじ ゃないか。この辺は県の見解もお聞きになっておかれてはいかがかと存じます。
- 倉阪委員 何も悪い話ではないと思いますので、それは誰が言ったから載らないみたいな、そ ういうドロドロした話があるのであればそこは気をつけなければいけないと思いますが、

基本的に事業者にとっていい話ではないかなと思いますので、そこは県のほうの判断もあろうかと思いますし、具体的にどこまでできるのかという話もあると思いますから、できる範囲で書ければいいなと。基本計画には書いてありますから、逆に何もないというのもちょっとおかしいかなというのが、議論の発端だと思います。

- 工藤委員 よくわかるんです。よくわかりますが、主なものがノリとアサリで、このノリとア サリがともに系統機関を通しているという事情にあるということです。そういう事情でご ざいますので、今、ここで言い出すとちょっとやっかいになる。
- 大西会長 ただ、既にもう言い出しているのですよね。基本計画には「千産千消」という言葉 を書いて......
- 工藤委員 抽象的には言っているのですね。
- 大西会長 だから、そういうことをやっていこうということには、もう踏み出しているわけです。
- 工藤委員 私も個人的には、そうすべきだと言ってますから。だけども、全体の問題としてそれを事業計画の中でうたい込んじゃうと、まさに手を出してやらなきゃならなくなってきますね。それはいま非常に難しい。組合側のほうで、そう言っては何ですが、これは抜け荷行為に相当するものですから、抜け荷行為を組合としての方針で覚悟の上でおやりになる分には構わないと思います。しかし、なかなかこれは難しいので、県の御意見をよく聞いてから。
- 大西会長 わかりました。それでは、今のところ提案が出ていますが、強い工藤委員の御意見もあって、私はそこは事情がはっきりわかりませんが、一般的に農協に置き換えれば、農協を通さない流通というのは随分いま重要な柱になってきていて、既存のシステム以外で直接消費者と結ぶことが農業振興の一つの流れになっているところもあると思います。それをそのまま漁業に適用できるのかというのはわからないので、少しそこは整理をしたいと思います。

別の角度から見ると、漁業のことは漁業者に任せるともこの場合については言えなくなってきている。三番瀬の円卓会議以来いろいろな人が漁業を含めて議論するようになってきたこともそうですし、現に県民のいろいろな税金が漁業に対しても使われているということですから、そういう観点からしても任せるだけでは済まないということだろうと思います。そのような観点からも、県民と漁業者を結んでいくいろいろな回路が出てくるのは必要なことではないかと考えるわけですが、非常に強い意見もありますので、今の「計画事業」の1項目についてはペンディングにして、次回までに整理して提案させていただきたいと思います。

- 佐野委員 わかりました。ペンディングで結構です。ただ一つだけ皆さんにお伝えしておきたいのは、環境NGOの中で、ぜひ三番瀬で採れたノリとかアサリを地元の方たちに食べてもらえるような供給ルートをつくってみようじゃないかと真剣に考え始めている部分がありますので、そこはお含みおきいただきたいと思います。
- 竹川委員 工藤さんのお話に関連しまして、私どももアサリはルート以外で岸辺でたくさん買わせていただいています。

それから例の付帯意見のことですが、確かにこの場で漁業者がいらっしゃればもう少し 再生会議の漁場の論議も意味があるかと思いますが、しかし、この間の評価委員会の問題 でもそうですが、個別の検討会議があるところについては、それを最大限尊重するというのは、あまりにも再生会議の機能を遠くからコントールしてしまう、表現は悪いですが、そういう心配もあります。したがって、さっき評価委員会の話もちょっと出されましたので、そういうことも含めて、工藤さんのほうで付帯意見を、再生会議での主体性というのでしょうか、それをにおわす形で出していただければ、この「全員一致」で私は賛成しますが、このままでは若干心配がありますので、よろしくお願いいたします。

工藤委員 わかりました。それは申しわけないです。最初にお話していた評価委員会とのかか わりですね。これはどういうふうに考えていいのでしょうか。

大西会長 評価委員会と何のかかわり......。

工藤委員 ここの付帯意見に関連して申し上げたのですが、当然、仕事を1年やれば、その成果は評価しなきゃいけませんね。でないと、順応的管理ができません。それを評価委員会に付託していくという形は、たとえ漁場再生委員会というものがあろうがなかろうがそれはする。「書いておかなくてもやるんだということであれば書く必要はない」と申し上げたのです。

大西会長 評価委員会のことについてですね。これは全体に共通することですから。

- 工藤委員 もし、これは具合悪いよと言うと、これは書いておかなきゃならなくなっちゃう。 もし、別の委員会がある場所については除外するよとなりますと、「評価委員会へお願い する」というのを書いておかないとできなくなっちゃうということです。
- 工藤委員 そうすると、今の竹川さんのお話は、杞憂に帰するわけですね。御心配なさらなくても、1年経てばその成果は再生委員会へ来る、そして再生委員会できっちり調べて、いいとか悪いとか、次もやるとか、もうやる必要はないとか、返してやれるということですね。
- 大西会長 さっき私がまとめたようなことでいいと思いますが、漁場再生検討委員会はやや我々にとっては特別な存在にはなっているということですね。ここで言及して書いておくというのは意味があると思いますが、書き方について意見があるということなので、せっかく取りまとめ、それぞれお二人は委員の中に入っているので、これは全員一致性がいま危うくなっている感じがしますので、ちょっと調整していただいて、こういうことを書くということはここで了解していただいて、場所については全体の中で調整していただく。ただ、文言については、修正があり得るということを確認させていただきたいと思います。そういうまとめで第3節をまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長 ありがとうございました。

それでは、ここで10分間休憩を取って、45分から再開します。

(休憩)

大西会長 時間になりましたので、再開いたします。

あとAが残っていますが、「漁業」のところの会場からの意見は伺ったはずですが、その後、再生会議の中でかなりやりとりがあったので、会場から意見を言いたいという要望がありまして、ちょっと事情もあってうっかり「いいですよ」と言ってしまったので、最初に、漁業についてお一人意見があるそうですので、お願いします。

発言者 D 船橋のDです。

先ほど、工藤先生のお考えで、「千産千消」は協同組合とのあれもあるのでここでは今は必要じゃないというお話があったのですが、市民の立場として、魚屋さんに行っても船橋産という形で全然買えない状況なので、ぜひ、こういうことも考えていくということを入れていただきたい。漁業のことを市民が理解する上でも、ぜひ「千産千消」ということを入れていただきたいと思うのですが。

大西会長 ありがとうございました。直接はお答えしませんが、そういうことについては全員 賛成だと思いますが、事業計画の中に入れると何かやらなきゃいけない。「何ができるの か」ということが出てくるだろうということだと思いますので、その辺を含めて、さっき 提案があったのを、一応ペンディングとして、ここについては少し整理した上で次回の前 に送る文章の中に入れたいと思います。

A グループ

大西会長 それではAについて、最後ですが、これも1時間以内で議論し尽くしたいと思いますが、ちょっと分量があります。1節、2節、4節で、清野委員に取りまとめをお願いしていますので、節ごとにやりますので、1節からお願いいたします。

清野委員 それでは、1節から説明させていただきます。

私、これの取りまとめを仰せつかったのですが、入院しまして、いろいろ皆様に御迷惑をおかけして、申しわけありませんでした。このワーキンググループの後藤委員、佐野委員、本木委員、そして事務局、内容について深く知りたいということで各部局の担当の方に情報提供していただき、大変御協力をいただきました。私が多くの方からいただいた意見を十分に集約しきれて反映させているかどうか若干不安でございますので、ワーキングの委員の方も、きょう、説明不足の点がありましたらフォローしていただければ幸いです。それでは第1節。14ページを御覧ください。

まず、意見を集約させていただいたので、書いたもののニュアンスが違うと言う方もおられるかもしれませんが、とりあえずここで説明させていただきます。

まず「第1節 干潟・浅海域」で、「1.第1節のタイトル」ですが、タイトルの修正については、これ以外の節についても基本計画との整合性がございますので修正はしないということで御了承いただければと思います。

次に、「2.第1次事業計画の目標」です。これも全員一致にはならなかったのですが、しかし議論はいたしまして、ここでいただいている意見の、現在残る干潟の保全、海と陸の連続性、あるいは漁業者との連携や湿地の整備のあたりに関しても、後述するところに入れ込んだつもりです。最終的な文章も見ていただきながら、個々の部分は一致してないけれども、ほかの部分に入れ込んでフォローしているつもりでおります。

- (2) 「淡水導入」の部分ですが、このあたりに関しては、今まで言葉足らずのところが、失礼ながら県からいただいた文章にはあったように思いまして、そこに関して、「課題整理・検討を開始する」というように、いきなり事業に着手するのではなく、課題を整理してきちんと検討してから実際の事業に取り組むような姿勢を一貫して入れたいと思っております。
- (2) 「干潟化」のところですが、これは、今までの三番瀬の検討の中で「干潟的環境」という言葉を使っておりまして、これが一般的な言葉かどうかはさて置いても、三番瀬の中ではこの「干潟的環境」というのがさまざまな含みを持って使われておりますので、それをここに入れたいと思います。この「干潟的環境」というのは、背後地との連続、川の影響とか、非常に広い意味での干潟というのを目指しております。

「藻場の『調査研究』の追加」です。これも先ほど「漁業」のところでも意見がございましたが、これも最初は「造成試験」といきなりなっていたのですが、それだけではなくて、「調査研究や」というのを入れました。

藻場の中で、今、アマモのようなある程度沖のほうに生えるようなものが想定されているかと思いますが、実は、江戸川放水路の中やふなばし海浜公園に、コアマモという、ある程度アプローチしやすい、浅いところに生えている藻もあります。このコアマモの造成も四万十川とかでもやっておりまして、各地のいろいろな種類の海草、藻類の調査を参考にしながら三番瀬でどれがいいかを検討していくつもりで、このように入れてございます。次に、15ページ、「3.施策の体系図」です。

これは、県のほうで描いていただいたものを、「土砂供給の回復」「汽水的な環境の創出」の二つを統合して一つにするという意見があったのですが、これに関しては、あまりに言葉を丸めてしまうと具体的な意味が後からわからなくなると思いますので、変更せずということで、元のまま残した方向でどうかと思っております。

(2) 「干潟化(干出域の形成)の試験」ですが、この「試験」の文言の修正ですが、これもいきなり現実に自然をいじるとかテストするという感じが強いので、その前に修正案としてA、B、Cがありますが、Cの「干潟的環境(干出域等)形成の検討・試験」としております。いずれにしても着手の前に検討を十分するということを散りばめております。

「淡水導入の試験」です。これに関しても同様に「検討・試験」と「検討・」を入れております。

「矢印の追加」ですが、県からいただいている図だと、わりとシンプルに矢印が1対1になっておりまして、たすき掛けとか、あまりそういうふうにされておりません。この理由を伺ったところ、「あまりに項目が多岐にわたると混乱しやすいので」ということだったのですが、これに関しては、まがりなりにも一つの項目がほかと多く連関しているのがわかるようになっているほうがいいと思いますので、とりあえず1対1ではなくてクロスというか、矢印を複数つなぐことを検討していただければと思っています。

これに関して、再生計画案のほうでも、48 ページに再生イメージワーキングでつくったさまざまな連関表がございますし、円卓会議のときの河川ワーキングの資料においても、もう少し項目を検討して、きょうの資料の31ページ、32ページに載せてありますような水循環のフロー図、それの中長期的な視点からの方向性を見る表をつくりました。それを

今回の事業計画の中にも引き続き活用していただけるように参考資料として入れたらどうかと提案したいと思います。

16 ページ、「4.計画事業」。

これは長い御意見で、「三番瀬では……」の部分について加筆して、具体的な地名のあるもの、あるいはその内容も含めて御提案いただいたのですが、これに関しては若干具体的過ぎる部分がありまして、全体のバランスを見て、この意見のエッセンスを残して全体に埋め込むような形で消化したいと思います。

ですが、「三番瀬では……」の部分で、「干潟が減少、潮流が変化し、悪化が進み」、あるいは「戦後の埋立てや都市化以前の三番瀬に近づけるため、」ということで御提案いただいているのですが、この部分の認識は、この節だけではなくて全体的に認識されていると思いますので、あえてこの節に文言として修正や挿入をするということは「なし」ということで提案したいと思います。

ですが、「また、……」ということで、ここにあるような全員一致で提案しているところがあります。これは、「現在残る干潟的環境は保全しつつ、」というのが一つの要点です。保全のときに全く手つかずかどうかというのはこの再生会議でも議論があるところですが、ワーキンググループの共通認識としては、「干潟の環境を形成する自然のメカニズムを尊重する」という立場に立って文言を検討し直しました。その結果、「河川等から自然な流入」ということで、できるだけ自然の力を利用した干潟の再生あるいは移り変わりが基本であるという形に書いております。

それに応じて、17 ページの「4.事業計画」に対応してきますが、「干潟化の試験」のところですが、その際に全員一致で にあるような文言を入れたいと思います。これは、具体的に土砂流入や波・流れによって移動すること、それから三番瀬をめぐる河川、堰、水路等の複数のルートの干潟に関わる水がどういうふうになっているかを検討するということで、ここは若干具体的に内容を書いております。この部分において、多くの方からいただいた個々の川、場所の名前は想定しておりますので、それをまとめてこういうふうに書いております。

ですが、自然のメカニズムを使った干潟の保全・再生ということですが、その際に、三番瀬が、どう考えても本当の意味での自然の干潟となってございません。そのために、どこまでが自然で、どこまでは人間がある程度手助けしてあげないと元の自然のメカニズムがうまくいかないのかをきちんと考えた上で、 にございますような「また、緩やかな人為的な土砂供給による干潟的環境再生」という言葉を書いてございます。「緩やかな」というのは、時間的な流れ、あるいは規模のことを指します。急激に土砂を入れてドンと場を改変するというのではなく、もともとの自然のメカニズムに近いような形で人間が手助けしながらというスケールやレベルであることを想定したものです。

ですが、「工法」という言葉がありましたが、これを「方法」にしました。何となく物づくりだけというニュアンスから、考えて、いろいろ管理や調査も含めたニュアンスの「方法」という言葉に変えさせていただきました。これも全員一致です。

ですが、ここの「旧江戸川からの土砂供給ルートや規模を検討します。」ですが、これに関しては、やはり具体的な地名があるということで、ここの部分に入れるかどうか、あるいは入れ方については、全体も含めてもう一回見直してみたいと思います。ただ、地

名を入れないということではなくて、文言の中に基本的に提案された場所が想定されるようなことが残るかどうかは大事なところだと思いますので、御意見もその観点からいただければと思います。

ですが、「三番瀬の生態系『や漁場環境』等への」ということで、先ほど「漁業」のほうでも議論がありましたが、生態系としてだけの見方ではなくて、人間がそこを賢明に利用するという前提での生態系といったものを想定しております。逆に言うと、漁場環境が生態系の健全な状態に支えられていることを念頭に置きながらですので、そういう点から水産生物も生態系の一部であると考えた検討になるのではないかと思います。

18 ページです。

「4.計画事業」、(2)「2.淡水導入の試験」ですが、これも淡水導入の規模や内容あるいはその場所に関しては、いろいろまだ検討不足のところがございますので、とにかく「試験」というよりも「検討」を入れるようにいたしました。

それから 「単調化」を「悪化」に修正という提案をいただいていますが、これも実は、 どういうものを「よい生態系である」とか「よい環境である」と言うかは、もうちょっと データが集まって合理的に理性的に議論できるような段階に入ってから「悪化」というよ うな言葉を使ったほうがいいのかなということで、現在は、種類が減っていること、環境 や生物の多様性が減っていること自体は確かですので、「単調化」という言葉のままにし ております。

江戸川放水路の話、 猫実川の話、 見明川、境川というふうに意見をいただいています。これも具体的な地名なので、この中にどこまで記載するかというのはありますが、 御意見もいただいているということと、それからさまざまな経緯がありますので、ここで 名前が出た川に関しては継続的に議論をするような努力はしなくてはいけないと思います。

、 は全員一致のところですが、「漁業等への」を「漁場環境等への」としております。この漁業と漁場環境の差は、「業」は経済行為です。「漁場環境」は、経済行為を営む、だけれども野生生物なり自然環境を使う産業としての漁場ということです。若干ニュアンスが違うので、経済行為のところまでは私はどうもという方も、三番瀬再生会議というのは深く立ち入ることができなくても、漁業という産業を営む場、環境の場に関してはきちんとした考え方を持って臨むなり、市民としても応援していくことが提案されましたので、「漁場環境等への」という言い方になっております。

、これも全員一致ですが、「事前の影響予測」という言葉があるのですが、影響というと、何となく悪いものばかりという感じもあるので、せっかくやるからには、効果というのもあるから何かやってみるわけですから、影響や効果ということで、若干しつこいですが、「効果」という言葉を入れてございます。

19 ページですが、「市川塩浜護岸改修事業」の記述の仕方にあわせてモニタリング調査というのを明記することに関しても、全員一致しております。

それから、具体的な地名を入れないのか、事業をどうするのかという問題に関して、全体のバランスでここの節だけ詳し過ぎてもということもございましたが、ワーキングでの議論の方向性としては、合意がとれたものはできるだけ地名を入れたほうがいいのではないかということです。一方で、県の事業者、管理者のほうに地名を入れた場合に具体的にどういうふうに5年間でやれるのかということも討議しまして、その中で、全部がやれる

わけじゃないけれども、県なりのお考えでやれそうな余地は出てきたと思います。ですから、早速、細かいことまでは書かないにしても、県のほうからやれそうなことは自発的にやっていただけたらと思います。

実は、水の問題に関しては、お金が伴うので、書くと費用負担、例えば水利権の問題とかそういうことは、県が書いて県がやりますというと、では県が県民税で払うのかという問題にもなってしまうのではないかという危惧がございました。これは、この5年でいきなりそういったことがすぐに動くとは思いませんが、今まで水利用に関してはほとんど世の中的に情報が出ませんでした。誰がどのぐらい、どういうふうに水を使っていて、それがどういう費用負担で社会で賄われているかということは、公開されてきませんでした。しかし、この5年間でできることは、県民も含めて水を使う主体であるということや、あるいは関連する企業も含めて水は誰がどういうふうに使って、それで環境が悪化してきたとしたら、21世紀はどうやって分担して費用も含めて仕切り直せるのかということを積極的に考えようというのが、ワーキングの議論の方向です。

全部がまだ個々の文章に落ちていませんが、第1節に関しては以上です。

いただいた時間が短くて駆け足になって申しわけないのですが、以上です。

大西会長「全員一致」と書いてあるところが提案と考えていいですね。

清野委員 そうですね。現在のところ「全員一致」と書いてあるのが提案です。

大西会長 では、全員一致のところを重点的に御覧になって、細かな文言の修正等もありますが、わりと大幅な修正は 17 ページの上のほうですか、 8 ページの 1 に関わるところがありますので、御意見をいただきたいと思います。

川口委員 14 ページの下から 4 行目の 、 ですが、これも先ほど議論になった漁場再生委員会との関連が非常に深いですね。これも特に「淡水導入」とか、「藻場の造成試験」の追加とか。藻場をつくるときに漁業をやっている方々の意見を聞くと、自分たちのいい漁場、残されたわずかな漁場に藻場を試験的につくるにしても、かなりじゃまになるらしいですね。皆さんも御承知だと思うのですが、ほかの団体がアマモを稲毛から富津のほうに移植して 2,000 本ぐらい育ったのですが、あっという間に流されてしまいました。あれも漁場との関係で、流れの強いところでしか藻場を実験的にやることができなかったというのが理由で、それで流されてしまったということです。ですから、こういう問題を事業計画の中に入れると、県は必ずやらなければならなくなるという側面もあると思いますので、漁場再生委員会との整合性を図っていただきたいというのが、僕の意見です。

ついでに、17 ペ ジ、、「工法」を「方法」に修正とありますが、先ほどの基本計画と実施計画に進んだ段階での話ですので、原文を見ると、8 ページ、「このため、干潟再生に関する事例の収集や現況の把握、課題の整理を行い、目指す環境、試験場所や規模、工法・安定性等を検討します。」とあります。事業計画になるので、ここでは「工法」のほうが僕はいいと思います。

後藤委員 漁場再生、藻場の再生というのは、「藻場造成」という言葉で一応計画に入っていると思います。「淡水導入」に関しては、これは試験の検討をやって、その結果、5年間の中でできるところから少しずつ始めていくというニュアンスですので、これは工藤さんからコメントをいただいたほうがいいのかなと思います。

それから、今の指摘の「工法」ですが、土木的な要素ばかりじゃなくて、もうちょっと

ローテクなものでやってもいいのかなという議論もありまして、それは方法という意味でもうちょっと幅広く検討してもいいだろうというのが、みんなの意見だったと思います。

大西会長 ほかに意見がありましたら。

それでは、今の意見について工藤委員から。

工藤委員 実は、干潟化というのは、「漁業」の第2番目に入っていたわけですが、先ほど大 西先生が復活させてくださいましたが、私どもは1回消してお出ししたのです。というの は、中長期的な中の中期的事業の一環ですが、まず「漁場マップ」をつくって、それから どうしたらいいかと考えて、さらに足りないものは、例えばシミュレーションが足りない よといったらシミュレーションをやって、その上でいろいろ考えてやろうということにし ているのです。ですから、この5ヵ年計画だけで考えると、お尻のほうにやっと載るか載らないかというあたりなのです。漁業で考えると4年目、5年目に載ってくるか載ってこないかぐらいのところに位置づけられると思います。

それは下駄を預けた形ですが、こちらでしたら、まだあまり数値目標など組んでないところですから、一応お書きになっておいてもさほど弊害がないから、これでいいと思います。「漁業」のほうで書いちゃいますと、漁業はほかのは全部数値目標を持っているので、ちょっと具合が悪いので、僕は伏せておいたのです。そういういきさつがございます。大西先生が生き返らせてくださいましたから、それが皆さんの合意の中で生きてくれば、それはそれで結構です。5年の間に努力をして、少しは手をつけましょうというところぐらいまでは行けると思います。

- 倉阪委員 最後の意見ですが、「<モニタリング調査>を明記する」を「『市川塩浜護岸改修事業』の記述の仕方に変える」とありますが、今の事業内容の書き振りでも一応「モニタリング」「順応的管理」というキーワードは入っていて、逆にこれを市川塩浜事業のように変えてしまうと、事業の熟度がそれに似たようなものなのかという印象も与えかねないと思いまして、今のままでもいいんじゃないかと私は思います。
- 大西会長 「市川塩浜……」というのは、29 ページにあるような<>で書くスタイルね。こうするとやらないんじゃないかと思う……。
- 倉阪委員 「市川塩浜……」のように書くと、事業熟度がかなり高そうに見える懸念があるので、今のままでいいんじゃないか。事業熟度が高くなってくると、どうせ事業内容を具体的に書き換えるということになると思うのです。そのとき「市川塩浜……」並みに書けばいいんじゃないかと思います。
- 工藤委員 誤解をされるといけませんので付け加えさせていただきますが、「漁業」のところで書くときの「干潟化試験」、これはリンクはしていますが漁場の話です。そしてここでおっしゃっている干潟は、漁場外の話です、多分。これよくわからないですけど、だと思うのですよ。漁業のほうで言うと漁場の話。漁場というのは、漁業権海域の話です。そこら辺が違いますので、漁業権海域はいま手をつけられませんので、4年後になるか、5年後になるかというのは、そういうことでございます。

こちら、例えば今、2丁目の護岸をやっています。あそこには当然砂がつくのですから、その分についてはここでいま書いておかないとまずいことなのですね。そういうことでございます。

大西会長 漁場を含むかどうかは明示はしてないけど、現状に照らして考えれば、論理的には

工藤委員の言われたようになるということです。

- 後藤委員 例えば実験的に淡水を入れるとか、土砂をどこか陸側に流してみるということをやると、必ずそれは漁場に影響が出るので、そこは非常に慎重に漁業者の方たちと、漁場再生委員会も含めてきちっと議論してやることですので、区分けするというよりは、むしろ影響のないように、それからお互いがよくなる環境になるようにというニュアンスだと思います。だからこちらのほうが少し幅が広くて、漁場は漁場の中の問題だと思いますので、それをうまく整合性を話し合いながらやっていけばいいのかなと思います。
- 工藤委員 明らかに漁業権外水域と漁業権水域となっていますが、今の例えば護岸工事でも、 ノリ養殖を行っている間は工事をしないとか、こういうことをやっています。ですから、 必ず協議をしてそれは行われるべきものであると私は思います。そのことを断り書きで書 くか書かないかは別問題だと思います。で、丁寧なら書いておけばいいのです。だけど、 書かなくても、今でも協議をやっているわけですから。ということで理解してください。
- 大西会長 そのあたりは、さっき場所をペンディングにしたけど、「漁場再生検討委員会を尊 重する」というのがありますから。
- 川口委員 今の工藤委員のお話と関連するのですが、護岸のときは護岸検討委員会に行徳と南 行徳の理事の方 2 人が出ていましたので、考慮も簡単にできたわけです。簡単にというか、 配慮ができたわけです。藻場とか、こういうテーマになると、漁業者とは直接話ができま せんね。そのところで、むしろ漁場再生委員会のほうへフィードバックするテーマかなと 考えたわけです。
- 工藤委員 「協議すべき」というのを付け加えたほうがいいかもしれませんね。
- 後藤委員 モニタリングについてですが、これは全体的意見の中で出ている部分もあるので、 事業計画の最初のほうにきちっと書き込む方法もありますし、やるときはモニタリングなり順応的管理をやりますよということで全体でかけちゃうのと、事業計画のかなり実施計画に近いところは、塩浜みたいに、何を調べて何をやるかモニタリングして、どういうことを検討するかということで、ここに入らなくても言葉として入っていて、事業計画全体の進め方の中できちっと入れば、それは全然問題ないと思いますので、後で全体に関わる事項の中で少し検討できればなと思います。
- 大野委員 今、国交省のほうで水系懇談会という準備会があって、漁業者の希望といいますか、 漁業者の問題点というか、そういうのが抽出されたり、意見として取り上げられて、近々 まとまるのかどうかわからないですが、そういうものとの関連というか、そういうのは県 は承知しているのでしょうか。

大西会長 それはどこの水系についてですか。

大野委員 三番瀬です。

- 大西会長 それについては、事務局のほうで把握していますか。あるいは、国交省のほうで、 何か御発言があったらお願いします。
- 三番瀬再生推進室 おっしゃっているのはどういうあれかわかりませんが、お聞きした範囲内 では、いま把握しておりませんけれども。
- 国土交通省 水系懇談会は幾つかあるのですが、具体的にもう少し御示唆いただければ。直接 的にどれかはっきりしませんので。
- 大野委員 関連のことは、羽田の第4滑走路にあわせてそういう委員会が開催されています。

もっと詳しく言いますと、第4滑走路の影響というのはごくわずかだという調査結果があって、もし想定外の被害というか害に対しては、環境への配慮とか、あるいは水系の手当によって緩和されるだろうというもとに、航空局と補償局が中心になって懇談会的なものがいま行われています。

- 国土交通省 おそらく、東京国際空港の再拡張がいま計画されていまして、それの現在の水域環境のモニタリング、要は今後工事をした場合に周辺の海域にどういうインパクトが出てくるかというモニタリングをしようという予定があって、そういった水質あるいは生物生態系の影響を把握しようということで検討委員会というか懇談会が開かれておりますので、それを指しているのかと思いますが、それは直接的に三番瀬のエリアの検討というのではなくて、羽田沖を中心として東京湾を含む海域でということですので、直接的にこの検討会とどこまで関係するのかというのは、すいません、すぐにお答えできないのですが、そんな感じだと思います。
- 大野委員 各海域、例えばこの3組合は東京湾北部海域ということで一つのブロックで会議が 行われています。そのときの対象は三番瀬海域です。
- 大西会長 それについては、県のほうで何かアウトプットがあるとすれば、それを収集していただいて、必要があれば委員に周知するように配付なり、内容を知らせるというふうにしてください。
- 国土交通省 若干情報の訂正ですが、いま私が説明した検討会というのは一つあるのですが、 それとは別に、羽田の再拡張の工事について漁業関係者の同意を得るために、東京湾の漁 業関係者を3ブロックに分けて意見交換会をしているというのがあって、おそらく今のは その話だと思われます。それは、再拡張に伴う影響なりについての漁業者との意見交換の 場ということです。
- 大西会長 その会議が行われること自体については、直接ここは関係ないと思いますが、その 会議の中で何か三番瀬のこの問題に影響がある議論が出たとかいうことであれば大いに関係すると思うのですが、今のところそこまでの御主張ではないですね、大野さん。
- 大野委員 会議の内容といいますか、主題が水系ということでやっています。それについて「漁業者は意見がありますか」と、その意見聴取しているのが羽田の拡張の関係の方々です。意見はすべて三番瀬の海域で働いている人たちの意見を取り上げている。ですから、これと随分関連があるんじゃないかなということです。
- 大西会長 言わんとするところは、関係があるから……。
- 大野委員 水系ですから、当然、漁場環境がどうか、例えば江戸川の水がどうか、当然三番瀬で問題のあることを漁業者は述べているわけです。それを改善していただきたいというような希望を、皆さん言ってました。
- 大西会長 漁業者がそこで出している意見を参考にしろということですね。
- 大野委員 いや、ここで取り上げている問題については、二重三重にラップしていくな、もったいないことだなと思っているわけですよ。
- 大西会長 よくわからないけど。
- 大野委員 わからないですか。今ここで大いに三番瀬漁場について論じて水系の問題が出ているわけですが、それは、いま漁業者も、そういう機会があっていろいろ協議しています。 それは、相手方は国交省ということです。

大西会長 漁業者とそういったパイプが十分にないという現状にありますので、漁業者がどう いうふうに水系あるいは水質等について感じているのか、そうしたところの情報を収集し ていただきたいと思います。

それでは、元の提案に対して今まで出たのは、「藻場の調査・研究」「造成試験」に関連して、あるいは「干潟的環境の形成に関する試験」や「淡水導入に関する試験」というような表現に、これは「第1次事業計画の目標」に関わるところですが、漁業者との関係を明記する必要があるのかどうか。これはさっきの漁場再生検討委員会のこともありますし、漁業に触らないということは、漁業を尊重するというか両立させるということは円卓会議以来の方針ですので、一般論としてはしみ込んでいると思いますが、個別の場所で記述をする必要があるのかどうかという点が意見が出たと思います。

「モニタリング」については、これは、そういうふうに書いたほうがいいのではないかと。ただ、8ページの「計画事業」については、「モニタリング」「順応的管理」は一応全体に通っているような気もしますが。

- 吉田副会長 全体的な理解としては、後藤さんからそういう意見がありましたが、倉阪さんの意見としては、事業のこの四角の中に書いてしまうと、事業があたかも「市川塩浜護岸改修」と同じぐらいの熟度に達している中でモニタリングをするような誤解があるので、この中では書かずに、全体に関わる事項、私が全体的に引き受けるところに入れると、そういう書き方でいいと私は理解したのですが、そういうことでよろしいですか。
- 大西会長わかりました。今のこの点については記述はそのままということで。
 - 一つだけ気がついたのは、「単調化」を「悪化」に修正するのは採らないと書いてありますが、本文の基本計画には「単調化による悪化が進みました」とあるので、これにあわせていただいてもいいと思います。前に一度議論した記憶がありました。

今の点を除いては、特にこうしろという御意見はなかったと思いますが、その問題に絞って、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

- 大西会長 それでは、清野さん、漁業者との関係はどういうふうにしたら……。文案をつくってくれますか。
- 清野委員 漁業者との関係については、漁場再生検討委員会のほうの内容との整合性について は、また文案をつくって関係する方に御相談したいと思っています。

藻場に関しては、実際この検討をしたときに、藻場が生態系にいいからということでやったとしても、それがノリに入ったら消費者が拒むじゃないかということを、漁業者から指摘をいただきました。そんなにノリが混入物にシビアな産業だということを、そういうふうにお互いやりとりがあって初めて知って県民に広まっていくというのもございますので、引き続きコミュニケーションとか御意見をいただくことは、私たちの漁業の現場への理解を進めるためにも大事だと思っています。文案については、後日になりますが。

- 大野委員 藻場について先ほど「じゃまだ」という話がありました。当然これはアサリをまいたりする人たちですが、実際は漁船漁業の方たちが県の意向で藻場を再生したりする事業をいま展開しています。そういったところの整合性というか、連絡がよく取れてないんだな。どうもちぐはぐだね。私もよくわからないのですけど。
- 清野委員 「藻場が稚魚を育てるので、魚を取る人にとっては藻場がないと困る」という意見

も同時にいただいておりまして、漁法によっても、あるいは流通や加工によっても藻がどういうふうになるのかということが一歩一歩の勉強でございますので、この再生会議に参加していただくのがベストですが、そうじゃなかったとしても、どんどん漁業の現場からそういう情報をいただけると、とんちんかんにならずに済むかと思います。

- 大西会長 「目標」とか「計画事業」はいずれ実施計画のところでより細かく書かれるので、 あまりディテールにこだわらなくて、「キーワードが入っていればいい」というぐらいに 考えていただかないと、あまり細かくやっても大変過ぎると思いますので、ほどほどにし ろとは言わないけれども、骨太に書いていただく。
- 細川委員 ほかの節との調整ということで言うと、この第1節と「第3節 漁場」「第4節水・底質環境」は相互に関係あるとか、事業の計画になってくると、事業をやる人が県の中で個別に分かれているところがあって、どうしてもそこの事業をやる人の視野が「計画事業」とか「事業計画」の中には大きく出てきてしまう。そういう中で、大野さんの言ってるように「よくわからない」とか「相互の連絡が悪いんじゃないか」という話が出てくるので、吉田さんが先ほど言った第1章 県がどういうふうに全体を見ていくのですというところに、個別の事業に落とし込むときでも「全体について県がしっかりと見て調整をとるようにしていきます」という文章を書いておいたらいかがでしょうか。それを受けて、第2章の各節の中で、ここと連携を取ります、ここと調整を取りますというのが書いてあると、県の姿勢としてもはっきりするのではないかと思います。

あわせて、漁場再生委員会との関係といったところも、いろいろな局面で出てくると思うので、第1章の中で少し書いておいたほうがいいような気がします。第1章の議論はこれから後になされるようなので、ちょっと先走りましたけど。

大西会長 わかりました。そういうことを今御提案を受けて、共通するところはそこで書いて、 ここのところでは記述は省略するというやり方も取りたいと思います。

歌代委員 全員一致という部分については、まあまあ私も賛同するところですが、全員一致で ないところは少数意見ということですか。

大西会長 提案ではないということです。

清野委員 この言葉丸ごとじゃなくて、分解して入れましたとか、4人中3人までとか……。

大西会長 全員一致のところに入っていると考えていいのですね。

清野委員 全員一致のほうに散りばめたつもりです。

大西会長 今回は全員一致のところだけ見ていただければいいということですね。

清野委員 はい。

工藤委員 お願いが一つあります。

先ほど来混乱しておりました漁場再生委員会との整合をここで図る、あそこで図るというのがあるのですが、例えば「干潟化の試験」というのは、「漁業」のほうにあって、「漁業」のほうでは記述しないでこちらに書いてあるわけですね。藻場の試験は、こちらにあって「漁業」のほうに記述されている。両方にあります。そういうことであっち行ったりこっち行ったりするのですが、ここで「漁業」のほうに項目が載せられているものについては、当然、漁場再生委員会との問題は付記されるわけですから、これは問題ないわけです。ですから、「干潟化」は問題ないということです。

問題は、「計画事業」というところで、現在見ていますと、8ページには1と2しかな

い。ほかの、例えば行徳湿地の再整備は第2節に書いてあるよというのは、体系図のほうにあるのです。体系図にあって、こっちにない。体系図だけ見れば問題はないのでしょうが、この中へ、例えば3番目に「行徳湿地は第2節に書いてあるよ」とか、4番目に「藻場は『漁業』のところに書いてあるよ」ということをちょっと書いておけば、わかりやすいんじゃないかと思います。

大西会長 書いてあるじゃないですか。書いてある。

工藤委員 体系図には書いてあるのです。問題ない。だけど「計画事業」でもまた枠をつくってつけておいたらどうでしょう。3番、4番という枠をつくって、これは「漁業」に書いてあるよとか、これはあれに書いてあると書く。

大西会長 その意味でこの体系図をつけた。いろいろなやり方を今までとってきて、これがわ かりやすいのではないかということですが。

工藤委員 体系図を見ればわかることですから。

大西会長 それでは、第1節については以上とさせていただきます。

会場の意見を聞かなかったので、2節のところであわせて聞きます。

次に第2節、これも清野委員に取りまとめをお願いしました。

清野委員 それでは、20ページ、「第2節 生態系・鳥類」について御説明します。

まず、タイトルの修正は、先ほどと同じ理由で行わない方向です。

「2.【第1次事業計画の目標】」ですが、文章として全員一致でここにあるような文章を入れたいと思います。これは、再生の目標がなかなかわかりにくいということが懸案でございました。そのため、「目標生物」ということで多くの人がイメージできるような生物で、かつ生態系の条件を代表するもの、例えば生態系指標種とか、そういう言い方を生態学でいたしますが、そういうものを選定して「生活史や生息環境条件、過去から現在に至る生息状況等、再生のための情報、事例の収集、調査、検討を行います。」というのを入れたいと思います。これによって、「生態系・鳥類」でまず何を再生として着手していこうかということについて、具体的な提案をさせていただくことになります。

この目標生物の選定についてですが、公募するとかいろいろな方法があると思いますが、 過去何がいて、いつどういうふうになくなっちゃったのか、何を復活させたいのかという ことも多くの県民の方に参加していただくようなプロセスが必要かと思います。

過去どういう生物がいたのかということに関しては、三番瀬の周辺で行われてきた各種の調査の洗い直しによってデータが出てくる場合もあり得ると思いますし、あるいは、県民からの情報もあるかと思います。ですから、「生態系・鳥類」の目標の中で、目標生物を検討していくことがかなり実質的な再生目標につながっていくと思います。

ちなみに目標生物を選定していく過程で、どういうところに住んでいるとか、どういう環境条件が必要なのかというのは、既存の論文とか調査によってかなりわかっているものも多いかと思います。その中に当然ながら水産生物も多く入っているかと思いますので、先ほどの第1節に申し上げた漁業生物も含めた海の生態系を検討していくことになろうかと思います。

「3.【施策の体系】」ですが、削除をというところがあったのですが、「施策の体系」 はもともと県から御提案いただいたままで残したいと思います。あまりくくってしまうと、 かえってわからなくなってしまうからという理由です。 21 ページに行きます。

三番瀬自然環境調査事業がどういうふうに重要かという意見を具体的にいただいたのですが、これに関しては多分十分認識しているはずという前提で、あえて文章にこのフレーズで記入することはしないという方向です。

(2)、このあたりは全員一致ということで書いているのですが、三番瀬の再生生物調査事業です。これは、先ほど説明いたしましたように、全体の状況の把握、モニタリング、ある意味でルーティンでずっとやっていく調査というのもございます。一方で、再生ということに本格的に取りかかるときに焦点を絞る必要があります。「再生」というときにどういうふうに焦点を絞っていくかという方法論の一つに、目標生物を調べていって、その環境条件と対応させていくということがございます。これを三番瀬の事業においても提案させていただきたいと思っております。これは全員一致でここに書いていますが、若干ここの文章が細か過ぎる部分もございますので、最終的な文案ではもうちょっと整理したものを入れさせていただけたらと思っています。

次の22ページです。

「生態系・鳥類」について、再生のための数値目標を掲げるようにという意見をいただきました。これもいろいろ検討してみたのですが、数値目標を入れてそれが達成できるのかとか、その数値自体に根拠がどこまであるかということがございまして、まだそういった検討が不十分であるということで、今回は第2節には数値目標を入れないということをワーキングとしては考えております。

一方で、「目標生物を検討する」というところで、定性的な整理はかなりできると思います。そして、そのためにどういう環境条件が必要かという項目も整理できると思います。それが整った段階で、定量的なプロセスに移れるものに関しては、積極的にそういう努力をしたいと思います。ですから、数字はここに入れませんが、最終的な文案の中で、きょうの会場からも御意見があれば、何らかの形での定量化の試みはしてみたいと思います。

定量化に関しては、次の節にも関係するのですが、生態系や環境に関するところで量を 挙げないと、海はあまり量を挙げるのが得意じゃないのですが、陸のほうは水循環とかい るいろなもので量を挙げておりまして、陸域の計画は量があるものはほとんど導入してい くということを県のほうでも既になされています。それに比べて海がアバウトであるとい うことで、数字にしないと検討してあげられないというふうに言われた部分もありまして、 世の中そういうことなのかなというのを改めて認識いたしまして、今後5ヵ年で、海から 陸域のほうに提案する場合に、もうちょっと量的なものを集中して検討するという必要性 も今回十分認識いたしましたので、これは、第4節ともかかわりますが、きょうも御意見 をいただければ何らかの項目は入れてもいいのかなと思っております。

それから、この紙に書き忘れてしまって申しわけなかったのですが、タイトルが「生態系・鳥類」というわりに鳥の話が全然入っていません。これは、こちらの時間不足だったり認識不足だったりしたのですが、きょう、蓮尾委員ほか鳥に詳しい方もおられるので、アドバイスもいただければと思います。

ワーキングとして考えたのは、鳥類の役割をきちんと整理してみて、鳥が生態系の中で 果たしていること、食物連鎖を通じて物質循環にかかわっていること、一方で鳥の羽が漁 業に迷惑するというお声もありますし、食害の問題もございますので、三番瀬の中で鳥は どういう存在なのだろうというのをもう一度位置づけ直すこともあろうかと思います。

現在、鳥の役割に関しては、再生計画案の本の 38 ページに模式図がありますが、海域にたまった有機物を取り上げる役割として、ノリや貝が 45 だとすると、鳥の役割が 52 ということで、漁業と同等以上の役割を鳥が果たしております。そういった点で、三番瀬は干潟を物質循環の視点から見るという先導的な検討をしてまいりましたので、そういう知見を活用して、それぞれの生物の役割、漁業の役割も生態系の中で定量化していく方向性もあるうかと思います。

駆け足ですが、第2節については以上です。

大西会長 具体的には、「全員一致」と書いてある上のほう、10 ページの「目標」の最後に5 行の文章を入れるということです。

それに対応する格好ですが、「計画事業」の3として、全く新たに「三番瀬再生生物調査事業」を入れよう。それが21ページに書いてあることです。

これについて御意見を。

- 川口委員 20 ページ、 の上から3行目「過去から現在に至る生息状況等」とあるのですが、その「過去」はいつに設定するのかが問題だと思います。先ほど工藤委員から、豊かな漁場についての定義というか、全く僕も同感ですが、意見が出されました。浦安の1期埋立て前のところから調べるのか、はたまた漁場再生検討委員会のほうでは目標として昭和60年当初と言いました。ですから、その辺のことから調べるのか。僕は、最初に言った浦安の埋立て前のその辺から調べていく。ですからここも、具体的に言えば「過去から現在(昭和30年から平成18年)」と書くのか、そういう記述が入るといいなと思いました。
- 大西会長 今ここでそこまで入れなくても、これから調査を提案していくので、いろいろな事 実がわかってきた中でそういうことがおのずから決まってくるということもあると思いま すが、いまイメージがあれば……。
- 清野委員 円卓会議のときに、地域の博物館の資料とかそういうところで、どういうものがいたらしいというところまではわかりました。ですから、いま川口委員から御提案いただきましたように文献に残ってないものとかもかなりありまして、人々の記憶にまだあって、「この辺にこんなものがいたよ」というのが収集できれば、昭和 30 年とか埋立て前でしたらいろいろな地図とか空撮がございますので、どこにどういう生き物がいたのかとか、そういうことが調査できるかと思います。これは業務調査というよりも、多くの人が場所と生き物と量を教えてくれるという、そういうタイプの調査になると思いますので、いま大きい方向で御賛同いただいてよかったなと思います。
- 後藤委員 提案したときに「当面の目標」とか「復活させる」とかちょっと乱暴な言葉を使っていますので、これは「指標」という言葉になるのか、それは清野さんのほうでもうちょっとこなれた表現にしてください。では5年間で復活させるといっても、長期的なものもあるでしょうし、現在のものの中でも指標になるものもあると思いますので、僕、ひどい言葉で書いちゃいましたので。

大西会長 どの辺ですか、ひどい言葉って。

後藤委員 例えば 20 ページの 「目標を明確にするため、復活させる」と書いてあるのですが、「復活させる」ものじゃなくて、今ある中でも少なくなったものもあるでしょうし、 「目標」という言葉がいいのか、「指標」という言葉がいいのか、5年間の計画ですので、 その辺はまとめ役の清野さんにお任せしますので、少しそういうところが変わるかもしれ ませんということだけコメントしておきます。

- 清野委員 すいません、私、宿題を忘れておりまして、議論はいたしました。「指標」と「目標」では、確かに若干ニュアンスが違います。「復活」というのが、ちょっと、人間が無理やりというニュアンスもありますので、そのあたりの文言は自然再生生態学の概念に則したものにしたいと思います。
- 大西会長 あまり学問的見解に則さなくても、一般の人が理解できて、概ね共通の理解をする ということも大事なので、よろしくお願いします。
- 吉田副会長 今の点ですが、「復活」が、もうなくなっちゃったよというものもあるし、少なくなったものもありますので、両方含むとすると「回復」のほうがいいのかな。「回復」というと元に戻るという感じですから、いいのかなという感じがします。

あとは、私は「指標生物」ではなく「目標生物」でいいと思うのです。「指標生物」はむしろ悪化の指標というイメージがありますので、どちらかというと「回復の目標」というようなイメージですので、「目標生物」のほうがいいと思うのです。その面で、追加する事業名が「三番瀬再生生物調査事業」というので、今度「再生生物」という新しい名前ができて、ちょっと何か「再生生物」というのも……。だから、「再生目標生物」なのか、あるいは「三番瀬目標生物」なのか、そこら辺は考えたほうがいいかなと思いました。

大西会長 「三番瀬再生のための……」というふうにしてもいいですね。

倉阪委員 「三番瀬再生のための目標生物」ですね。

大西会長 ここで会場から意見を聞きたいと思います。さっき第1節について飛ばしてしまいましたので、申しわけありませんでした。第1節、第2節について何か御意見がある方は 挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

特に今の段階で御意見はないということですので、続けたいと思います。

- 清野委員 「目標」といったときに、あまり高過ぎる目標だと実現しなくてテンションが下がってしまうという話もありまして、それもあったので、今すごく少なくなっているけれども、環境がよくなったら増えてきそうなものとか、けっこう釣りの方もそういう生物が少しずつ蘇っているのも観察されていますので、手が届く目標というのも考えようということも議論いたしました。文章には入れませんが、そういうニュアンスでございます。
- 大西会長 前向きな言葉のほうがわかりやすくていいと思います。目標がだんだん変わっていってもいいと思うので。達成したら少しレベルを上げるというように。
- 工藤委員 ここで書かれているアサリの数値目標ですが、目標は、漁場委員会のほうは書いてはないのだけど、再生委員会ではちゃんとつくっています。ですから、それは見ていただければと思います。ただし、アサリはトン数ですが......。

大西会長 これは提案じゃないんです。

- 工藤委員 ノリはトン数や帖じゃないのですね。ある品質以上のパーセンテージというやり方をとって、つまり品質評価なのです。その辺のところも、ちょっと後で考えて。
- 大西会長 これは数値目標までは今回はやらないということです。これは提案じゃなくて、こ の前のページまでです。
- 工藤委員 数値目標は後回し。そうですか、すいません。

大西会長 数値目標までこの中で書くのは必要ないと思います。それはむしろ事業の中で決めていけばいいので。議論も必要でしょうから。

それでは、第2節については以上のような格好で、これは非常に積極的に「目標生物指標」という概念をつくっていただいて、わかりやすく三番瀬の目標を「生態系・鳥類」の観点から定めてはどうかということなので、ぜひこういうことをやっていきたいと思います。難しい面もあるかと思いますが、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2節は以上で、第4節に移ります。

第4節について、これも清野委員に取りまとめをお願いしていますので、報告をお願い します。

清野委員 取りまとめに関しては委員全員でやって、私が説明するという感じです。

23 ページ、第4節です。

全員一致のものを中心に説明させていただきますが、バックグラウンドの議論は大変多うございまして、大変おもしろかったです。実際に再生のために何ができるのかということを実質的に議論できるパートだと思いますので、ぜひそういう面からも書き込めたかどうかチェックしていただければと思います。

23 ページの全員一致の部分ですが、2 は、三番瀬の位置づけとか再生に関してどういうふうに寄与しているのか、そのあたりをはっきりさせたほうがいいんじゃないかということです。これに関しては、個々の事業がどういうふうに三番瀬に本当に役立つのか、それを数値的に示すことで事業を行うという提案をしたいと思います。数字も正直なところピンからキリまであるのですが、先ほど申しましたように海のほうがあまりに数字がないまま言葉だけで言ってると、陸も含めて水とか土砂のほうで聞いていただけなさそうなので、海の話も数値目標を努力するということでございます。

は「5年後の三番瀬とその周辺の姿、目標の記述」ということです。「目標」で、これがなかなか今まで難しかったのですが、これをエリアの個々の事業に関してももうちょっと具体的なイメージがわかるような目標で書き込んでいくなり事業内容を検討していく、あるいは県民に周知していくことをお願いしたいという方行性です。

です。「他の目標に配慮、連携の取れた計画であるべき。」、これは、先ほど細川委員からも御指摘がありましたように、実は水とか底質に関する事業は多くありますが、個々がバラバラです。バラバラなのだけれど、うまく総合化すれば相乗効果もあるということなので、それをやっていただくということ。それも、例えばここの例示にあるような護岸の親水性とか船着場の整備とか、そういった利用に関するところ、あるいは多自然化や観察会、もうちょっと身近な自然を回復するのを見守っていくとか、身近なところの事業もできるだけ再生の一部と位置づけて、個々を丁寧に検討していくという方向をお願いできればと思います。

23 ページは意見としては とありますが、文章の形でまだ反映をしていませんので、これからもう一度文章化して提出することになろうかと思います。

次、24ページです。

ですが、このあたりは結構具体的な議論がありまして、その中で書き込める範囲を書いているものが全員一致となっております。

「第1次事業計画の目標」の(2) ですが、「水循環の健全化のため、流入河川、湿

地の再生、湧水の保全など、自然のメカニズムが働く豊かな環境を取り戻す必要があります。」というのを文章として入れていただけたらと思います。

これは、かなり具体的に何を検討しなきゃいけないかという項目をここに入れています。この「自然のメカニズム」という言葉が、第4節の中の議論で私どもは大事にしたところです。つまり、自然のメカニズムや今あるものをできるだけ活用しながらという趣旨で修正していただければと思います。

は、「旧江戸川からの淡水導入及び土砂供給」とありますが、これはここでは入れないで、後述のほうで入れたいと思います。

、ここが結構大事なところなのです。水循環の再生というときに具体的にどんなことができるのかということですが、小河川の復活というか、三番瀬に流入する小さな川でそれが戻っていくプロセスを観察しながら、少しずつ何が課題なのかということを学んでいく。自然も回復するけれども、関わる人たちもリテラシーというか関心・知識を上げていくということを考えております。そのためには小河川ということで、例えば猫実川などが挙がっておりましたけれども、既に関係する方は何となくイメージしているような川が何本かございますので、そこで実験をしてみたらどうかということです。

、水質の改善のところですが、これは県の水質の行政のほうにもいろいろ話を伺いながら議論いたしました。三番瀬再生があるなしにかかわらず、千葉県は昔から環境問題が多かったので、全国でも先導的に水質対策をやってきまして、かなり熱心にかつ淡々と今後も継続していくつもりがあるという話を伺いました。もちろんそういった自主的な営々とした努力も継続として続けていただきたいのですが、では実際にどういうふうに中身をやっていくのかに関しては、またこういった公開の場で議論することによって別の視点も入るのではないかと思います。そのため、生活雑排水対策などを今以上に強力に行うということで、下線部を挿入したいと思います。こういう水や底質に関しては、言われなくてもやっているというものがたくさんあると思いますが、再度、三番瀬再生という観点から位置づけました。

は高度処理水です。生活排水や産業排水をどういうふうに水循環として再生していくかということに関しては、いろいろな方法論があります。これに関して具体的なところは全員が一致したわけではないのですが、方向性については、ここに書きました範囲で全員一致しておりますので、このように入れたいと思います。つまり、「高度処理水の河川への還元導水事業や中水利用」は、提案はされていますが、コストとか、それが本当に環境にいいのかとか、そのあたりは市民が参加して議論する機会がなかなかありませんでした。そのため、「」で書いたような細かい点になりますが、水を使って排水もしている県民という立場からもきちんと知って、何ができるか、実質的な意味での参加をしたいという意思の表明です。

その際に論点としては、やはり自然の仕組みに沿った水循環の再生を目指したいと思います。例えば上流にポンプアップしてまた流すということも方法論としてありますが、トータルなマネジメントが環境的にどうかということを考えるということが議論されてきたわけです。

これは全員一致で、「」は全部入るかわかりませんが、その上の と書いてあるところは入れたいと思います。それによって、本格的に下水道、あるいは処理に関する水循環

の本質的なところを検討することに着手していただければということです。

です。継続して行ってきた事業が多かったと思うのですが、それも結局縦割りになっていて、個々が営々と努力してきたことでの環境政策だったと思います。ですから、三番瀬再生の水循環では、総合性と相乗効果を目標に、とにかくお互いに何をやっているかというのも、分断されているものを越えながら検討していくことを進めていただけたらと、県にお願いしたいと思います。これは、先ほど細川委員からも提案がありましたように、水は多岐にわたる分野にまたがっておりますので、全体を県が掌握しながら総合的に進めていくことと呼応するかと思います。

25 ページの下の「施策の体系図」についてです。これで と に関しては全員一致したところです。「海老川流域の自然な水循環の再生」ですが、これは具体的な名前を入れております。もともと海老川とか真間川とか幾つか意見をいただいている川がありますが、そこでは既に先行例として水循環や総合的な水マネジメントでやってきているものがあります。それを三番瀬に配慮して位置づけ直していただきたいということもあるわけです。

ちなみに海老川を名指ししてこういうものに入れ込むのはどうかという議論もあったのですが、一つは、海老川が水循環の再生ということで5ヵ年計画を本年度の3月に立てられたと説明をいただきました。その際に海のことがあまり入っておりませんで、ワーキンググループとしては結構びっくりいたしました。それはなぜかというと、陸域の水をどう受け入れるかという海の目標の設定がないために、陸域としても考えはしたけれどもなかなか計画に入れることができなかったというお話をいただきました。ですから、今後、海も含めた水循環の再生を次の5ヵ年計画で入れていただけるように、この5年間に検討していただくということで海老川を入れたいと思います。

の「合併浄化槽のさらなる普及」のところです。これは流域下水道の整備が現在進んでおりますので、それとの整合性はどうなるのかということもございました。実際、これから下水道はどういうふうになっていくのかも大きな課題であると思いますが、それも含めて議論をきちんと続けていくということで、全員一致で「合併浄化槽の普及」も入れております。

26 ページです。

このあたりも全員一致ですが、「4.計画事業」の中で、生活排水、産業排水の関係で、 汚染のメカニズムの調査とか原因を断つということ、それから数値目標、5年の達成イメ ージ、目安を示すということに関しては、ぜひ入れていただきたいということで意見が一 致しております。ただ、文言としてどういうふうに入れるかに関しては間に合っておりま せんで、今後の作業になることをお詫びいたします。

「4.計画事業」の(2)です。「海老川流域水循環の再生」ですが、このあたりに関しても、先ほど申し上げたように、海老川は水循環が熱心に取り組まれているということもありまして、そこで今ある自然をもうちょっと大事にしながら、もっと総合的な水循環の再生を行っていただきたいということで修正案を出しております。

県のほうの内容ですと、どうしても施設整備が多いような気がするのですが、むしろ三番瀬のほうからの提案としては、残された樹林地、谷津田、湧水源の保全とか、もうちょっと面的な、流域全体の環境を含めてどういうふうに考えられるかということを検討していただきたいと思うものです。

ところが、流域の水循環の再生が数値的にどこまで海にどういうふうにきくのかというのがわからないのではないかという意見がありました。それも一応みんなで議論したのですが、効果がわからないと言っても、仮説を立ててみて、陸域の流域の水循環が再生されることで海がどうなるだろうかと議論すること自体が大事なプロセスだと思いますので、こういった文言を入れることを提案したいと思います。

27ページです。

これもずっと海老川の話が入るのですが、説明したような形で 、 とも樹林地、内陸の取り組みの強化が入っております。

全員一致ではないのですが、議論があったところなので説明するのが です。下水の高度処理水の河川への還元の事業の推進ですが、導水事業によって平常時の流量の確保を図るという意見をいただきました。ただ、全員一致に至らなかった理由は、先ほども説明しましたように、安易に推進すると、エネルギーの問題とか、高度処理水の水質清浄の問題とかがありまして、「推進します」と書いちゃうと、検討が不十分なままゴーサインが出ちゃうのではという話がありました。ただ、これに関して、水の循環の再利用の話、環境用水という概念、平常時流量の確保ということに関しては大事なことですので、全体としての文言の中に込めたつもりでございます。

- (3)の東京湾への流入負荷の問題ですが、これは、全員ができるだけ数値目標を入れていただきたいということで提案しています。ただ、これは東京湾という視点から個々の県が何ができるかということに関してはいろいろな議論がございますので、今、実際にどういうふうに入れられるかというのは未検討の部分です。やっぱり数字を入れていただきたいということは提案します。
- (4)の「産業排水対策」です。これに関しては再生会議の中でも強い意見がありましたが、例えば臨海部の工場で、大抵の企業は決まりを守っておられるのですが、時にそうでない会社があると、本当に有害物質が異常な量排出されるという水質事故が起きます。そういった水質事故の防止をきちんとするということで、隣接する海域 三番瀬あるいは東京湾に関しても、臨海部の特に工場にもうちょっと御協力いただけるようなことが必要ではないかということになるわけです。これは、今ももちろんやっていらっしゃるところが大半ですが、1社でもそうじゃないところがあったということから強く要望したいということになりました。
- (5)「流域県民に対する啓発」ですが、やはり三番瀬が流域の水使いの最後の終着点であるということから、流域の方にもっと知っていただきたいというメッセージです。ここに書いたような形で、自分たち県民も水循環の中にあって三番瀬への影響力を持っていることをきちんと周知する事業をやっていただくことになるかと思います。

28 ページ。

「4.計画事業」の(6)、江戸川左岸流域下水道事業のところですが、これもいろいると意見がありました。いま十分議論を尽くしておりませんで、具体的な文言に関してはまだ入っていないのですが、大事なのは、 で下水道の塩素処理の問題は、環境や漁業にも影響を与えることから、もっときちんと海という立場から下水道処理水を考えるべきじゃないかという御提案です。これは非常に大事なところで、漁業と下水道という関係性の中では、今までは実はあまり解決されてないことも多かったと思います。それは、データ

がなかったこともありますし、影響があるとなると補償がしきれないこともあったと思いますし、技術の問題もあったと思います。一方でノリをやる場合には、ある程度適度な負荷があったほうがいいという話もあったかと思います。このあたりの情報がまだまだ錯綜している状態なので、きちんと情報を集めながら下水、海、漁業を考えていくことにしたいと思います。これは、文言としてほかに散りばめるということで、このままは入れないけれども、きちんと考えたいということです。

29 ページ。

「(7)計画事業の追加」ということで、海老川だけじゃなくて、真間川というお話もいただいています。真間川は、実は先導的に流域のマネジメントをやってこられた川で、非常に可能性のある川だと思います。ワーキングとしてはまだ十分検討していないので全員一致にはなっていませんが、流入する河川の検討の中に真間川はぜひ想定していただけたらと思っています。

追加の事業 で「小河川再生の検討・試験」の追加です。これは、全員一致で提案しております。幾つか小河川で俎上に上っているものがあるかと思いますが、それを汽水域、 後背湿地復元、自然浄化機能の向上のモデルケースとして実験していくことを、この5年間に検討と試験をやっていただければと思っております。

また、再生に関して多くの主体が参加する仕組み、知識や体験やノウハウの蓄積が行われることによって、次の中期、長期にわたる事業の準備段階が小河川の事業で行われると思いますので、まず小規模の見える範囲からやってみようという提案です。

最後の30ページです。

30 ページに関しては、第4節全体の付帯意見としてつけております。「全員一致」という書き方で付帯意見の中に入れてあるものですので、どういう形で最終的に載っていくかというのは、これからの調整もあるかと思いますが、4点ございます。

として「水循環系の再生等にあたっては、海からの視点や海への効果を視野に入れ、 対策を推進すること」です。県からの提案の事業の中は、どうしても今までやってきたこ との延長をもうちょっと強化するというスタンスであったように思いますので、ぜひ、そ れを海という点からもう一度見直していただくという提案です。

として「排水対策の推進にあたっては、発生源近くで処理することが望ましいという考え方を念頭に置きながら、汚濁負荷量の削減を図ること」です。これは、流域下水道の問題となかなか調整が難しいという話もあったのですが、流域下水道の中でも発生源の近くで何らかの水の取り出しとかそういうことが仮に可能であれば、そういったものを何らかの形で利用するような検討をしてもいいのではないかということです。「(三番瀬の環境から考えた削減方法の最適化や、生物の浄化能力の活用も検討する。)」と書いてございます。これは、国の水質の総量規制の見直しの中で、次の段階として発生源対策だけではある程度頭打ちになっているという現状から、川とか海の生物の浄化能力も使って生態系の力も使って水質を管理していくような発想が出てきていること。それから、海という点で下水道とか排水を見直すようになっていることがございますので、現在の県の水質の行政の中でもこういった部分を強化していただきたいという付帯意見です。

として「下水高度処理水の再利用や排水処理にかかる技術・方法の検討を行うこと」です。 先ほどから申し上げているとおりです。 として「真間川流域においても、水循環系の再生(湧水の保全と再生)を積極的に推 進すること」です。

これらは付帯意見ですが、ほかの事業計画の推進のときに、考え方や技術の情報、あるいは参加の方法が整理されてくると思いますので、次のハードルとして設定してありますが、再生事業がうまくいけば、ここの付帯意見もほぼ自動的にどんどんとクリアされていくかと思っています。

以上、駆け足でしたが、第4節については、多くの議論がありましたが、現段階でこのようにまとめております。

大西会長 ありがとうございました。

第4節について「全員一致」と書いてあるところが提案ということで、ほかについても 少し文言を変えながら生かしたいと。

ちょっとはっきりしませんでしたが、真間川は提案になっているのですか。

清野委員 付帯意見のほうに入れさせていただいたと。

- 大西会長 付帯意見というのは、前の付帯意見というのは、知事に答申を渡すときにくっついていた意見で、そこにいきなりこれが出ても文脈がつながらないので、後でわからないと思います。全員一致なんだから、どこかに入れたほうがいいかもしれません。例えば「目標」のところに書くとか。それはまた工夫したいと思います。いずれにしても、「全員一致」と書いてあることを中心に御意見をいただきたいと思います。
- 木村委員 先ほど僕は言ったのですが、「5ヵ年の達成イメージ」「数値目標」「目安を示すべき」という言葉が何回か出てきますが、これ僕も大賛成なので、文章をまとめるときに何らか工夫していただいて、こういう形をぜひお願いしたい。これが一つです。

大西会長 こういう形というのは……。

- 木村委員 「達成イメージ」とか「数値目標」「目安」「5か年の目標」がありますよね。どういう形か具体的には申しませんけれども。例えば継続的事業とか、先ほど数えたら緊急的なものは九つあるのですね。そういう九つの緊急的なものは5ヵ年で達成するとか。では継続的な事業はどうするのか。先ほど工藤委員が、これは5ヵ年計画の後半になってしまうんじゃないかなんて言ってましたけど、その辺の達成イメージが全然わからないので、その辺を工夫して、できればお願いしたいなと思ってますけど。できるんでしょうか。
- 大西会長 できるって、ここで提案しないとできないので。イメージが出ているものと、数値目標はなかなか難しいものが多いと思いますけどね。一応そういうふうに書いてあるのでね。どこまでやるか、5ヵ年でやることがこの事業計画に書いてある。数値化されているものは少ないと思いますけど。こういうふうに非常に具体的に目標が設定できればいいけれども、できるものばかりではないということです。

木村委員 少なくとも達成イメージというところですね。

- 大西会長 達成イメージは書いてあるつもりなんでしょう、これ。イメージが貧困だということであれば、修正しないといけないということです。
- 木村委員 もう一つは、「海老川流域の樹林地の保全と再生を図りつつ、残された湧水源を保全し」と書いてありますが、木を保全するには単に指導だけではなかなかできないので、 植林する仕事の方に「木をこういうふうに切ってもらいたい」という認証制度みたいなの を導入しなければ無理じゃないかと思うのですが、その辺まで踏み込んでこういう文章を

つくったのかどうか、お願いしたいのですが。

大西会長 少し御意見を伺いたいと思います。

佐野委員 この辺の部分をぜひ入れてほしいなと思っていたのですが、例えば真間川を例にしますと、「総合治水対策事業特定河川」と指定を受けて、国もお金を出しながら、単に川の改修だけではなくて、まちづくりの隅々で面的に例えば樹林地を保全して浸透を確保するとか、あるいは遊水地を確保するとか、あるいは下流部では排水を積極的に促進する。総合的にやっていくことで初めて都市河川の水害をなくすことができるということで進んでいます。そういうことで、制度的に担保されているわけではないけれども、とにかく今の水害を防ぐためには樹林地の保全も大事だ。三番瀬の再生の側面から見たときに、単に海だけ考えていればいいわけではなくて、三番瀬に流れ込む川、そして川の流域、そういったものが全部よくなってこそ初めて三番瀬もよくなるという発想でこういうものが入っている。この樹林地の保全の担保については、都市緑地保全法とかさまざまな方法があるので、そういうものをぜひ駆使しながらと、木村委員がおっしゃるようにもっと強力にできるような方法をやってくれたら僕もいいとは思っているのですが、とりあえず目標というか、お願いというか、そんな感じだと思います。

川口委員 私は 25、26、27 ページについて発言いたします。25 ページの一番下の 「合併浄化槽のさらなる普及」というテーマ、26 ページの 「生活排水、産業排水により……」の記述と、27 ページの 、下の 、これについて言及したいと思います。

三番瀬だけじゃなくて、東京湾に面したところは経済成長の過程で埋立ができました。皆さん御存じのとおりです。そこはほとんどが工場なり倉庫なりです。産業排水が、特に県も誘致した関係で、今までは企業に対して姿勢が全く弱かった。ですから企業が垂れ流していても長い間放置していて、JFEに関しても 15 年間も精錬過程で出るシアンを垂れ流しにしていたわけですが、それもまた続いて出ています。ですから、「素案」の 22 ページ、「産業排水対策」の下に「監視体制の確立」。「監視」という言葉がきつかったら、言葉を工夫していただいて。企業が、しかも世界に冠たる日本のトップ企業が長い間こういうものを垂れ流して、環境対策課の人でも紳士協定に頼っていたとか、昭和 30 年代に本州製紙で起こった問題と、50 年経っても全く進歩が見られないような環境対策課があります。ですから、「産業排水対策」の下の欄で結構ですので、「監視体制の確立」あるいは「監視体制の検討」でもいいですが、「検討」じゃ僕にとっては不満ですが、「確立」で、産業排水についてしっかりと市民・県民も注目していくシステムをぜひ構築していただきたいと思います。

それから、今度は生活排水ですが、合併浄化槽と後で出てくる下水道の問題ですが、合併浄化槽は、数値としては大体 20ppm が B O D とかリン酸の大体クリア基準なのです。 20ppm というのは、それを海やなんかに流すと、これ以上腐ってしまうほど汚れた水ということで、魚介がとても棲めない水なのですね。だから合併浄化槽を普及させて、さらに下水道との関連をうまくやらないと、合併浄化槽だけでは海は浄化できないのですね。ですから、27 ページと 25 ページは、その辺の関連性を記述していただきたいと思います。

これは県のほうにお願いです。環境政策課かもしれません。後で御意見を聞きたいですが。僕は排水については産業排水も含めてふだんから非常に関心を持ってます。市川市に、 三番瀬のエリア、塩浜1丁目、2丁目、3丁目の排水はどうなっているか聞きました。長 くなるのでざっと言います。毎日 600 ㎡の合併浄化槽から出た排水が三番瀬に流れ込んでいます。学校の標準的なプールで言うと一日 2 杯分です。これだけ皆さんが真剣に再生・保全の検討をしている中で、なぜ市川市はそんな汚い水を流すんだという話をしましたら、県のほうの協力がなかなか得られない、県のほうに直径 1 m10 cmの排水管の中にその 3 分の 1 か 4 分の 1 ぐらいの流量しか使ってない管がある、それを使わせてもらえないのだ、という市の意見がありました。これは一方的な意見だといけないので、県のほうの意見をぜひ聞いて、そういう意味からも汚水に対して市民一人ひとりが関心を持ちながら企業に対しては確立体制をしっかりしていただきたいなという意見です。

以上です。

倉阪委員 まず、24 ページですが、「事業計画の目標」のところで と は若干重複している ので整理は必要かと思いますが、 にも にも「樹林地の保全」というのが入ってなくて、 「計画事業」の追加のところには「樹林地の保全」がかなり書き込まれていますから、そ こは統一したほうがいいのではないかと思います。

それと、 で、「小河川の復活を検討し試験を行います」という「試験」というのは何をするのかよくわからない。同じことが、この事業計画で追加するところの「小河川再生の検討・試験」、この「試験」というのは何なのか、イメージがちょっとわからない。そこはイメージがわかるように書いたほうがいいのではないかということです。

元に戻って 25 ページですが、 の「文章の最後に追加する」、これはおそらく全体について同じことが言えると思いますので、吉田さんが検討される全体のところで扱ったほうがいいのではないか。ここだけ書くのは変かなと思います。

同じように、一番下の 、「さらなる普及」。継続的な事業で「さらなる」をみんなにつけていったら、みんなについちゃうので、これは要らないのではないかと思います。

27 ページ、 と 、これは同じところに違った修文が入っていますから、内容を調整しなければいけないと思いますが、一番下の「啓発」のところですが、ここに段落を入れるとつながりがよくないので、これも検討していただければと思います。

とりあえず以上です。

竹川委員 27 ページ、数値目標のことですが、河川自体の中の水質ということでなくて、小河川がたくさん流入してきて、三番瀬の中の海水の数値の目標ですが、CODで見ますと、港湾区域のCODの基準がかなり甘い。したがって、その基準を適用して管理していても、監視の数値としてはあまり使いものにならない。そういう意味合いで、三番瀬のCODの数値目標について、港湾区域とは別の数値目標を県のほうでは設定される可能性はあるのでしょうか。

大西会長 主張として、厳しい数値目標を入れるという主張ですね。

竹川委員 そうです。

大西会長 ほかにありましたら。

工藤委員 ちょっと知らないことがあって困っておりますので、関係省庁の方でどなたかお答 えいただければありがたいのですが。

ここで三番瀬周辺の処理場の問題が出ているのです。ですが、ここで私は一番わからないのは、合流式と分流式の比率がわからない。

大西会長 何ページですか。

- 工藤委員 この中では、提案のほうの 28 ページです。「さらに、三番瀬周辺の処理場における ……」という の記述ですが、これを考えるにあたって、このあたりの三番瀬周辺の処理 場はどうなっているのか。分流式と合流式の比率がわかっていないので、教えていただけ ればありがたいと思います。
- 大西会長 今、下水関係で、合併浄化槽と、公共下水道の分流化と合流化の比率と、二つ質問がありますが、いま答えられれば。日を置くということであれば、それで結構ですが。 下水道課 下水道課の白井です。

今、ほとんどが分流なのですが、合流式と分流式の区分は後で調べさせていただきたい と思います。

もう一つ、塩浜1丁目から3丁目の合併浄化槽云々の話は、正直申しまして、今どうい う話なのか私どもわかりませんので、それについても調べさせていただきたいと思います。 大西会長 合併浄化槽があるはずがないということですか。

下水道課 今、塩浜1~3丁目については工場地帯なものですから、コミプラといいますか、 集中的な合併浄化槽の形で処理されているというのは承知しております。ただ、先ほど話 が出ました「県の協力が得られないから」云々という話は、具体的にどういうことを意味 しているのか、今私どもでわかりませんので、ちょっと調べたいと思います。

大西会長 質問の趣旨はわかったということですね。

- 下水道課 基本的には、塩浜1~3丁目を早く公共下水道にしてほしいという意図がおありの 質問だというふうに理解していますけれども。
- 川口委員 当然ここは市の管轄の下水のエリアですが、困難な地域があって、県の管轄の中の大きな 1.1mの下水道を使わせてもらうと、終末処理場ができるまでの間、汚い水が三番瀬の中に入り込まなくて済むという話なんですよ。これは、資料を後でそちらにお見せしますので。ですから、先ほど清野さんのお話の中にあったように、行政の縦割りの弊害がここにも出てきているのですね。これだけ皆さん長い年月をかけて大変な議論をしているときに、一方で、一般家庭の浄化槽の排水基準というのは、よくて 20ppm です。こういう公共の河川とか公共水域というのは、普通はみんな 5 ppm じゃないと魚介が棲めないとされているわけです。ですから、合併浄化槽が幾ら普及しても、そこから出た排水をどう処理するかという問題があって、これは全部が全部県の責任ではないですが、空いている管があれば早く使わせてやってほしい。それを協議していても一向に進まないという意見が市のほうからあったので、市の肩ばかり持つわけではないので、その話が一方的じゃないことを祈っています。
- 大西会長 資料があるということなので、その資料をもとに、必要な調査というか検討をして いただいて、これは再生会議の場で出た委員からの質問ですので、全体に回答を流してい ただきたいと思います。

それでは、会場の意見を伺います。

発言者F Fと申します。

24ページの の文章について、文言を追加していただきたいということです。

平成 11 年に「市川二期地区・京葉港二期地区計画に係る補足調査結果の概要について」というのが取りまとめられましたが、その中で、三番瀬全体の干潟に関してですが、13 万人分の下水を処理する終末処理場と同程度の水質浄化能力があるということを結論

づけ、評価しております。 の中にどういうふうに入れるかといいますと、「また、水循環の健全化のため」の後に「干潟そのものの水質浄化機能を尊重した上で、流入河川、湿地の再生、湧水の保全など自然のメカニズムが働く豊かな環境を取り戻す必要があります」というふうにしていただきたいと思います。

発言者 D Dと申します。

24 ページの で「生活排水対策や産業排水対策」となっていますが、浄化槽に頼るだけでなく、生活排水対策の中に、市民参加というか、実際に海老川とか真間川を歩きますと暗渠になっている部分があって、市民がそういう生活排水がどうなって川に流れていくかという意識が低いと思うのです。そういう意味で、市民にも実際に参加できるような文章を入れていただけるといいなというか、その辺の対策、今後の問題としてと思いますので、よろしくお願いします。

発言者 E Eです。

今までこの再生会議では、第二湾岸と江戸川流域下水道の問題は三番瀬の再生とは離れているということで議論させていただけませんでした。でも、こうやって江戸川左岸流域下水道の話が出てきますので、ぜひここで議論させてほしいと思います。

それと、今、第一処理場の話をしておりますが、これから人口減少、節水、現在ある既設の処理場を使えば第一処理場は要らないという声も出ています。ぜひ、ここで次からも議論していただきたいと思います。

発言者 G です。

24 ページの に書かれている三番瀬周辺の小河川の問題です。あそこは、小さい河川は、川じゃなくて、流れてないと思うのですね。あそこら辺、全部、水質検査をしたことがあるのかどうか聞きたいです。

それから、そこに泊まっているプレジャーボートはいま何艘ぐらいあるのか。それに対する漁業の方の船が何艘ぐらいあるのか。そういうデータベースを知りたいと思います。なぜかというと、船を使えば排気ガスは出るわけだし、そういった関係をベイシックに基礎データとして知りたいと思いますので、ぜひお願いします。県の方なのか市の方なのか僕はちょっとわかりませんが、よろしく。

大西会長 ありがとうございました。

それでは、今の会場からの意見も踏まえて、取りまとめに当たった方々にコメントしていただきたい。

- 後藤委員 最後に図 10 と表 1 が付いていますが、これはあくまでも「河川・流域」の中で議論していたので、今回の議論の参考になればいいなと思って載せてあります。これは事業計画に載せるとか載せないということではなくて、これから新しい水循環のテーマを県のほうでやると思いますので、そのときに十分これを吸収していただいて新しくつくっていただければと思いますので、今回は参考資料ということでいいのではないかと思います。
- 清野委員 いま後藤委員からも御紹介がありました例えば施策の体系図とかもそうなのですが、過去にいろいろ検討しているものが、いろいろな理由があって、項目が落ちたり、文章のトーンがダウンしたりしているのだと思います。ただ、実際の県の担当の方とごうごうと議論していると、県のほうでもいろいろお考えのこともありまして、ぜひ、こういった再生の本格的な着手に際して、先ほど御意見がありました下水道とか水循環とか、いろいろ

な排水の規制とか、そういうことをもっともっと情報をいただいて検討していきたいと思います。ですから、個々のいただいた意見に関しては、きょう文章として今お答えはできませんが、最終案までにできるだけ入れ込んでいきたいと思いますし、また県のほうの事情に関してもきちんと伺っていきたいと思います。

県のほうの事情の主なものは、事業が着手して進んでいるものが途中で止まっちゃうと大変である、下水道なんか多分そうだと思うのですが、それからお金の調達ができないかもしれない、もう一つは、水質の目標みたいに、千葉県だけが頑張っても、ほかの東京とか神奈川とかそういうところからの影響があって目標が達成できないという広域的なもの、そういうものがあったかと思います。今までは行政のほうで「これはできない」と行政の中で合意して落としていたものは多いと思うのですが、多分、こういった公開の場で議論することによって、面倒ではあると思いますが、一歩一歩検討のレベルとか行政のレベルも上がっていくと思いますので、最終取りまとめに向けて、いただいた意見はできるだけきちんとした形で入れていきたいと思っております。

ワーキングは議論不足のところもあるので、私一人が取りまとめではなくて、委員間で 検討しながら進めていって、ほかの節との整合性も取っていきたいと思います。

大西会長 ありがとうございました。

皆さんから出た点を箇条書き的にまとめていくと、一つは、湧水源とか樹林地というのがキーワードとして、小河川を含めて流入河川が大事だということで、流入河川の水質を改善していくということでいろいろな試みが要るということです。

それから、下水、合併浄化槽に関連して、合併浄化槽あるいは下水道から流入する水質についてもきちんと記述する必要がある。

企業に関しては、ここで立入検査というのが書いてあるのですが、企業の排水の水質についての監視体制の確立がより必要ではないかという御意見。

それから、さっき倉阪さんから具体的な文言の質問がありましたので、これはあとで整理していただきます。

三番瀬に流入している小河川については、その水質とか、あるいはそこでプレジャーボート等がどのくらいあるのかという基礎的なデータなども関連する河川については整理しておく必要があるのではないかという御意見もあったと思いますので、これについては県のほうでそうした関連のデータを整理していただきたいと思います。

そういう項目について、次のステップとして、グループの方々にもう 1 回再整理していただいて、きょうのを踏まえた次の案を出していただきたいと思います。

具体的なところについては、受けとめるということでいいですか。

清野委員 はい。

大西会長 「試験」というのは……。

後藤委員 確かに「試験」という言葉があれなんですが、自然の川の流れを、そこでできるだけ小さい河川の中でもう1度やってみる。それは護岸の問題もあるでしょうし、コンクリート護岸を少しやわらかく土手にしてみるとか、ワンドをつくってみるとか、そういうことがあるので、むしろ自然っぽい川に直していく。内容的にはそういうことです。ちょっと言葉が悪いので。

大西会長 そこも含めて最終的にまとめていただくということにして。

駆け足でバタバタとなりまして申しわけありません。 第4節は、以上の議論を踏まえて次の答申案をつくっていただくことにします。

全体・第1章

- 大西会長 最後に、33 ページから全体と1章に関わる整理をしていただいています。これは 吉田さんにしていただいたのですが、残念ながらきょうは議論する時間がなくなったので、 要点を説明していただいて、これをどうやって議論していくかという取り扱いについて最 後に確認したいと思います。
- 吉田副委員長 皆さんお疲れと思います。私も疲れました。これを全部順々に読んでいくつも りはございませんので。

ここの部分は、一歩遅れてというか、皆さんから出た意見を受けとめるという形で進んでおりますので、ここに出ているのは、とにかく今出ている意見がずらっと羅列されております。ですから、これを受けとめながら、1章に入れるか、あるいは全体の付帯意見という形で入れるかということを検討しながら、次の会までに案をつくります。

きょうは、きょうの会議の中で全体あるいは1章に入れるべきだと言われた部分を、「ここでいいですか」という確認を私のほうからさせていただきたいと思います。

第2章の第1節についてですが、きょう配付の資料の 19 ページ、モニタリング調査に関して。これに関しては、全体に関わる事項、あるいは1章の中にもそういう文言は多少あるのですが、そういった形で入れていくという意見でしたので、そうしたいと思います。

第3節に関しては、13ページの付帯意見で「漁場再生検討委員会等での審議を踏まえ」という部分。これについては、佐野委員、竹川委員から再生会議の主体性についてのコメントもございましたが、こういったことを踏まえ、基本的には全体あるいは1章のほうで受けとめるほうがいいのではないかという細川委員からのコメントもございましたので、そういった形で入れていきたいと思います。

それから細川委員からの意見として、複数の節にまたがることで県が全体に調整をとったほうがいいものについて1章のほうに書いていく、そういう提案がありましたので、それは入れていくということです。

第4節ですが、25 ページの で、これまで県が行った継続していく事業で三番瀬の再生に寄与することについて、これは4節の中だけでなくて全体に関わるので、全体あるいは1章で受けとめていきたいと思います。

同じ4節で、30 ページ、付帯意見 とございますが、これについては、全体や1章に入れるにはあまりにも具体的ですし、ちょっと違和感がありますので、全員一致ということでもありますので、先ほど大西会長からもお話がありましたように、これは4節の中で何とか入れていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

あとは、前回、Dグループを行いました中で、米谷委員から、三番瀬再生に係る資金問題とか、そういった全体に係る提案がございましたので、それについても全体または1章のほうに入れていくことを考えております。

以上、私のほうで全体または1章に入れなければいけないと認識しているものですが、 抜けているものがありましたら御指摘いただきたいと思います。 大西会長 今のことでいかがでしょうか。

考え方として、「付帯意見」という言葉が随分使われていますが、付帯意見というのは、繰り返しになりますが、前回の基本計画の答申文の中に使ったもので、結果としてはこれがクローズアップされたりしたわけですが、しかし、基本計画には入っていないので、だんだんこれは遠のいていくわけですね。重要なことは本体に書くということが大事で、それを原則にしたいと思います。その意味では、いま吉田さんが言われたように1章に書くか、あるいは個々の節の中でどこかに入れる。全員一致というのは、なるべくそういう扱いにしたいと思います。最終的にどうしてもというのがあった場合に、それをどこに書くかというのを工夫するということで、原則は、全員一致のものについてはすべて本文の中のどこかに入れる、それをできるだけ追求していただきたいし、最終的に取りまとめもそういう方針でやりたいと思います。

今の取りまとめのところで確認がありましたが、何かそれについて意見がありましたら。 よろしいでしょうか。

きょうは大変御苦労さまでした。1時間ぐらい時間が超過してしまいました。かつ、最後のところで積み残しがありました。県のほうで資料を用意していただくもの、あるいは議論の延長については十分ではないのですが、一応きょうの段階ですべてのところについて議論したことになりますので、それを踏まえて各取りまとめ委員に第2次案をつくっていただいて、取りまとめ委員の会合をもって全体の調整をして、一応答申原案をつくります。それを各委員にお送りしますので、それについてのコメントを必ず文章でいただく。その文章を整理して、9月27日の議論では相当なところまで詰められるようにしたいと思います。9月27日は、特にいま出た1章全体のまとめ方について少し時間を取って議論したいと思っておりますので、個々のパート、節の議論については、文章のやりとりで相当詰めたいと思っております。ぜひよろしくお願いします。

また、これがすべてではなくて、この後に実施計画がついて、そこで具体化されるということですので、キーワードがここに入っているということが非常に大事であります。細かな表現については、あまり厳密にここでやっても、実際に調査していく中で新たな事実もわかってくるので、あまり細かな議論は不要と思いますが、キーワードが漏れないようにするということは大事だと思いますので、ぜひその点をチェックポイントとして、答申原案をお読みいただきたいと思います。

(2)報告事項

・「三番瀬フェスタ2006」の実施について

大西会長 報告があります。三番瀬フェスタについて。簡単にお願いします。 三番瀬再生推進室 「三番瀬フェスタ 2006」の開催について報告いたします。

本年度の三番瀬フェスタは、8月19日に市川市塩浜多目的広場において開催することとしております。内容については、添付しているチラシで御確認いただければと思います。皆さんの御協力をお願いして、報告にかえます。よろしくお願いいたします。

大西会長 ありがとうございました。ぜひ御参加いただければと思います。

最後になりますが、副知事から御挨拶をいただきます。

大槻副知事 皆さん、大変お疲れさまでございました。きょうはせっかくの日曜日でしたが、 大西会長はじめ委員の皆さん、さらには会場に市民の多くの皆さんが御参加いただきまして、事業計画の真摯な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

御存知のとおり、先週でございましたが、昨年9月に県議会のほうにできました三番瀬 特別委員会の第9回目の委員会がございました。知事が出席して委員会としての総括的な 審議があったわけですが、その中の内容を若干かいつまんでお話し申し上げます。会場に 御参加の皆さんも傍聴で御出席の方もいらっしゃるかと思いますが、改めて申し上げます。

最初に、知事が選挙公約として白紙撤回したこと自体がいろいろな問題をまた引き起こしたのではないかという、知事が選挙立候補の際における三番瀬諸問題の基本的認識は如何というような大変大きな政治的な視点での質問がございました。その後、漁業者の皆さんを一番悩ませております転業準備資金、この問題を一刻も早く解決しないことには、知事が公約としているこの三番瀬、白紙撤回した意味も何もないのではないかという意味での、漁業補償問題を早急に解決すべきであるという点。その次に、市川の直立護岸ですね。きょうも議論がございましたが、塩浜地区の2丁目、3丁目の護岸改修工事について、できるだけ早期に完了すべきだという御指摘。さらにあわせて、1丁目の改修についても県で行うべきではないかというような指摘がございました。次に、第二湾岸道路の問題。きょうも当会議でも出ておりましたが、この問題、建設促進について県として積極的に取り組むべきではないかという意見もある反面、交通量調査などをしっかりやって、その必要性そのものを見直すべきではないか、検討すべきではないかという意見も出ておりました。また、加えて、環境という視点で象徴的になっておりますラムサール条約、この登録に向けた県の動き、さらには保全条例の制定についての御質問等が出て、非常に幅広な議論がなされたところでございます。

この特別委員会は、来月の 29 日を一応最終の締めという予定で、これから事務的な内容が詰められる予定でございます。この特別委員会での提言、さらには本再生会議での提言等をいただきまして、私どもとして現在お願いしております事業計画を一刻も早く固め、事業の着手に入ってまいりたいと、さように考えております。

今後とも皆様方の県施策事業実施に向けての適切な御助言をぜひお願い申し上げまして、 きょうは朝からの大変な御議論に感謝申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。 本日はどうもありがとうございました。(拍手)

3.閉 会

大西会長 それでは、これで本日の再生会議を終了します。皆さん、御苦労さまでした。 (会場より「パブリックコメントの検討はいつ行われるのですか」の声あり)

大西会長 パブリックコメントの資料は出されていますので、委員の意見の中に反映されているということです。

三番瀬再生推進室長 以上をもちまして、第 14 回「三番瀬再生会議」を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。

以上